

檀原市新本庁舎建設基本計画

平成31年3月

檀 原 市

目次

	頁
第1章 新本庁舎整備の背景	
1.1. 基本計画策定の目的	1
1.2. 新本庁舎の建設位置	3
1.3. 新本庁舎周辺のまちづくり	4
1.4. 新本庁舎周辺の現状	6
第2章 新本庁舎整備の方針	
2.1. 庁舎整備のコンセプト	8
2.2. 新本庁舎に導入する機能	9
第3章 庁舎の規模	
3.1. 庁舎規模算定の方針	20
3.2. 職員数の想定	20
3.3. 新本庁舎の規模算定	21
3.4. 将来生まれる余剰スペースの活用対策	26
3.5. 駐車場・駐輪場の規模	27
第4章 新本庁舎の基本計画	
4.1. 建設敷地の条件	31
4.2. 土地利用の方針	32
4.3. 建物高さ及び階数の方針	33
4.4. 機能配置の方針	34
4.5. 景観及びデザインについての方針	34
4.6. 構造計画	36
4.7. 設備計画	39
第5章 事業計画	
5.1. 事業手法	40
5.2. 財源及び事業スケジュール	44

第1章 新本庁舎整備の背景

1.1. 基本計画策定の目的

昭和 36 年（1961 年）に建設された橿原市庁舎は、老朽化や耐震性能の不足、庁舎の分散による利便性の低下等の課題を抱えており、建て替えの必要性が高まってきている。

本計画は『橿原市新庁舎基本構想（平成 22 年）』（以下「基本構想」という。）に基づき、本庁舎の建て替えへ向けた具体的な整備方針の設定、導入機能の配置と規模の設定を行うとともに、財源計画・事業手法・事業スケジュール等の事業計画を策定することを目的とする。

表 1.1. 現庁舎が抱える課題

<p>(1) 社会情勢の変化や市民ニーズへの対応</p>	<p>全国的な少子高齢化の進展による人口減少社会の到来に加え、グローバル化が進展するなどの社会経済状況の急激な変化により、市民ニーズが多様化・高度化する状況において、<u>効率的なサービスの提供やコストの縮減</u>が行政運営に求められている。これらを踏まえ、これからの本庁舎においては、<u>長寿命化・省エネ・環境・ユニバーサルデザイン・利便性・コスト縮減</u>といったキーワードに配慮した整備が求められている。</p>
<p>(2) 災害対応活動拠点としての機能の確保</p>	<p>現本庁舎は、新耐震設計基準（昭和 56 年建築基準法の改正に伴う耐震基準）を満たしておらず、<u>中規模地震以上の地震発生時には倒壊し、または崩壊する可能性</u>がある。来る大規模地震に備え、市民の安心・安全な暮らしを支えるためにも、新本庁舎には、災害対策本部や受援窓口などを備えた災害対応活動拠点としての機能を充足した整備が求められている。</p> <p>なお、現本庁舎については、長寿命化を図るべく耐震補強の実施に向けて検討を行ったが、相当の数の耐震壁を設置する必要があり、効率性・経済性などの判断から断念した経緯がある。</p>
<p>(3) 庁舎本来の機能の向上</p>	<p>本庁舎は、各執務室が狭あいであったために事務事業の効率の妨げになっていたが、分庁舎が供用開始したことにより、現時点における本庁舎の執務室の狭あい問題は解消されている。しかしながら、建物自体の老朽化が著しく、耐震性能不足の本庁舎においては、引き続き、相当数の職員が業務を執り行い、市民の来庁がある現状である。そのようなことから、<u>一人ひとりが安全で安心して利用することができるよう、環境の改善</u>が求められている。</p> <p>また、本市のこれまでの行政機能は、本庁舎、保健福祉センター、かしはら万葉ホールなどに分散されていた。分庁舎の供用に伴い、総合窓口機能などある一定の集約化が図られたところであるが、今後もより一層の市民サービスと利便性の向上を図るためにも、行政機能の集約化を促進することが求められている。</p>

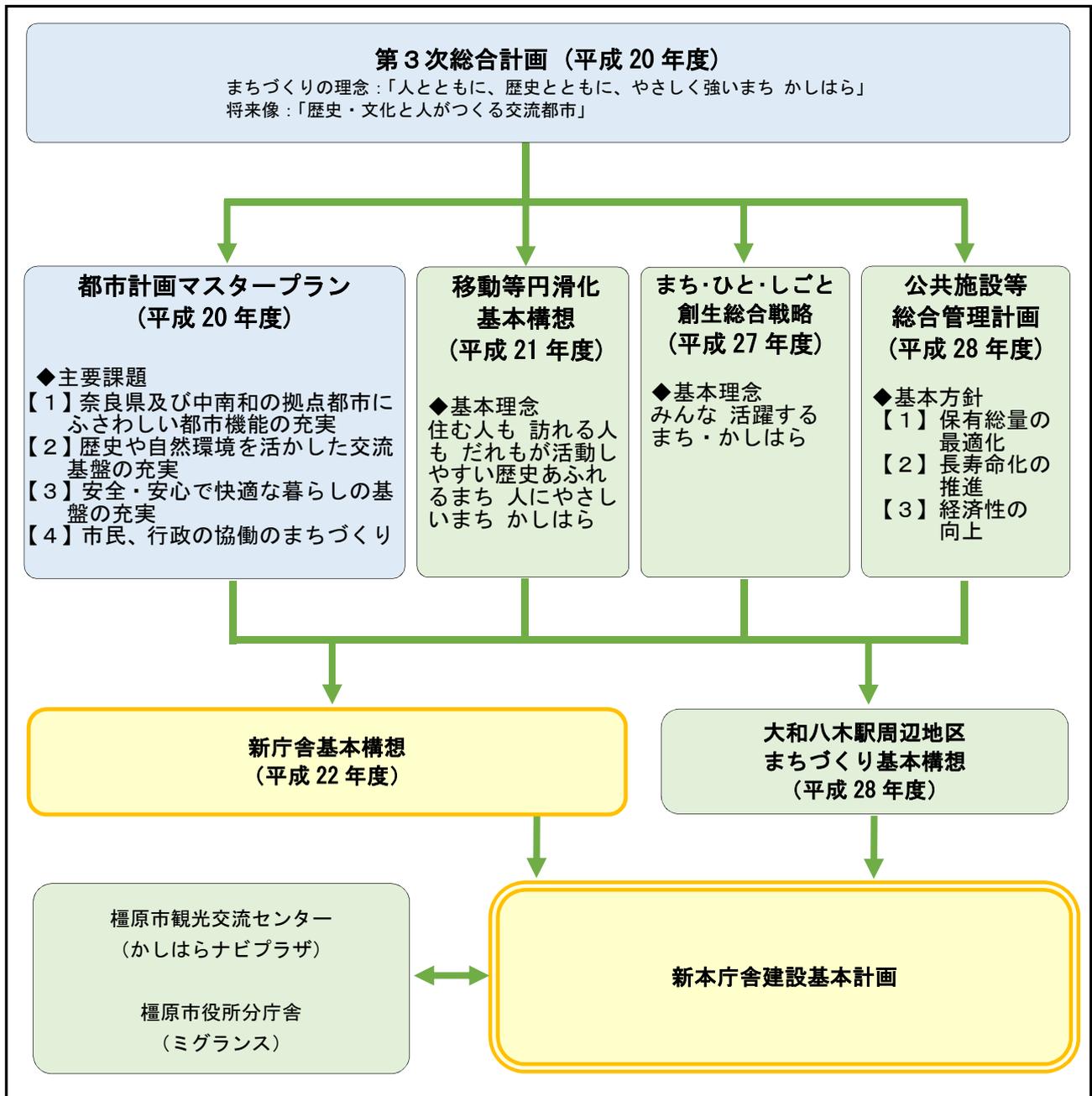


図 1.1. 基本計画策定の位置付け

1.2. 新本庁舎の建設位置

『橿原市新庁舎建設基礎調査（平成 20 年）』及び基本構想において、複数の建設候補地を比較検討した結果、「近鉄大和八木駅や近鉄八木西口駅、JR 畷傍駅及び道路からのアクセス性を最大限活用できるとともに、今後の周辺まちづくりを考えるうえでも大きな役割を担う拠点として位置付けられる」という長所を評価し、現庁舎敷地を新本庁舎の建設敷地に選定した。

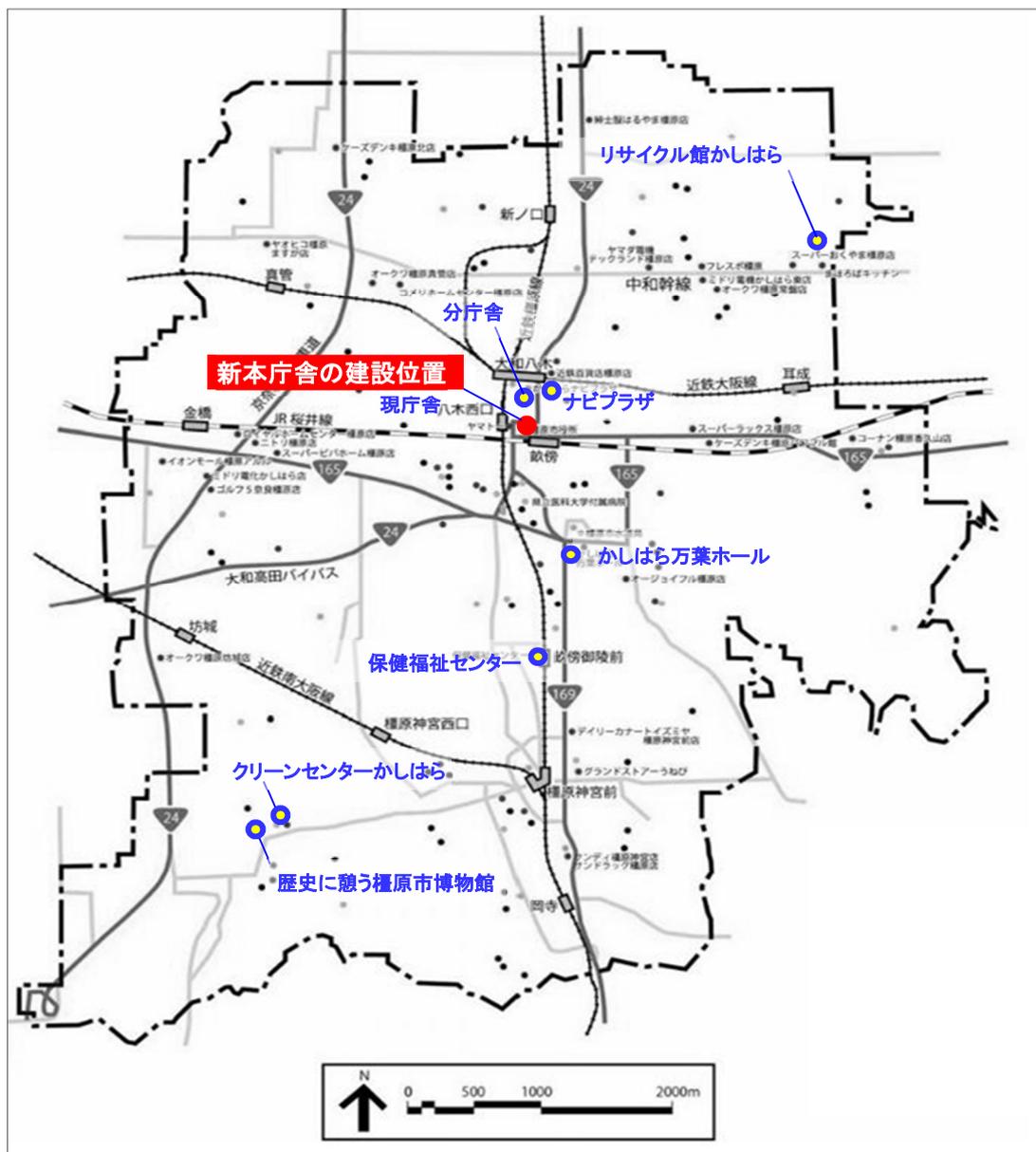


図 1.2. 新本庁舎の建設位置

1.3. 新本庁舎周辺のまちづくり

橿原市では、大和八木駅周辺地区に観光拠点を整備して近代的な都市機能との共存を図り、将来にわたり市民・来訪者にとって魅力のあるまちとして更なる活気や賑わいを創出することを目指し、『大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想（平成 28 年）』（以下「まちづくり基本構想」という。）を策定した。

その中で、以下に挙げるコンセプトやその実現に向けた「まちづくりの将来ビジョン」を設定しているため、これらの内容に配慮した整備方針を定めることとする。

大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想のコンセプト

- 日本国はじまりの地「橿原」にふさわしい広域観光の玄関口の形成
- 中南和地域の拠点都市にふさわしい都市機能を備えた中心市街地の形成
- 近代的な都市機能と、伝統的な歴史的景観との共存および融合

まちづくりの将来ビジョン

将来ビジョン①：中南和地域の「玄関口」にふさわしい拠点づくり

大和八木駅は中南和地域の交通結節点であり、奈良を始め大阪・京都・和歌山・三重等の近畿圏の観光地へ周遊を行える位置にある中南和地域の「玄関口」として、観光客が訪れ、本市を拠点とした滞在型の広域観光を行える都市機能の強化を行う。また、民間ノウハウの活用を図り、市民や来訪者にとって快適な駅前空間を整備し、現庁舎の耐震性能の確保及び交通処理・交通ネットワークに配慮したコンパクトシティとしてのまちづくりを目指す。

将来ビジョン②：賑わい事業*の創出と地域の交流により歴史的景観を継承するまちづくり

大和八木駅は市内または近隣市町村から、通勤や通学、また買い物など多くの人々に幅広く利用されている。市民や来訪者のニーズに応じた賑わい事業を実施し、かつ、市民や地域団体が参画するまちづくりを進めることで地域の交流を深め、都市の賑わいを創出する。また、地区内の歴史文化遺産を保全・継承し、歴史的景観の維持に努め、観光ルートの整備を行い、回遊性向上による観光振興を図る。

※大和八木駅周辺地区まちづくりに関わる市、地域団体、民間事業者が連携し、企画、実施するイベント及び政策を指す。

また、まちづくり基本構想では大和八木駅周辺地区の内、図 1.3. に示す現庁舎を含む 6 つのエリアと地区全体について、取組方針を設定している。それら 6 つのエリアの内、新本庁舎の建設予定位置である現庁舎エリアの取組方針は次の 2 点である。

現庁舎エリアの取組方針

取組方針①:現庁舎の耐震性能の確保と災害活動拠点としての役割の充足

現庁舎は、新耐震設計基準を満たさず、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い状態にあると判断されている。現庁舎については、現状では災害活動拠点の役割を果たせない状況であり、建物の建替えによって、現庁舎の耐震性を確保し、災害活動拠点としての役割を充足させる。

取組方針②:将来の人口動向を見据え分散した庁舎を集約し利便性の向上を図る

これまでの行政機能は、本庁舎、保健福祉センター、かしはら万葉ホールなどに分散していたが、分庁舎の供用に伴い、総合窓口機能などある一定の集約化が図られた。今後もより一層の市民サービスと利便性の向上を図るため、行政機能の集約化を促進する。

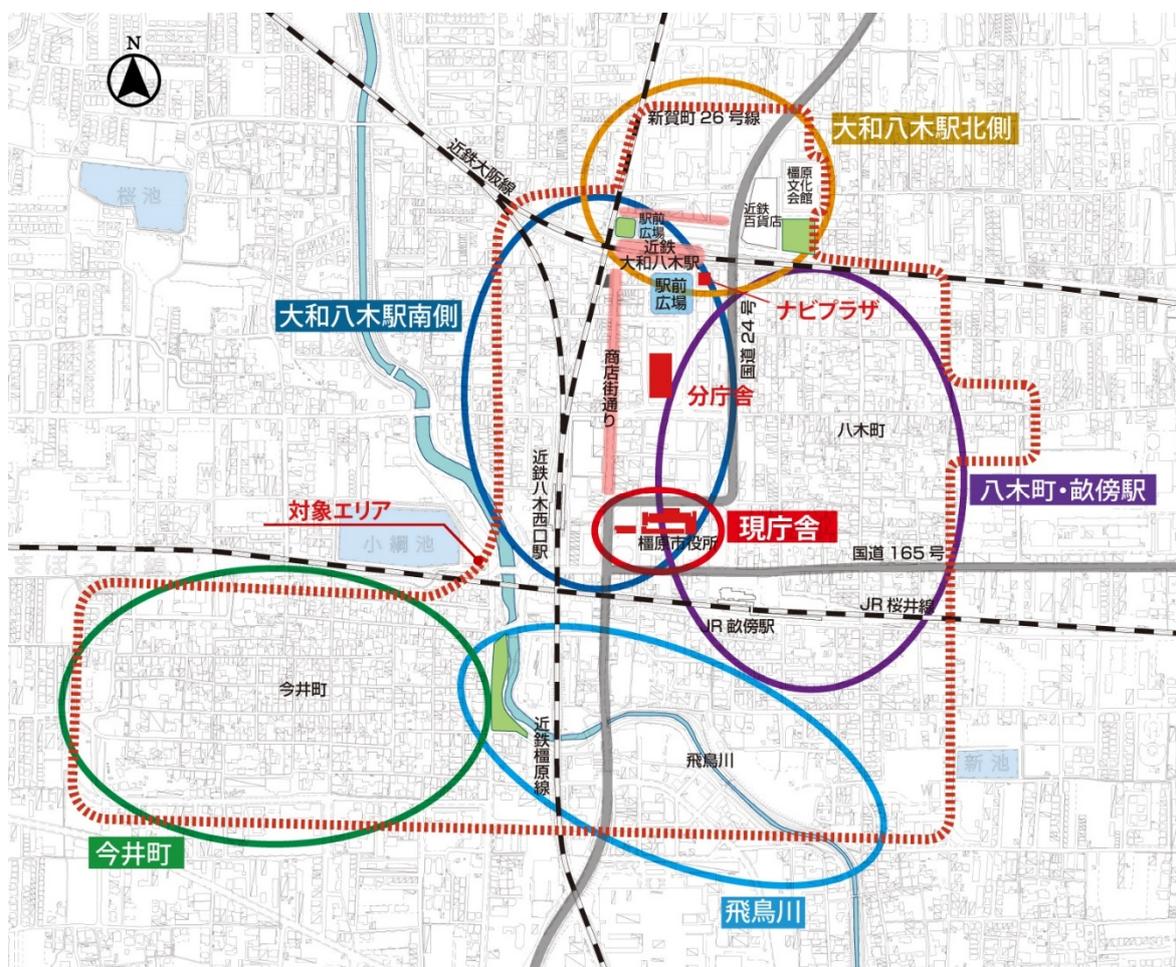


図 1.3. 大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想のエリア区分

1.4. 新本庁舎周辺の現状

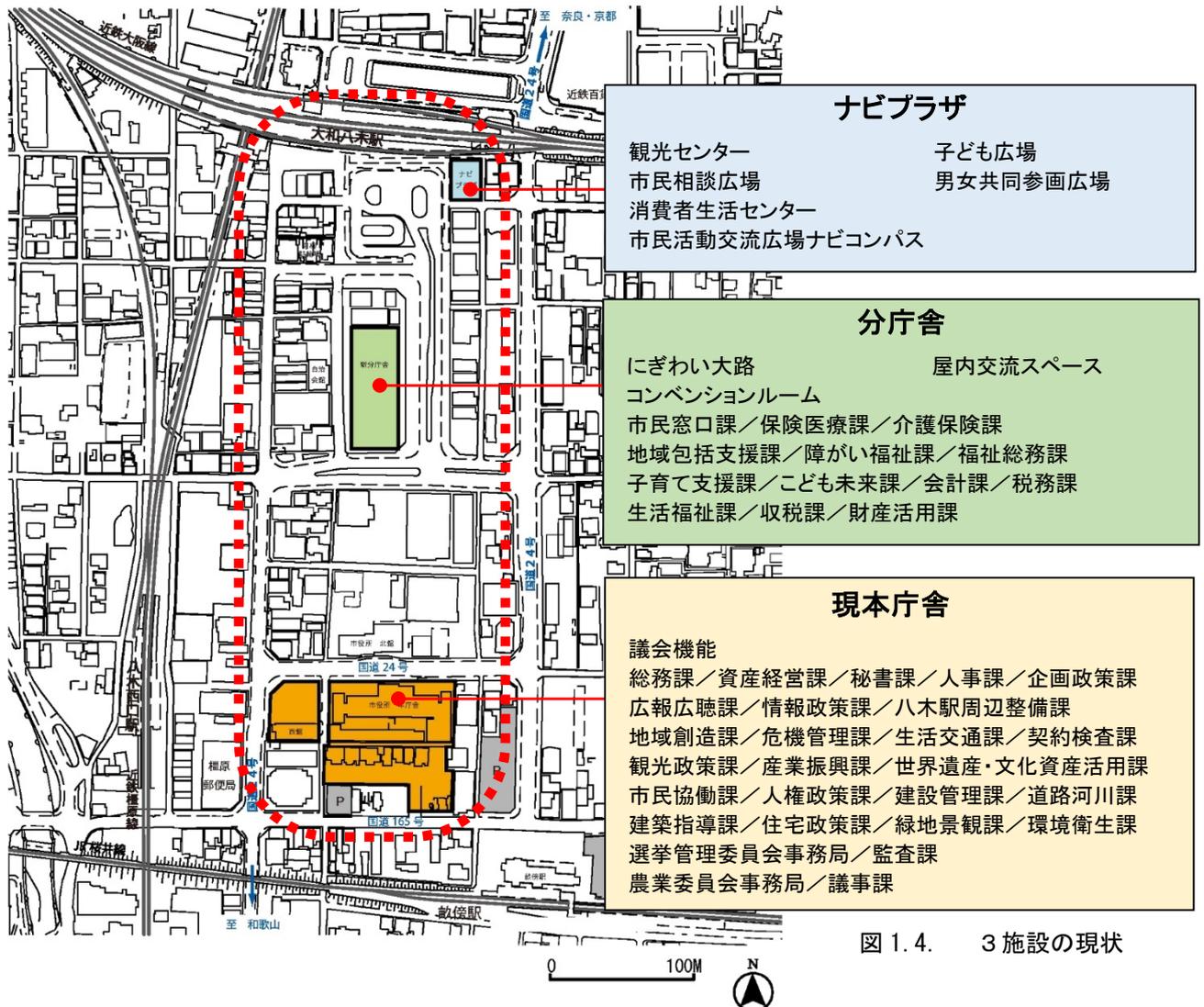


図 1.4. 3施設の現状

近鉄大和八木駅～現庁舎敷地を結ぶエリアは、橿原市の中心市街地を形成しており、奈良県中南地域の「玄関口」と位置付けられている。市は、このエリアに賑わいや交流を生み出し、中心市街地として一層の活性化を図る方針でまちづくりを進めている。

その取り組みとして、平成 23 年（2011 年）4 月に橿原市観光交流センター（以下「ナビプラザ」という。）を近鉄大和八木駅南口に開設した。ナビプラザは、観光案内、子育て支援、市民協働、市民相談等の機能を担っている。

また、平成 30 年（2018 年）2 月に、庁舎と観光施設等からなる複合施設として、橿原市役所分庁舎（以下「分庁舎」という。）を開設した。分庁舎には、証明書の発行や福祉・子育て・納税等、市民のライフイベントと関わりが深い窓口課を集約し、また、市民や来訪者の交流や市民作品の展示・市政情報の発信の場として「にぎわい大路」・「屋内交流スペース」、企業等が会議・展示・研修等を開催できる「コンベンションルーム」を設けた。

現本庁舎は、議会機能及び市民のライフイベントと関わりが深い窓口課以外の執務機能を担っている。



商店街通り



大和八木駅南口・駅前広場



ナビプラザ



分庁舎西側の通り



分庁舎から本庁舎へ通じる小道



市役所西交差点



八木西口駅前



国道 165 号



駅前通り



分庁舎



現本庁舎



JR畷駅前

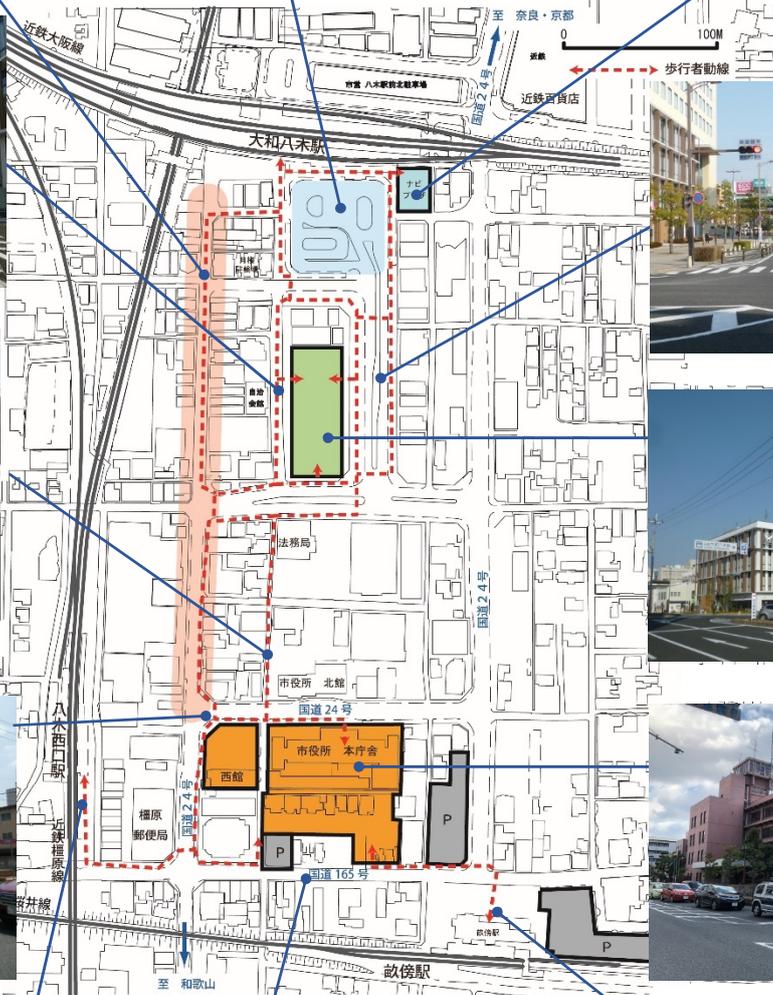


図 1.5. 新本庁舎周辺の現状

第2章 新本庁舎整備の方針

2.1. 庁舎整備のコンセプト

基本構想では「市民自治の拠点づくり」を実現するために6つの基本理念が設定された。この基本理念に基づき、ナビプラザ、分庁舎及び新本庁舎が一体となって市役所の機能を担うことを設定した市役所エリアのコンセプト並びに新庁舎建替え市民アンケートと住民参加型ワークショップの結果を踏まえた新本庁舎整備のコンセプトを図 2.1. のとおり設定する。



図 2.1. 新本庁舎整備のコンセプト

2.2. 新本庁舎に導入する機能

(1) 3施設の機能分担と連携

3施設の機能分担を明確にし、現在分散している機能を集約することで関連部署間の連携を強化し、市民サービスの向上を目指す。

市民自治の拠点機能	市民サービス機能	執務機能	防災拠点機能	議会機能	施設管理機能
市民自治活動支援、総合情報、交流活動等	総合案内窓口、相談、駐車・駐輪等	執務、会議・打合せ、福利厚生、収納等	災害対策本部機能、ライフライン・備蓄等	議会・委員会、傍聴、市民利用等	セキュリティ、施設管理等

機能	新本庁舎	分庁舎	ナビプラザ	備考
防災拠点機能 (災害対応活動拠点)	○	—	—	
議会機能	○	—	—	
執務機能	○	○ (ライフイベント系)	○ (生活相談系)	分庁舎では、主にライフイベントに関する執務機能を担う。 ナビプラザでは、主に生活相談に関する執務機能を担う。
市民サービス機能	○	○ (ライフイベント系)	○ (生活相談系)	分庁舎では、主にライフイベントに関するサービス機能を担う。ただし、保健事業は新本庁舎にて行う。 ナビプラザでは、主に生活相談に関するサービス機能を担う。
市民自治の拠点機能	○ (市民自治拠点)	○ (市民交流)	○ (市民自治活動)	新本庁舎には、市民自治活動を支援する機能を導入する。 分庁舎では、主に市民交流を支える機能を担う。 ナビプラザでは、主に市民自治活動場所としての機能を担う。
施設管理機能	○	○	○	施設管理機能は、全施設で必要である。

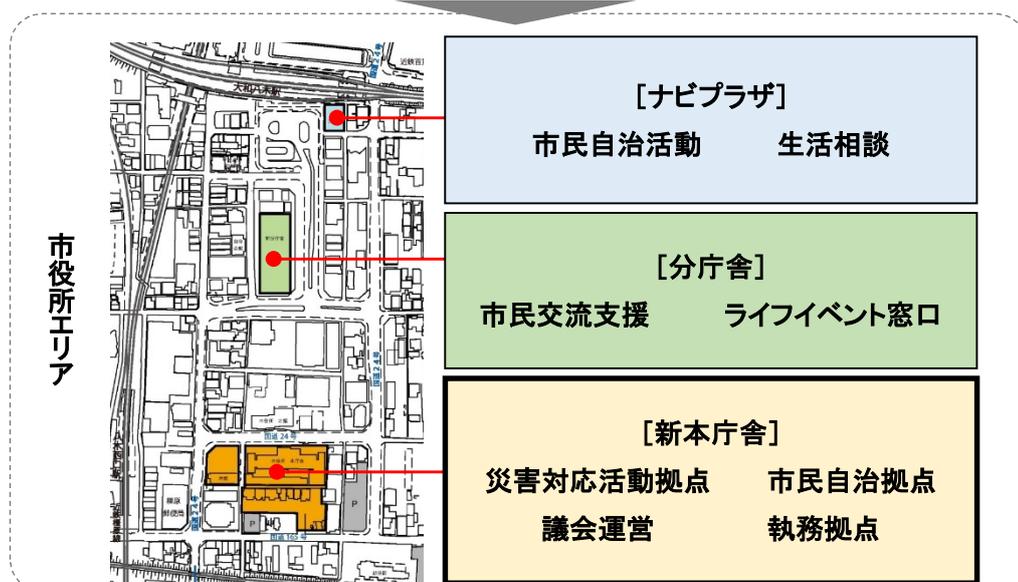


図 2.2. 3施設の機能分担

(2) 各施設における課の配置

新本庁舎建設後の各課配置を以下のとおり整理する。

表 2.1. 新本庁舎建設後の各課配置

	新本庁舎	分庁舎	その他の施設
総務部	総務課		
	資産経営課		
		財産活用課	
	秘書課		
	人事課		
		税務課 収税課	
総合政策部	企画政策課		
	広報広聴課		
	情報政策課		
	地域創造課		
	八木駅周辺整備課		
生活安全部	危機管理課		
	生活交通課		
	契約検査課		
魅力創造部	観光政策課		
	産業振興課		文化振興課 かしはら万葉ホール
	スポーツ推進課		
	世界遺産・文化資産活用課		
市民活動部	市民協働課		
		市民窓口課	
福祉部		福祉総務課	
		生活福祉課	
		障がい福祉課	
		介護保険課	
		地域包括支援課	
健康部	健康増進課	健康増進課(窓口)	
		保険医療課	
		子育て支援課	
		こども未来課	
環境づくり部			環境企画課 クリーンセンターかしはら
			環境業務課 クリーンセンターかしはら
	環境衛生課		環境保全課 サイクル館かしはら
まちづくり部	建設管理課		
	道路河川課		
	住宅政策課		
	緑地景観課		
	建築指導課		
会計		会計課	
教育委員会	教育総務課		
	学校教育課		
	人権教育課		
	社会教育課		社会教育課(施設係) かしはら万葉ホール 文化財課 榎原市博物館
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局	監査課		
農業委員会事務局	農業委員会事務局		
上下水道部		経営総務課(窓口)	経営総務課 クリーンセンターかしはら
			上水道課 クリーンセンターかしはら
			下水道課 クリーンセンターかしはら
議会事務局	議事課		

※名称については平成 30 年度時点のものであり、今後の機構改革等により変更される可能性がある。

(3) 防災拠点機能（災害対応活動拠点）

① 災害対策本部機能

地震や風水害、火災などの災害時に、被災状況を的確に把握し、地域の防災組織や関係機関と連携して、速やかに対応できる災害対策本部機能を導入する。

災害対策本部として、以下の諸室を配置する。

表 2.2. 災害対策本部の所要室

必要諸室	内容	想定人数
災害対策本部室 （執務室）	各部署の部署長及び連絡調整員等が参集し、各部署に係る被害状況や災害対応業務の対応状況等の組織的な情報収集・集約を行い、部署としての対応策の検討と対応計画の立案、横断的な対応業務に係る調整、活動拠点における対応業務の管理を行う場。本部長（市長）の判断材料をつくり、決定事項を具現化する。 大型プロジェクター設置（3面）	60人
災害対策本部 会議室	本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、本部付（政策審議監、地域活性監、服務倫理監、生活安全監、消防団長）、本部員（各部署長）等が参集し、把握している状況や対応している状況を報告し情報を共有する。市としての方針の決定を行う場。 大型プロジェクター設置（2面）	20人
災害対策 本部長室	本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、本部付（政策審議監、地域活性監、服務倫理監、生活安全監、消防団長）などの市の災害対応の中核を担う職員を中心として、市の重要事項の検討・審議や意思決定、本部会議に先立ち今後の対応方針の確認や対策の方向性などを調整する場。	8人
関係機関室	災害対応に関係する各機関の要員が参集し、関係機関における対応状況の把握と関係機関間での情報共有を実施し、対応策の検討をする場。	25人
危機管理 情報機器室	防災情報ネットワークシステムや J-ALERT 等の機器を設置し、危機管理情報の収集・集約・共有・発信を行う場。 デマンド管理型の外部サーバーを活用した防災情報システムの設置	-
活動要員仮眠室 （休憩室）	長期間に及び災害対応業務での活動要員等が休憩や仮眠をとる場。男女別に設置。	20人
プレスセンター	市の幹部職員が記者発表を行う場。マスコミの控え室。	20人
コールセンター	市民からの問い合わせ対応や支援活動の窓口となる場。	6人
備蓄倉庫（災害 対応職員用）	災害対応を実施している市職員のために、事案発生後 3 日間の食料や毛布等を備蓄する倉庫。	-

（平成 30 年 4 月 1 日時点）

【留意点】

- ・ 上表の諸室は原則として同一階に配置する。ただし、活動要員仮眠室、プレスセンター、コールセンター、備蓄倉庫（災害対応職員用）は別の階に配置することも可とする。
- ・ 災害対策本部を市長室と同一階に配置する場合は、市長室は災害対策本部長室を兼ねる。
- ・ 危機管理課執務室は災害対策本部室と同一階に配置する。
- ・ 災害対策本部室（執務室）、災害対策本部会議室、関係機関室は、平常時に会議室等として活用する。
- ・ 活動要員仮眠室は、平常時に職員休憩室等として活用する。
- ・ 危機管理課執務室と危機管理情報機器室は、隣接配置する。

② ライフライン・備蓄機能

災害時の庁舎機能の維持及び緊急生活物資や資機材等の提供を行えるように整備する。

- ・ ライフライン途絶時に、72時間程度自立稼動可能な機能を備えることとし、以下の設備等を検討する。

自家発電機+オイルタンク
緊急排水槽
非常水源(受水槽、防火水槽等を一時的水源として利用) ※上水引込経路上に非常用貯水槽を設置する。
無停電電源装置(UPS)
太陽光発電設備+蓄電池
マンホールトイレ
備蓄倉庫
デマンド管理型の外部サーバーを活用した防災情報システム

③ 受援機能

災害時に円滑な受援のための窓口を設置するスペースを確保する。

- ・ 受援窓口 : 災害時に他自治体等からの救援を受入れるための窓口を設置するスペースを確保する。

【留意点】

- ・ 災害ボランティアの活動拠点及び受援窓口は、社会福祉協議会に設置されるため、新本庁舎には計画しない。
- ・ 平常時は、受援窓口スペースを市民交流スペースとして活用する。

④ 災害対応、救援、一時避難のための屋外スペース

災害時の災害対応活動、一時避難を想定した整備をする。

- ・ 防災広場 : 災害対応活動スペースとして計画する。また災害発生直後の一時避難を想定した整備とする。

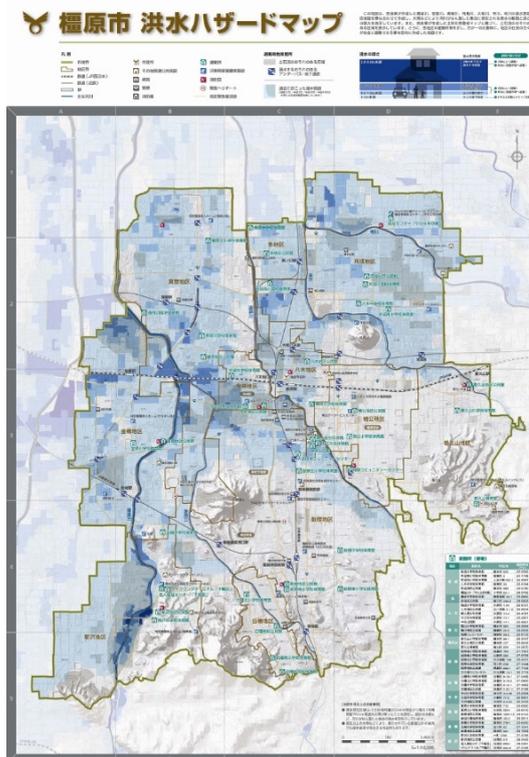
【留意点】

- ・ 災害対応活動、一時避難に有効な屋根付きの半戸外のスペースを検討する。
- ・ 災害対応が進むにしたがって、各関係機関の災害対応車両や各種支援車両及びマスコミ各社の中継車等の駐車場として活用する。
- ・ 広場は災害時に車両が進入することを考慮した舗装とする。
- ・ 平常時は、防災広場を市民交流広場として活用する。

『檀原市地域防災計画（平成29年）』における新本庁舎の位置づけ

新本庁舎に設ける災害対策本部は、災害時の指揮・調整、情報収集、物資調達・輸送管理、部外連絡協力及び広報等の役割を担う拠点機能である。

また、新本庁舎は指定緊急避難場所には位置づけないが、敷地内に設ける防災広場は、災害発生直後に一時避難できるスペースとして活用する。その後、災害対応が進み周辺の安全が確認されるにしたがって、避難者を指定避難所へ誘導し、各関係機関の災害対応車両や各種支援車両及びマスコミ各社の中継車等の駐車場として利用する。



洪水ハザードマップ
(地区の避難場所が掲載されている)

指定緊急避難場所：洪水、地震など切迫した災害の危険から命を守るために、緊急的に避難する場所をいう。
(46 か所)

指定避難所：災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設をいう。
(44 か所)

(4) 議会機能

① 議会・委員会機能

議場・委員会室は独立性を保つとともに、市民に開かれた構造とする。

- ・ 議場：議員定数 24 名に対し、適正な規模の議場を設ける。
- ・ 委員会室：大小 2 室の委員会室を設ける。
- ・ 議員控室：防音やセキュリティに配慮する。
- ・ 議会図書室：政治、法律、行政などに関する図書を収集、整理、所蔵する。

【留意点】

- ・ 議場には、電子投票設備、出退席表示の電子化、残時間時計、机上ディスプレイの導入を検討する。
- ・ 議会機能とその他機能の動線が混乱しないように配慮する。

② 傍聴機能

市民が見やすく、聞きやすく、出入りしやすい構造とする。

- ・ 傍聴席 : 議場・委員会室には、市民が見やすく、聞きやすく、出入りしやすい傍聴席を設ける。

【留意点】

- ・ 車いす用傍聴スペースの設置のほか、高齢者や障がいのある方等に配慮する。
- ・ 庁内ロビーなどでも議会や委員会の様子をモニター中継し、市民が気軽に傍聴できるようにする。

③ 市民利用を想定した機能

議会運営に支障のない範囲で、市民が有効に利用できるようにする。

- ・ 議場 : 議会期間外の市民利用を検討する。

(5) 執務機能

① 執務機能

組織変更や高度情報化社会の進展、事務システムの変化にフレキシブルに対応できる仕切りのないオープンフロア方式の執務スペースを整備する。

- ・ 執務スペース : 変化にフレキシブルに対応できる仕切りのないオープンフロア方式の事務室とする。

【留意点】

- ・ 業務の特性によって、オープンフロアの対象外とする課もある。
- ・ 部門間連携を考慮したゾーニング・職員動線とする。
- ・ 執務スペースの床はフリーアクセスフロアとし、通路との境は見通しの良いカウンターとする。
- ・ 照明、空調はフロア全体をいくつかのエリアに分け、個別にコントロールできる方式とする。
- ・ 個人情報や行政情報の漏えい対策などのセキュリティに配慮した動線計画とする。

② 会議・打合せ機能

会議や打合せのできるスペースを効率よく配置する。

- ・ 会議室 : 遮音性に配慮する。
- ・ 相談コーナー : 遮音性やプライバシーに配慮する。
- ・ 職員用打合せスペース : 各執務スペース内に設ける。

【留意点】

- ・ 会議室・相談コーナーは、各執務スペースから利用しやすい位置に分散配置する。
- ・ 会議室は、全庁共用を原則とし庁内 LAN で一括管理（会議室予約システム）する。
- ・ 会議室は、非常時に災害対策本部室、災害対策本部会議室、関係機関室として活用できるよう整備する。
- ・ 可動式間仕切り（パーティション）、LAN 設備等の設置を検討する。

③ 福利厚生機能

執務環境および執務効率向上の目的で福利厚生機能を整備する。

- ・ 職員更衣室 : 個人用ロッカーのある更衣室を設ける。
- ・ リフレッシュスペース : 職員の休憩のためのスペースを設ける。
- ・ 喫煙コーナー : 分煙に配慮した喫煙コーナーを設ける。建物外に配置する。

④ 収納機能

執務効率の向上、スペースの有効利用に配慮した収納機能を整備する。

- ・ 共用倉庫 : 各階に配置する。当該階に執務スペースのある各課が共用する。現年度、前年度の文書等は各課執務スペース内の棚で保管する。
- ・ 文書保管庫 : 2～3年程度前の文書を一括保管する。

【留意点】

- ・ 文書保管庫には手動式可動書架の設置を検討する。

(6) 市民サービス機能

① ユニバーサルデザイン

年齢・性別・障がいの有無などにかかわらず、あらゆる人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの行き届いた庁舎とする。

- ・ 通路・階段 : 見通しが良く、十分な幅で滑りにくい床の通路・階段とする。
- ・ エレベーター : 高齢者、障がい者が利用しやすい位置、構造とする。
- ・ 案内表示 : 見やすい位置に適切な大きさと、分かりやすい案内サインを設ける。
- ・ 多目的トイレ : 車いす利用者への対応に加え、ベビーチェア、ベビーベッド、オストメイト対応設備を適宜備える。また、非常呼出し設備を設置する。
- ・ 授乳室 : 外から覗き見られることが無いようにする。哺乳ビン等の洗浄用に流し台を設ける。

【留意点】

- ・ 同一階における床の段差をなくす。
- ・ 非常時に、すべての施設利用者が安全に避難できるよう配慮する。
- ・ 視覚や聴覚の障がいのある方への対応を考慮し、音声案内・点字表示・誘導点字ブロックを設置する。
- ・ エレベーターやトイレなどの共用部は、動線を考慮した配置とする。
- ・ 案内表示は、観光で訪れる外国人等にも配慮し、多言語併記、国際規格によるピクトサインとする。

② 総合案内機能

来訪者を分かりやすく目的場所へ誘導する案内機能を備える。

- ・ 案内窓口 : 来訪者を目的の場所へ案内する窓口（有人）を配置する。
- ・ 案内表示 : 来訪者が本庁舎内の各課の位置や分庁舎に配置された課を把握するための総合案内板をエントランス付近に、各階のエレベーターホールには各階配置図と当該階の案内図を設置する。

【留意点】

- ・ 案内表示は大きさ、デザインを統一する。

③ 窓口機能

来訪者を案内窓口で誘導し、目的とする課の窓口で個別に対応する。

- ・ 各課の窓口 : 来訪者対応用の窓口を各課執務スペースに設置する。

【留意点】

- ・ 来訪者の多い窓口を持つ課は低層階に配置する。

④ 保健事業機能

市民の健康増進の総合的な推進及び、市民の自主的な保健活動に関する機能を整備する。

- ・ 保健事業 : 健診や様々な講座・教室の目的に応じた居室を整備する。ただし、他の機能と可能な限り共用で使用できる配置とする。
- ・ 待合スペース : 健診や相談等の来訪者が待機できるスペースを確保する。

【留意点】

- ・ 健診、講座・教室、相談等の来訪者が多世代に渡ることを考慮した配置・動線計画とする。

⑤ 駐車・駐輪機能

自家用車や自転車利用に対応した駐車場・駐輪場を適切な位置に配置する。公用車専用駐車場については、日常の業務のみならず、非常時にも機動的に対応できるように配置する。

- ・ 駐車場 : 来訪者用、公用車用の駐車場を設ける。
- ・ 駐輪場 : 来訪者用、職員用の駐輪場を設ける。

【留意点】

- ・ 駐車場は、非常時には災害対応職員が使用する必要があることを考慮する。
- ・ 利便性、安全性、周辺交通に配慮した位置とする。

(7) 市民自治の拠点機能

① 市民自治の拠点機能

市民の協働、市民公益活動を支援する、市民自治の拠点機能を整備する。

- ・ 市民協働課執務室：自治振興等に関する執務を行う。

② 総合情報機能

行政に関する情報や各種イベント情報、観光情報等を提供する総合情報機能を整備する。

- ・ 総合情報コーナー：市政やイベントなどの情報を提供する。

③ 市民の交流を支える機能（防災広場と受援窓口スペースの平常時の使い方）

防災広場等を、平常時に、市民が語らい・憩える場として活用する。

- ・ 市民交流広場 : 防災広場を、平常時に、市民が語らい・憩える場、また、イベントの開催が可能な屋外広場として活用する。
- ・ 市民交流スペース : 受援窓口スペースを、平常時に、市民が語らい・憩える交流の場として活用し、以下の機能等を検討する。

学習・読書・談話のためのスペース	市民が利用できる無線LAN設備
ラウンジ : 喫茶コーナー(自販機)を備える	キッズコーナー : 親同士の交流の場
ATMコーナー	

【留意点】

- ・ 市民交流広場は積極的に緑化する。また、利便性に配慮し、閉庁時における利用について検討する。
- ・ 市民交流広場と市民交流スペースの連携利用に配慮する。
- ・ 休日にも開放できる構造とするなど、利便性に配慮する。
- ・ 防災広場、受援窓口スペースを平常時に市民交流広場、市民交流スペースとして活用するため、来訪者に分かりやすい案内表示・サインを検討する。

(8) 施設管理機能

① セキュリティ機能

安全性と利便性の高いセキュリティ機能を導入する。

- ・ 情報セキュリティ対策：個人情報や行政情報の事故による損失や漏えいを防止するためのセキュリティシステムの導入。
- ・ 入退館セキュリティ対策：設備に依存しすぎるあまり使いやすさが損なわれることもあるため、適切なシステム選択とエリア設定により、安全性と利便性が両立するように配慮した対策とする。

【留意点】

- ・ 防犯センサーや監視カメラ等の導入を検討する。
- ・ 市民利用エリアと執務エリアを区切る方法を検討する。
- ・ 入退館セキュリティ対策は、総合案内窓口機能の対応方式と合わせて考える。
- ・ 分庁舎の防災室との連携を考慮する。

② ICT (Information and Communication Technology) 機能

高度情報化や電子自治体実現に対応した ICT 環境を整備する。

- ・ 本庁舎や各出先機関と専用光ファイバによる高速ネットワークシステムを整備する。
- ・ サーバルーム：非常用電源系統とし、各サーバーに小型の無停電電源装置 (UPS) を設置する。温湿度等の室内環境の管理を徹底する。
- ・ OA 機器スペース：各部署のローカルサーバー等の設置スペースを確保する。

③ 環境配慮機能

『橿原市地球温暖化対策推進実行計画 (平成 30 年)』に基づき、省エネルギー、省 CO2 設備の導入等により、地球環境に優しい庁舎を計画する。

省エネ、省 CO2 による環境負荷低減のための対策を検討する。

【留意点】

- ・ 環境技術の選定においては、環境負荷低減効果、費用対効果、被災時の有効性、教育効果等を考慮する。

④ 長寿命化

市民に親しまれ、長寿命な 100 年使い続けられる庁舎を目指す。

【留意点】

- ・ 耐震性が高く、高耐久な構造体とする。
- ・ 執務スペースの配置替えや室用途の変更に柔軟に対応できる平面計画とする。
- ・ 設備機器や配管の点検・修繕・改修が容易でライフサイクルコストにも配慮した設備計画とする。
- ・ 市の歴史を継承し、未来を見据えた建築計画とする。

第3章 庁舎の規模

3.1. 庁舎規模算定の方針

庁舎規模を適正に算定するとともに、効率的なレイアウトや運用の工夫により、コンパクト化を図る。また、将来の人口減少に伴って職員数も減少することを想定し、それによって生まれる余剰スペースについては、新たな用途へ転用して有効活用を図れるように設計段階から配慮する。

3.2. 職員数の想定

庁舎面積は、職員数に基づいて算定されることから、総人口規模に応じた適正な職員数を設定する必要がある。そのため、算定においては、供用開始予定である平成 35 年時点の人口推計値に基づいて試算した想定職員数を用いる。

(1) 職員数の内訳と集計

本市における職員数とその内訳は下記のとおりである。

表 3.1. 本市における職員数

		特別職	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	一般職員等	臨時職員	計 (うち、入居職員数)
平成 30 年 (2018 年)	新本庁舎	3	32	28	75	52	152	57	399(330)
	分庁舎	—	9	12	24	48	118	102	313
								合計	712
平成 35 年 (2023 年)	新本庁舎	3	30	27	71	50	144	55	380(317)
	分庁舎	—	9	12	23	47	117	98	306
								合計	686

調査時期：平成 30 年 4 月 1 日時点

※新本庁舎の職員数は、入居する部署の職員数を記載している。

※平成 35 年における職員数は、人口値の推移と定員管理計画より試算した想定値である。

※入居職員とは、特別職、短時間任期付職員、短時間再任用、一般非常勤職員、臨時職員を除いた職員のことを言う。

※新本庁舎に入居する部署は次の通りである。

総務課、資産経営課、秘書課、人事課、企画政策課、広報広聴課、情報政策課、地域創造課、八木駅周辺整備課、危機管理課、生活交通課、契約検査課、観光政策課、産業振興課、スポーツ推進課、世界遺産・文化資産活用課、市民協働課、人権政策課、環境衛生課、建設管理課、道路河川課、住宅政策課、緑地景観課、建築指導課、教育総務課、学校教育課、人権教育課、社会教育課、健康増進課、選挙管理委員会事務局、監査課、農業委員会事務局、議事課
(計 33 課)

(2) 職員数の将来推計

将来の規模縮小に伴い生まれる余剰スペースの活用に資するべく、橿原市における将来の人口と職員数の推移を図 3.1 に示す。

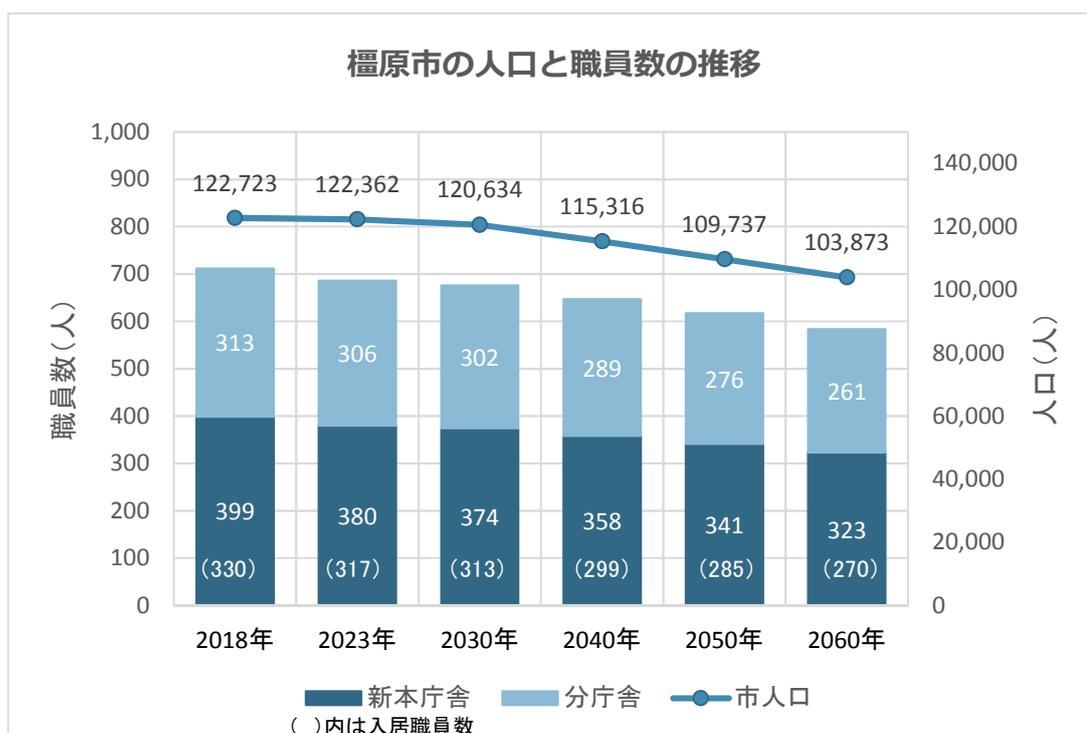


図 3.1. 橿原市の人口と職員数の推移

※2023年以降の数値は人口値の推移と定員管理計画より試算した想定値である。

3.3. 新本庁舎の規模算定

新本庁舎の規模算定にあたっては、総務省の『平成 30 年度地方債同意等基準運用要綱』（以下「総務省基準(H30)」という。）において、起債対象となる庁舎の標準面積が示されている。本計画では、この標準面積をベースに検討を行い、その妥当性を、総務省の『平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱』（以下「総務省基準(H22)」という。）を用いて確認する。

(1) 総務省基準(H30)による庁舎面積の算定

庁舎の建設に当たっては、財源として地方債を充てることが認められており、その際の庁舎面積の基準として、総務省基準(H30)に起債対象となる標準面積が示されている。この基準は、入居職員数をもとに庁舎面積を求めるものである。

平成 30 年度地方債同意等基準運用要綱

原則として、建替え前延床面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであるが、建替え前延床面積が建替え後の本庁舎の入居職員数に一人当たり 35.3 m²を乗じて得た面積を下回る場合は、建替え後の本庁舎の入居職員数に一人当たり 35.3 m²を乗じて得た面積を上限として、起債対象事業費を算出することができるものであること。

表 3.2. 総務省基準 (H30) の算定基準

算定基準
標準面積 = 入居職員数 × 職員一人当たり面積 (35.3 m ²)
標準面積 = 317 人 × 35.3 m ² = 11,190.1 m ²
※入居職員数は表 3.1 に示す 2023 年の値。

表 3.3. 総務省基準 (H30) には含まれないと解釈される面積

室名	面積 (m ²)
受援窓口スペース	300 m ²
備蓄倉庫	200 m ²
ハローワーク、記者クラブ等	500 m ²
保健事業機能	550 m ²
合計	1,550 m ²

以上の算定より、

総務省基準 (H30) による標準面積 11,190.1 m²に、この算定に含まれないと解釈される面積 1,550 m²を加えると、新庁舎の必要面積は、**12,740.1 m²** となる。

(2) 総務省基準（H22）の算定による妥当性の確認

総務省基準（H22）は、現在取り扱いが廃止されているが、庁舎面積基準算定方法の1つとして、多くの地方公共団体で活用されている。そのため、(1)の算定結果の妥当性を、この基準を用いて確認する。なお、この基準は、職員数をもとに事務室や会議室などの機能別標準面積により庁舎面積を求めるものである。

表 3.4. 総務省基準(H22)の算定基準

区分ごとの換算率		各機能の算定基準
特別職	20	① 事務室: $4.5 \text{ m}^2 \times \text{換算職員数}(\ast)$ ② 倉庫: $\text{事務室} \times 13\%$ ③ 会議室: $7.0 \text{ m}^2 \times \text{常勤職員数}$ ④ 玄関・広間・廊下: $(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 40\%$
部長級	9	
課長級	5	
課長補佐級	2	
係長級	2	
一般職	1	\ast 職員の区分に応じて職員数に換算率をかけたもの

表 3.5. 総務省基準（H22）の基準面積

区分	積算				面積 (㎡)
	役職	職員 (人)	換算率	換算職員 (人)	
①事務室	特別職	3	20	60	4,077.00 m ²
	部長級	30	9	270	
	課長級	27	5	135	
	課長補佐級	71	2	142	
	係長級	50	2	100	
	一般職員	144	1	144	
	(小計)	325			
	臨時職員	55	1	55	
	合計	380	—	906	
面積計算		916人 × 4.5㎡/人			
②書庫・倉庫	①の面積 (㎡)		共用面積率		530.01 m ²
	4,077.00 m ²		13%		
③付属面積 会議室・その他	常勤職員数 (人)	325	一人当たり 面積 (㎡/人)	7	2,275.00 m ²
④玄関、廊下階段等	①+②+③の面積 (㎡)		共用面積率		2,752.80 m ²
	6,882.01 m ²		40%		
⑤車庫	公用車数 (台)	5	一台当たり 面積 (㎡/台)	25	125.00 m ²
⑥議場、委員会室、議員控え室	議員定数 (人)	24	一人当たり 面積 (㎡/人)	35	840.00 m ²
合計					10,599.81 m ²

表 3.6. 総務省基準 (H22) に含まれないと解釈されるもの

室名	面積(m ²)
災害対策本部関係	700 m ²
受援窓口スペース	300 m ²
備蓄倉庫	200 m ²
ハローワーク、記者クラブ等	500 m ²
保健事業機能	550 m ²
合計	2,250 m ²

※基準の成り立ちから、災害対策本部関係の面積は含まれていないと解釈される。

これらの算定より、
市役所としての基準面積 10,599.8 m² に、
この基準に含まれないと解釈される面積 2,250 m²
を加えると、新庁舎の必要面積は **12,849.8 m²**
となり、(1)で算定した結果とほぼ同規模となっているため、総務省基準(H30)で計画することは妥当である
と言える。

(3) 新本庁舎の規模

(1)、(2)の算定結果が概ね同等となるので、新本庁舎の規模を総務省基準(H30)で算定した庁舎面積は適正である。しかし、庁舎のコンパクト化・コスト縮減を図る観点から、効率的なレイアウトや運用の工夫により、約1,000 m²削減することを目標とする。

よって、新本庁舎の規模は、上記算定による12,740.1 m²から約1,000 m²を削減し、**11,500 m²**を目標とする。また、今後の基本・実施設計においては、より一層の削減を図れるよう検討していくこととする。

(参考) 新本庁舎とその他事例との面積規模の比較

① 分庁舎との執務空間面積の比較

ここでは、新本庁舎と分庁舎の職員一人当たりの庁舎面積を表3.7.に整理した。

ただし、同一条件での比較をするため、新本庁舎の計画面積から、分庁舎には無い議会等の面積を除いて算定している。

表 3.7. 新本庁舎と分庁舎の執務空間面積

番号	対象施設	庁舎面積 (m ²)	職員数 (人)	職員一人当たりの庁舎面積 (m ² /人)	計画年次 (年)
①	新本庁舎	11,500 m ²	—	—	—
②	受援窓口スペース	-300 m ²	—	—	—
③	ハローワーク、記者クラブ等	-500 m ²	—	—	—
④	保健事業機能	-550 m ²	—	—	—
⑤	特別職執務室	-270 m ²	—	—	—
⑥	議会機能	-840 m ²	—	—	—
⑦	公用車庫	-125 m ²	—	—	—
	新本庁舎 ①～⑦合計	8,915 m ²	380 人	23.5 m ² /人	平成 35 年
	分庁舎	7,664 m ²	313 人	24.5 m ² /人	平成 30 年

※上記のうち、⑤、⑥、⑦は表3.5.の値を参照した。

表3.7.の通り、職員一人当たりの庁舎面積は、分庁舎 24.5 m²/人 に対して、新本庁舎 23.5 m²/人 となり、新本庁舎の執務空間としての規模は、分庁舎と比べてやや少なくなっており、コンパクトな庁舎計画となっていると言える。

② 類似団体の事例との職員一人あたりの庁舎面積の比較

ここでは、類似団体の新庁舎建設基本計画における職員一人あたりの庁舎面積を整理し、本計画との比較をする。(類似団体とは、全市区町村を指定都市、中核市、特例市、特別区、その他の一般市、町村に区分した中で、人口と産業構造に応じて区分した類型が同一の自治体を指す。なお、橿原市は類型Ⅲ－3に属する。『類似団体別職員数の状況(平成30年 総務省自治行政局公務員部 給与能率推進室)』より)

表 3.8. 類似団体の職員一人あたりの庁舎面積

市町村名	総人口 (人)	職員数 (人)	計画庁舎面積 (㎡)	職員一人あたりの 庁舎面積 (㎡/人)	計画年次 (年)
三田市(兵庫県)	113,192	521	14,469	27.8	平成 23 年
筑紫野市(福岡県)	103,000	475	14,306	30.1	平成 28 年
小金井市(東京都)	120,000	559	13,000	23.3	平成 24 年
飯塚市(福岡県)	129,310	719	27,125	37.7	平成 24 年
類似団体の平均				29.7	—
橿原市(参考)	122,362	686	19,164	27.9	平成 30 年

※同一条件での比較をするため、新庁舎建設基本計画を公表している市を比較対象とする。

※橿原市の計画庁舎面積は、目標値である 11,500 ㎡に、分庁舎の実面積 7,664 ㎡を加えた値である。

表 3.8. の通り、類似団体の職員一人あたり庁舎面積の平均は、29.7 ㎡/人となる。対して、本市は 27.9 ㎡/人 となっており、類似団体の平均と比べても、コンパクトな庁舎計画となっていることが分かる。

3.4. 将来生まれる余剰スペースの活用対策

新本庁舎は建設後 100 年使い続けられる長寿命な建築を目指している。そのためには、将来、不可避な人口減少を想定し、余剰スペースが生まれた際にも有効活用が出来るよう事前に検討する必要がある。

(1) 余剰スペースの活用方法

将来の人口減少及びこれに伴う職員減少により生じる余剰スペースについては、以下の活用方法を想定する。

① 他の公共施設との複合化

本市では、『橿原市公共施設等総合管理計画（平成 28 年）』に基づき、限られた財源で総合的・長期的視点に立って適切な維持保全・企画・活用を推進している。他の公共施設の用途や特性などを考慮して複合化を検討する。

i. 庁舎との複合化に関する用途上の適性

複合化による賑わい創出が期待できる施設かどうか

ii. 建物の構造上の適性

建物の構造上、転用が容易な施設かどうか（大空間が必要、事務用途の積載荷重では不足する、給排水等の設備が必要などの場合には転用は困難であると考えられる）

② 貸事務所スペースとしての活用

大和八木駅に近い利便性を活かし、各種団体、民間事業者を対象とする賃貸事務所スペースやサテライトオフィスとしての活用を検討する。

(2) 将来の複合化へ向けた配慮事項

将来発生すると予想される余剰スペースの有効活用に向け、以下の点に留意して設計する。

① 用途転用範囲の想定

- ・ 将来の用途転用エリアを予め想定し、特殊な設備等を備える諸室は用途転用エリア外に配置する。

② 動線・共用部の配置

- ・ 複合化後に利用者動線が混乱しないよう、エントランス、階段・EV、トイレ等の共用部を計画する。

③ 構造上の配慮

- ・ 間仕切り変更の障害となる固定壁は外周壁に集約する。

④ 設備に対する配慮

- ・ ゾーニングの変更や個別計量が出来るような設備システム（機器・系統）とする。

3.5. 駐車場・駐輪場の規模

(1) 駐車台数

① 来訪者用の駐車台数の算定

i. 庁内ヒアリング及び「最大滞留量の近似的計算方法」による算定

駐車台数の検討にあたり、平成 29 年に実施した庁内ヒアリングの結果をもとに「最大滞留量の近似的計算方法」（岡田光正氏）の算定式を用いて規模算定を行う。

1日あたり駐車台数＝

新本庁舎に配置される課の来訪者合計×車での来訪者割合×対応内容別割合／台換算係数

新本庁舎の来訪者（平成 35 年時点）：222 人

（ヒアリング結果（224 人）に人口指数（99.0%）を乗じた想定数）

車での来訪者割合：90%（檀原市近辺の業者が主であると想定した割合）

対応内容別割合（閲覧等）：53%（ヒアリングより算定した割合）

対応内容別割合（協議等）：47%（ヒアリングより算定した割合）

台換算係数：1.3 人/台

1日あたり駐車台数（平成 35 年）

<閲覧等> 222 人×90%×53% / 1.3 人/台=81.46 …≒81 台

<協議等> 222 人×90%×47% / 1.3 人/台=72.24 …≒72 台

必要駐車台数＝1日あたり駐車台数×集中度×平均滞留時間

集中度：30%（「最大滞留量の近似的計算方法」（岡田光正氏）より、一般事務所タイプ）

平均滞留時間：閲覧等 20 分（想定）

協議等 90 分（想定）

必要駐車台数 <閲覧等> 81 台×30%×20 分 / 60=8.1 …≒8 台

<協議等> 72 台×30%×90 分 / 60=32.4 …≒32 台

計 40 台

[新本庁舎の必要駐車台数]

議員用として 24 台、

健診などで一時的に 50 台程度利用されている実績から、保健事業用 50 台を追加する。

40 台+24 台+50 台=114 台

114 台

ii. 「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」及び「最大滞留量の近似的計算方法」による算定

駐車台数の検討にあたり、他自治体の庁舎建設計画において広く利用されている「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」（関龍夫氏）をもとに「最大滞留量の近似的計算方法」（岡田光正氏）の算定式を用いて規模算定を行う。

「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」（関龍夫氏）によれば、人口に対する来訪者の割合は窓口利用者が0.9%前後、窓口以外の利用者が0.6%前後とされている。

平成 35 年時点の檜原市の人口	122,362 人
分庁舎の駐車台数	67 台
自動車での来訪者の割合 ※市民アンケート結果より	55%
台換算係数	1.3 人/台
集中度	30%
窓口平均滞留時間（想定）	30 分
閲覧平均滞留時間（想定）	20 分
協議平均滞留時間（想定）	90 分

1日あたりの窓口と窓口以外に来訪者数＝人口×人口に対する来訪者の割合

<窓口利用者>

$$=122,362 \text{ 人} \times 0.9\% = 1,101.3 \dots \approx 1,101 \text{ 人}$$

<窓口以外利用者>

$$=122,362 \text{ 人} \times 0.6\% = 734.2 \dots \approx 734 \text{ 人}$$

1日あたりの自動車の来訪台数＝1日あたりの来訪者数×自動車での来訪者の割合／台換算係数

<窓口利用者>

$$=1,101 \text{ 人} \times 55\% \div 1.3 \text{ 人/台} = 465.81 \dots \approx 466 \text{ 台}$$

<窓口以外利用者>

$$=734 \text{ 人} \times 55\% \div 1.3 \text{ 人/台} = 310.54 \dots \approx 311 \text{ 台}$$

市役所エリアの1日あたり必要駐車台数＝1日あたりの自動車の来訪台数×集中度×平均滞留時間

<窓口利用者>

$$=466 \text{ 台} \times 30\% \times 30 \text{ 分} \div 60 = 69.9 \dots \approx 70 \text{ 台}$$

<窓口以外利用者（閲覧）>

$$= (311 \text{ 台} \times 53\%) \times 30\% \times 20 \text{ 分} \div 60 = 16.48 \dots \approx 17 \text{ 台}$$

<窓口以外利用者（協議）>

$$= (311 \text{ 台} \times 47\%) \times 30\% \times 90 \text{ 分} \div 60 = 65.77 \dots \approx 66 \text{ 台}$$

<上記以外の必要駐車台数>

$$= \text{議員用} : 24 \text{ 台}、\text{保健事業用} : 50 \text{ 台}$$

$$\text{以上の合計} \quad 70 + 17 + 66 + 24 + 50 = 227 \text{ 台}$$

[新本庁舎の必要駐車台数]

$$= \text{市役所エリアの1日あたり必要駐車台数} - \text{分庁舎の駐車台数}$$

$$= 227 \text{ 台} - 67 \text{ 台}$$

$$= 160 \text{ 台}$$

160 台

iii. 災害時配備体制参集職員数からの算定

本市の防災配備体制（平成 30 年 4 月 1 日時点）における、初動レベル 3 の時点で新本庁舎へ参集する職員数から、新本庁舎の必要駐車台数を算定する。

まず、大雨警報等による夜間参集時には JR、近鉄、自転車、単車通勤者は自動車を使用すると想定し、全職員数に占める駐車場を使用する職員の率を算出する。なお、自動車通勤者は、契約駐車場があるため計算には含めない。

表 3.9. 職員の通勤手段の調査結果

調査時	JR	近鉄	自転車	単車	自動車	徒歩	合計
平成 30 年 2 月	5	107	42	30	96	25	305 人
	JR、近鉄、自転車、単車通勤者の合計=184 人						
平成 30 年 4 月	6	102	34	23	77	25	267 人
	JR、近鉄、自転車、単車通勤者の合計=165 人						

<新本庁舎の駐車場を使用する職員の率>

平成 30 年 2 月 (5+107+42+30) 人 / 305 人=0.603

平成 30 年 4 月 (6+102+34+23) 人 / 267 人=0.617 …≒60%

次に、災害時に新本庁舎へ参集する職員数に前述の駐車場を使用する職員の率を掛け、必要な駐車台数を算出する。

[新本庁舎の必要駐車台数]

=新本庁舎へ参集する職員数×新本庁舎の駐車場を使用する職員の率

=246×60%

=147.6 …≒148 台

148 台

iv. 来訪者用駐車場に必要な台数

以上の i～iii の算定結果を踏まえ、来訪者用の駐車場としては、上記の中で最大の **160 台分** のスペースを確保する。

② 公用車用の駐車場台数の算定

新本庁舎には、現在各所に分散している 79 台分の公用車用駐車場と 22 台分の出先機関等来庁時用駐車場が必要となる。ただし、JR 畷傍駅前公用車駐車場において公用車用 31 台分と出先機関等来庁時用 22 台分を確保できるため、残る 48 台のうち特別職等の公用車 5 台を除いた 43 台分については、JR 畷傍駅前第 2 駐車場を整備する。なお、特別職等の公用車 5 台分については、計画敷地内に公用車車庫として整備する。

表 3.10. 新本庁舎で整備する公用車用駐車場

	現状	本庁舎整備後	備考
JR 畷傍駅前 公用車駐車場	27 台	31 台	駐車枠は 53 台分あるが、出先機関等の駐車枠が下記の通り必要であり、残りを公用車用として活用する。 【 現 状 】出先機関等来庁時用 26 台 【本庁舎整備後】出先機関等来庁時用 22 台
北館	13 台	—	廃止
西館下	12 台	—	廃止
東駐車場	9 台	—	廃止
第 2 駐車場車庫	2 台	—	廃止
万葉ホール	9 台	—	現状 9 台には文化振興課用公用車（2 台）は含まない。
保健福祉センター	7 台	—	廃止
本計画での新規整備分 (JR 畷傍駅前第 2 駐車場)	—	43 台	
公用車車庫	—	5 台	
合計	79 台	79 台	

※調査時点：平成 30 年 4 月 1 日

③ 駐車台数の規模

以上①、②の検討結果を踏まえ、来訪者用駐車場 160 台分に公用車用駐車場 101 台分（出先機関等来庁時用駐車場 22 台分を含む）を加えた 261 台分を基準とする。

ただし、②「公用車用の駐車場台数の算定」で述べた通り、公用車用駐車場は JR 畷傍駅前駐車場を活用し、来訪者用駐車場・公用車車庫として 165 台分を計画敷地及び現東駐車場に確保する。なお、平面部のみで確保が困難な場合は、立体化も含め検討する。

(2) 駐輪場（自転車、バイク）の規模

自転車やバイクの駐輪場について、来訪者用は分庁舎に 100 台（自転車 80 台、バイク 20 台）が整備されている。新本庁舎における来訪者は事業者や各種団体メンバーが多いと想定され、交通手段は主として車になると考えられる。よって来訪者用の駐輪場については、市民交流スペースや選挙投票所の利用など、小～中規模人数の利用を想定した規模とし、以下の台数とする。

<来訪者用>

自転車：30 台

バイク：10 台

<職員用>

自転車：100 台

上記より、必要駐輪台数は来訪者用自転車 30 台、バイク 10 台、職員用 100 台とする。

第4章 新本庁舎の基本計画

4.1. 建設敷地の条件

建設敷地は、八木町1号線を挟んだ敷地1と敷地2からなり、国道24号側および国道165号側の道路拡幅を見込んだ範囲とする。

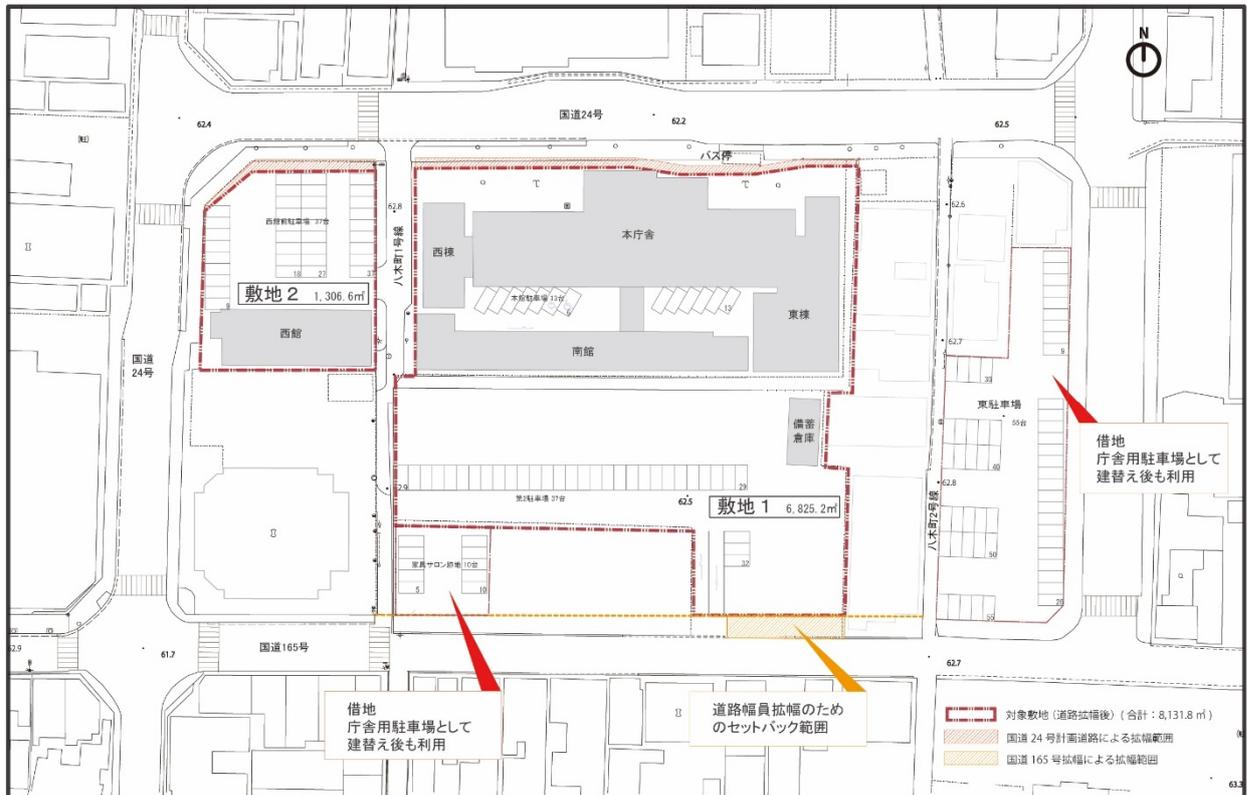


図 4.1. 建設敷地の現況

表 4.1. 敷地条件

所在地	住居表示 : 奈良県橿原市八木町 1-1-18
	地名地番 : 奈良県橿原市八木町 1丁目 510 番他
敷地面積 (道路拡幅後)	8,131.8 m ² ※敷地1 (6,825.2 m ²)と敷地2 (1,306.6 m ²)
地域地区	都市計画区域/市街化区域/商業地域
	31m 高度地区
防火指定	防火地域
日影規制	なし
容積率・建ぺい率	容積率 400% 建ぺい率 80%
斜線制限	道路斜線 適用範囲: 20m 勾配: 1.5/1
	北側斜線 なし 隣地斜線 31m 勾配: 2.5/1 ※31m 高度地区のため斜線制限範囲外
周辺道路	国道 24 号、国道 165 号、市道・八木町1号線
その他	橿原市景観条例に基づく橿原市景観計画におけるエリア区分: 一般地区・商業業務地エリア 橿原市緑の基本計画における緑化重点地区 埋蔵文化財包蔵地: 院上遺跡、藤原京跡

4.2. 土地利用の方針

新本庁舎は、仮設庁舎や一時移転等の事業費を抑えるため、現庁舎を使用しながら建設を行う。ただし、現在利用の無い南館は庁舎建設に先行して解体し、南館の跡地と現在の駐車場スペースを活用する。

新本庁舎の完成後には、現庁舎の解体を行い、跡地北側を防災広場、東及び南側は駐車場として整備する。整備の際は国道24号と国道165号を拡幅し、駐車場の出入り口を各道路沿いに設ける。

新本庁舎への歩行者の動線は、北側（分庁舎・近鉄大和八木駅方面）、南側（近鉄八木西口駅、JR畝傍駅方面）からの来訪を考慮し、市道・八木町1号線には歩行者の通り抜けルートを設定する。

敷地2は広場として整備し、将来、賑わい創出の場として活用する。

図4.2. は新本庁舎を配置する土地利用のイメージ案である。敷地面積の有効活用を図り、建物と民地の距離を離して民地への圧迫感を少なくするため、配置計画において配慮する。

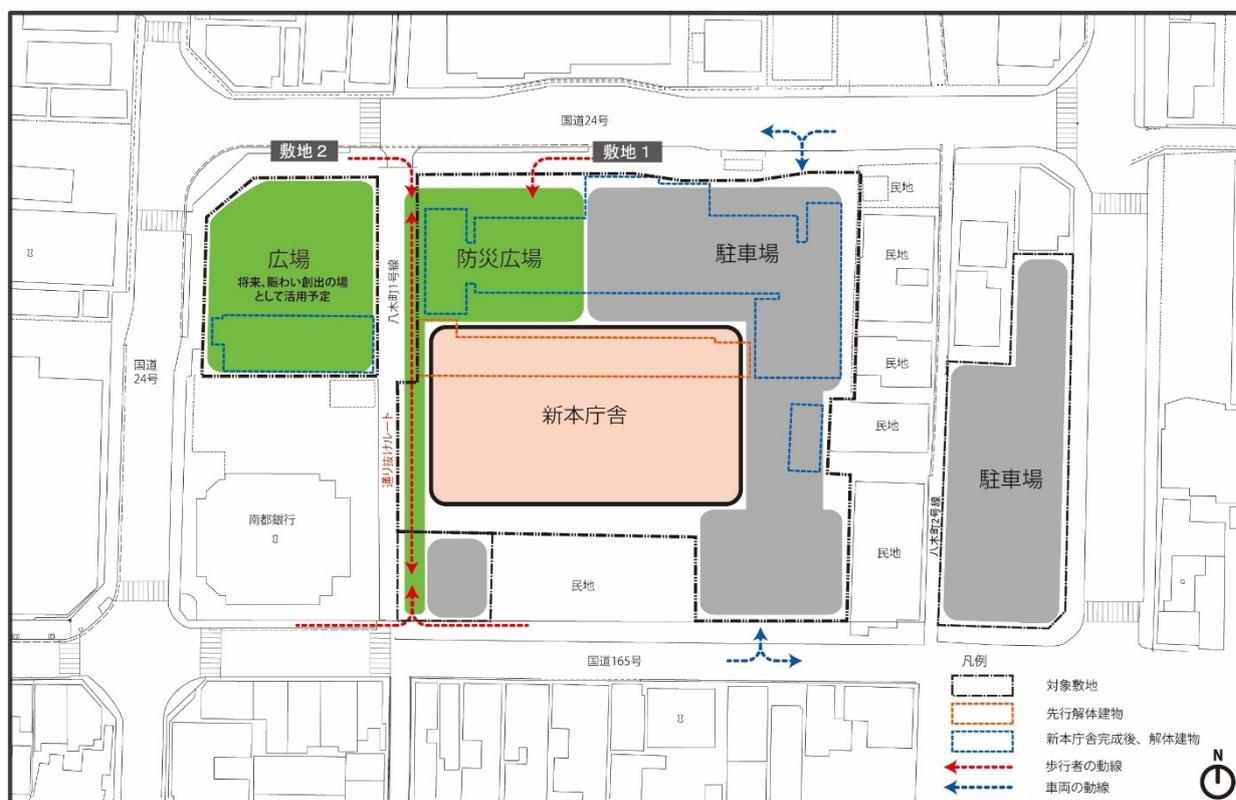


図 4.2. 土地利用のイメージ (案)

4.3. 建物高さ及び階数の方針

(1) 建物高さ及び階数

フリーアクセスフロアや天井内の設備配管など、将来の維持管理や改修のしやすさを考慮し、標準階高は4m程度確保する。

建設敷地は31m高度地区（最高高さ31m以下）であるため、建物の階数は**最大で7階建**とする。

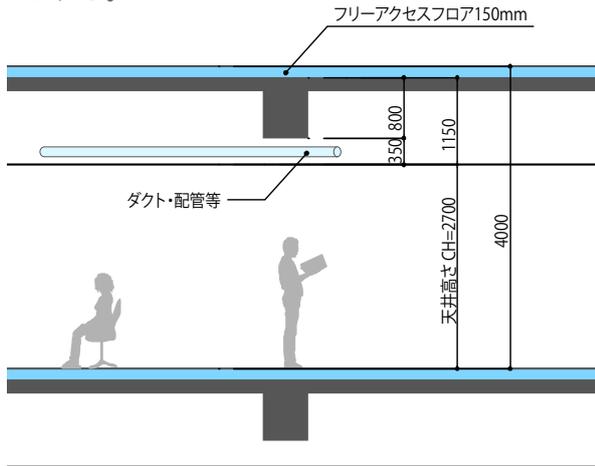


図 4.3. 標準階高

階数	最大 7 階建
断面のイメージ	
標準階高	4000mm
天井高	2700mm (1階除く)

図 4.4. 階高および階数

(2) 地下の利用について

「橿原市洪水ハザードマップ」によると、計画敷地は、大雨などにより河川がはん濫した場合に0.5m未満の浸水が予想される場所である。過去に計画敷地内で行った地質調査（昭和55年、昭和60年実施）では、いずれも地表面から1m程度の深さに水位が確認されている。

庁舎を一部地階にすることは、地上面の容積を減らすことによる土地の有効活用や圧迫感の軽減といった効果が期待できるが、掘削工事、防水対策のための工事費や建設工期が、地階をつくらない場合と比べて余計にかかる。

以上の点を考慮し、地下利用を極力抑えることのできる配置計画を検討する。



図 4.5. 橿原市洪水ハザードマップ（抜粋）

4.4. 機能配置の方針

階層別の機能配置は次のとおりとする。

- ・ 低層階 ⇒ 議会機能、来訪者の多い執務機能、保健事業機能、受援窓口スペース（市民交流スペース）等
- ・ 中層階 ⇒ 災害対策本部機能、市長室、執務機能等
- ・ 高層階 ⇒ 執務機能、行政委員会等

なお、受援窓口スペース（市民交流スペース）は防災広場（市民交流広場）との一体利用を検討する。

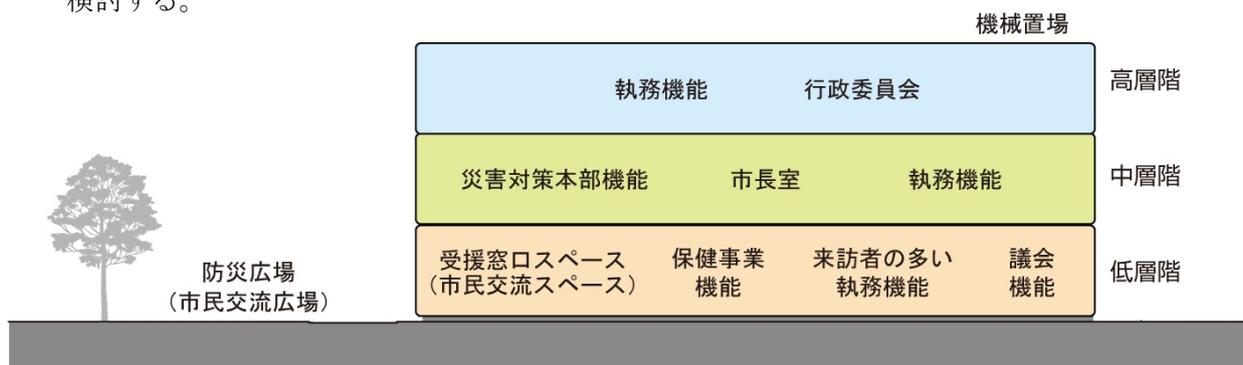


図 4.6. 断面構成のイメージ

4.5. 景観及びデザインについての方針

建設敷地は、『橿原市景観計画（平成 24 年）』における「一般地区/商業業務地エリア」であり、『橿原市緑の基本計画（平成 14 年）』における「緑化重点地区」である。このため、以下に新本庁舎の設計における景観及びデザインについての配慮事項を整理する。

(1) 橿原市景観計画における景観形成方針

① 一般地区/商業業務地エリアの景観形成方針

主要鉄道駅や幹線道路結節点等の交通拠点を中心として、商業・業務施設が立地している地域であり、交通拠点や公共施設を中心としたまとまりある景観づくりや賑わいのある歩行者空間づくりが重要な課題となっていることをふまえ、橿原の中心市街地、公共施設立地地区としてふさわしい景観形成を目指す。また、エリアに隣接する歴史的な町並み、橿原公苑、飛鳥川などの周辺の景観資源への配慮が求められる。

② 景観形成の実現に向けて配慮すべき事項

i. 色彩、意匠、規模の調和

- ・ 隣接する地区からの近景や、周辺の山並みや田園など大きな景観（中・遠景）など、周辺に影響を及ぼすような、色彩・意匠・規模等の不調和は、市民の共有財産である景観にとって大きな阻害要因となる。建築物等が大きければ大きいほど、より広範囲の周囲の町並みをはじめ、地域の歴史的、地形的特徴等をふまえたうえで、個性のある場所づくりを行うことが求められる。

ii. 景観資源への眺望、景色への配慮

- ・ 市民にとって印象的な眺望・景色等が建築物の高層化等により失われないよう、低層化や敷地内配置の変更によって景観への影響を低減させることが求められる。

iii. 沿道部の景観への配慮

- ・ 歩行者にとっての景観は道路側部分、中でも建築物低層部分、塀、柵、建物前面部、駐車場などのデザインに負うところが大きい。この部分が持つ公共的な性格を踏まえて、地区の特性に応じた景観形成を行うことが求められる。

③ 中心市街地等の景観形成、整備についての重点テーマ

i. 特性と課題

- ・ 「市の玄関口・顔」としての明快な都市空間の形成が求められる。

ii. 景観形成の進め方

- ・ 大和八木駅周辺については、土地区画整理事業等の市街地整備の機会を捉え、都市基盤と個別の建物が調和し、拠点としてふさわしい景観を創り出していく。
- ・ 大和八木駅と橿原神宮前駅の間に位置する公共施設や橿原公苑等についても積極的に景観形成を進め、大きな都市軸の形成を目指す。

(2) 新本庁舎における景観について

① 建設敷地内の緑化について

- ・ 憩いと快適、安全・安心な都市空間の形成のため、緑化を推進する。
- ・ 防災広場（市民交流広場）、沿道部及び民地との境界を積極的に緑化する。

② 建物内部のデザインについて

- ・ エントランスホールや市民が利用する部分は、市民に親しまれるデザインの空間とする。
- ・ 「市の玄関口・顔」として、ふさわしいデザインとする。
- ・ 「奈良の木」など、地域の特産品の活用を検討する。

③ 「橿原らしさ」について

- ・ 歴史・文化・自然環境と調和したデザインを施し、市民に親しまれ周辺の環境整備や景観形成に波及効果をもたらす庁舎を目指す。
- ・ 「橿原らしさ」のあり方については、以下の2点に留意して、基本設計でも継続して考えていくこととする。
 - 表層的な「橿原らしさ」のために過剰なコストを掛けることは回避する。
 - 「橿原らしさ」は、建物の形状だけにとらわれず、まちとのつながりや使い方などの運用面も含めて柔軟に考える。

4.6. 構造計画

- 災害対応活動拠点として機能するための高い耐震性を備えた構造とする。
- 高耐久であり、将来の用途変更に対応しやすい、長く使い続けられる構造とする。
- 経済性、施工性の高い工法、周辺への影響の少ない工法により建設可能な構造とする。

(1) 構造体の耐震安全性の目標及び保有すべき性能

新本庁舎は橿原市の災害対応活動拠点となる重要施設である。従って、大地震に遭遇した場合も新本庁舎が災害対策本部として継続的に使用できる性能目標とし、耐震安全性の分類は「**I類+A類+甲類**」とする。

表 4.2. 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

※建物の重要度に応じ設計時に地震力を割増す係数のことを重要度係数という。

表 4.2. の構造体の分類における I類の重要度係数は 1.5、II類は 1.25、III類は 1.0 である。

(2) 耐震工法の方針

新本庁舎は災害対策本部機能を有する建物であり、被災後の迅速な対応を可能とするため、大地震による主要構造部の被害および什器等の移動・転倒の可能性が最も少ない免震構造を基本とし、基本設計段階において上部構造や階数などを考慮し総合的に判断し決定する。

大地震の定義

建設省 1972 年～1980 年の「総合技術開発プロジェクト」を経て、地動加速度を 0.33～0.4g (330～400gal) を大地震として、「新耐震設計法」として基準化された。330～400gal は、現在の計測震度の階級ではほぼ震度 6 強に相当する。

免震構造の場合の耐震安全性の分類は、「I類+A類+甲類」相当という扱いで計画を行う。

表 4.3. 耐震工法の比較

	耐震構造	制震構造	免震構造
構造形式			
	大地震時に柱、梁、壁などが塑性化、つまり損傷することで地震エネルギーを吸収する	耐震構造の架構に制震装置(ダンパー)を組み込んで、地震エネルギーの一部を分担させる	基礎と建物の間に免震装置を設置し、地震エネルギーを吸収させることで、建物の揺れを低減させる
大地震時の揺れと室内の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・上層階ほど揺れが大きく、耐震壁やブレースが少ない場合には自分の意志では行動できない程度の大きな揺れが生じる。 ・什器等の移動や転倒は避けられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震構造に比べると制震装置によって揺れはある程度は抑えられるが、上階ほど揺れは大きい。 ・固定されていない什器等の移動や転倒はある程度は避けられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時の揺れを免震装置により吸収することによって、耐震構造や制震構造に比べて揺れを少なくすることが可能。上階でも揺れは大きくは変わらない。 ・什器等の移動や転倒はほとんどない。
大地震時の躯体変形や損傷	<ul style="list-style-type: none"> ・主要構造部材にひび割れが生じることで地震エネルギーを吸収するため、地震後(特に大地震)には補修や復旧対応が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要構造部材の損傷の程度は、制震部材が地震エネルギーを吸収する分、低減する。 ・耐震構造に比べて補修や復旧対応は軽減される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震後も主要構造部材の被害は最も少なく、補修や復旧対応は大幅に軽減される。
建物の機能保持と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震時には部材が損傷するため主要機能(構造体、内外装材、設備機器など)の回復・修復が必要になる。 ・一般的な維持管理が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震後の主要機能の回復・修復は耐震構造よりも抑えられる。 ・一般的な維持管理が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震時にもほぼ無被害に抑えることができるため継続的な使用が可能となる。 ・一般的な管理の他に、免震装置の目視点検(毎年)と専門業者による定期点検(5年、10年毎)が必要。
構造上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性を高めるためには、必要な構造部材のサイズが大きくなったり、耐震壁やブレースが必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物がある程度水平方向に変形することで制震装置が効果を発揮するため、固有周期の長い建物、即ち、比較的高層の鉄骨造建物に適している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・免震層が大きく変形するため、建物の周囲に 60[cm] 程度のクリアランスと、外周の地盤面と建物との間にエキスパンションジョイントが必要となる。
概算工事費(指数)	1.00	1.03~1.07 ・制震装置とその付帯構造部材の増	1.08~1.10 ・免震装置と免震層部分の躯体および根伐り量の増 ・建築面積が大きいほど、免震層の数が増えるため、割高になる。
工期(指数)	1.00	1.00 ・制震装置取付は耐震構造とほぼ同等の工期	1.10 ・免震層と免震装置の取付けのための工期増
防災庁舎への適用	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の損傷や室内の被害程度によって、継続的な使用ができない場合がある。 ・大地震時の災害対策本部とするには、構造部材を強くしたり、耐震壁やブレースを多く配置する必要があり、それら配置によってプランや将来の模様替えに制約が生じる恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震時にはある程度の揺れは生じ、継続的な使用ができない可能性がある。 ・大地震時の災害対策本部とするために配置する制震装置によって、プランや将来の模様替えに制約が生じる恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震構造、制震構造と比較して、インシヤルの工事費・工期ともに増加するが、防災庁舎としての機能を維持するための効果が最も期待できる。 ・大地震後の建物の損傷が最も少ない構造形式なので、修復のための費用が軽減できる。

(3) 構造方式の方針：基礎（免震構造）

昭和 55 年および昭和 60 年の既往の地質調査データによると、GL-23[m]付近までは N 値が 10～30 程度の砂質土と粘性土から成る互層である。

また、GL-30[m]まで標準貫入試験は実施されているが、その深さまでの地点において、「N 値 50 以上が 6 回以上、即ち厚さ 5 [m]以上」の工学的基盤とみなせる地盤は確認されていない。

工学的基盤の条件は『2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書』 p.472～p.479 より、

- ① 地盤の S 波速度 V_s が約 400[m/sec]以上であること、
- ② 地盤の厚さが 5 [m]以上あること、
- ③ 建築物直下を中心とし表層地盤厚さの 5 倍程度の範囲の地盤深さが一様であり傾斜角 5 度以下であること、

が基準とされており、新本庁舎の基礎形式はこの「N 値 50 以上を厚さ 5 [m]以上確認できる地盤」を支持層とするために、本計画では **杭基礎** を採用する。

なお、新本庁舎の基本設計・実施設計にあたっては、予め工学的基盤の確認、PS 検層、表層地盤の液状化判定、常時微動測定、また免震構造採用の際、模擬地震波の作成を念頭においた地震環境調査など詳細な地盤調査が必要となることに留意する。

(4) 構造方式の方針：上部構造

新本庁舎の上部構造の構造方式は、表 4.4. の比較をもとに、設計段階において建設工期、コスト削減効果、近隣への影響と環境への影響など、総合的に判断し構造方式を決定する。

表 4.4. 上部構造の比較

	RC造 鉄筋コンクリート	S造 鉄骨造	SRC造 鉄骨鉄筋コンクリート造
特徴	剛性が高く(変形しにくい)、靱性が低い(粘り強くない)。	RC造と比べ、剛性が低く(変形が大きい)、靱性が高い(粘り強い)。	RC造とS造の長所を活かし、粘り強さ(靱性)と変形しにくさ(高い剛性)を有する。
	標準的なスパン。(8m程度)	RC造と比べ、大スパン(10～20m程度)が可能なため、室内のレイアウトの自由度を高めやすい。	RC造と比べ、大スパン(8～14m程度)が可能なため、室内のレイアウトの自由度を高めやすい。
	遮音・防振性能に優れている。	RC造と比べ、振動が伝わりやすい。	遮音・防振性能に優れている。
建設工期	現場作業多いため一定の工期を要する。	RC造と比べ、現場作業が少ないため工期短縮が可能。	RC造と比べ、現場作業が複雑で工期を長く要する。
工事費※	1.0	0.9	1.1
耐火性	構造躯体自体が必要な耐火性能を有する。	鋼材自体は耐火性が低いため耐火被覆により必要な耐火性能を確保する。	構造躯体自体が必要な耐火性能を有する。
近隣への影響	資材搬出入のための車両が多い。 型枠組立て、コンクリート打設時の騒音・振動が大きい。	RC造と比べ、資材搬出入のための車両が少ない。 RC造と比べ、騒音・振動が小さい。	資材搬出入のための車両が多い。 型枠組立て、コンクリート打設時の騒音・振動が大きい。
環境への影響	解体が難しく(騒音・振動が生じる)、廃棄物が多い。	RC造と比べ、解体が容易で、リサイクルが可能。	解体が難しく(騒音・振動が生じる)、廃棄物が多い。

※工事費は構造躯体にかかる工事費を示す。

4.7. 設備計画

・省エネルギー・省CO2 設備、自然エネルギーの導入により、ランニングコストを縮減するとともに、地球環境に配慮した設備とする。

(1) 設備計画の留意点

- ・ 合理的な耐久性が確保されたものであるとともに、更新、修繕及び補修が容易なものとする。
- ・ 維持管理が容易に行えるよう、適切な作業スペース等を確保する。
- ・ 室内で発生した熱及び汚染物質の拡散を抑制し、空調・換気量を低減する。
- ・ エネルギー損失の低減を考慮した設備システムとする。
- ・ ゾーニングの変更や個別計量が出来るような設備システム（機器・系統）とする。

(2) 省エネルギー・省資源の留意点

次の項目に配慮し、トータルコストの縮減を図る。

- ・ 自然光の活用による、照明負荷の低減。
- ・ 自然通風の活用による、冷房負荷の低減。
- ・ 太陽光発電、太陽熱給湯、外気冷房等による自然エネルギーの利用。
- ・ エネルギーの変換及び利用が、総合的かつ効率的に実施されるような設備システムの導入。
- ・ 電力負荷の低減及び平準化。
- ・ 施設部位に応じた運転制御方式により、搬送エネルギーの最小化。
- ・ 高効率照明器具、施設部位に応じた点灯方式等により、照明エネルギーの最小化。
- ・ 雨水利用・排水再利用設備、各種節水システムの活用等による、水資源の有効利用。
- ・ 信頼性が高く、適正な運転管理が可能な管理システムの構築及びエネルギー消費の見える化による、消費エネルギーの最小化。

また、以下を参考に環境保全性の水準を適切に設定する。

建築環境総合性能	建築環境総合性能評価システム（CASBEE）により環境効率やトータルコスト等を総合的に考慮する。
建築物のエネルギー消費性能	『建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 28 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）』に示す「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準」を満足すること。

(3) 設備の配置に関する留意点

- ・ 設備機器は屋外に配置する方針とし、必要に応じて屋内の設置を検討する。設置においては、景観及び周辺への騒音に配慮した対策を講じる。
- ・ 屋外に配置する場合は、洪水時の浸水レベルを考慮した高さとする。
- ・ 『大和川流域小規模開発雨水流出抑制対策設計指針(案)』に基づく雨水流出抑制対策を行う。

第5章 事業計画

5.1. 事業手法

(1) 事業方式の種類

事業方式としては、大きく分けて以下の3つの方式が考えられる。

表 5.1. 事業者選定方法の比較

従来方式	設計・施工・維持管理分離方式 設計 建設工事 維持管理
DB方式（デザインビルド方式）	設計・施工一括、維持管理分離方式 設計+建設工事 維持管理
PFI方式	設計・施工・維持管理一括方式 設計+建設工事+維持管理

新本庁舎は、市職員が中心となって利用する施設であり、また、収益事業はビル管理・ビル清掃等に限定されるため、維持管理上の民間提案の余地が少なく、大きなコストダウンが期待できない。この点で、3つの方式のうちの維持管理を含めて一括発注するPFI方式は、その効果を発現しにくい。

また、PFI方式は他の2つの方式と比べて契約形態が複雑であるため、特別目的会社（SPC）の組成、事業者決定までの書類の作成、審査委員会の設置等に長い期間を要する。また、早期に事業費を確定するため、その後の設計における本市の意見を反映しにくい。以上の理由から、本計画では従来方式とDB方式（デザインビルド方式）を比較検討する。

なお、DB方式は、本市の意見を十分に反映した基本設計に基づく工事予定価格を設定するため、基本設計の完了後に〔実施設計+建設工事〕として実施する前提とする。

(2) 従来方式と DB 方式の比較

表 5.2. 従来方式と DB 方式の比較

事業手法		メリット	デメリット
従来方式	工期	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事の発注方式を入札とすることで、発注に要する資料の作成や審査委員会の設置等の手続きに要する業務や期間を DB 方式と比較して縮減可能 実施設計をもとにした工事予定価格が設定でき、入札不調リスクが小さい 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階で工期短縮の可能性を検討するが、建設工事業者の独自の技術力やノウハウを設計段階から活用することが困難なため、工期短縮の可能性は限定的である 設計段階で施工方法が特定できないため、工事段階での調整期間が必要
	コスト	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計図書に基づき入札予定価格を設定するため、適正な工事予定価格の設定が期待できる 従来方式であるため、事業者が参加しやすく、競争環境が確保される 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階でコスト削減の可能性を検討するが、建設工事業者の独自の技術等を採用することが困難なため、コスト削減効果は限定的である 設計の不備による工事費増加リスクは市の負担となる
	設計に対する市の意向の反映	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計と実施設計を通して市の意向を反映できる 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし
DB方式	工期	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事業者の独自の技術力やノウハウを実施設計の段階から活用した工期短縮が可能 設計と並行して施工準備（資材発注等）ができるため工期短縮が可能 施工方法を特定したうえでの設計となるため、工事段階での調整期間を短縮可能 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計をもとにした予定価格の設定となるため、入札不調リスクが残存する（仕様が未確定な部分に対して、施工業者は安全側に余裕を見込んで積算をする傾向がある）
	コスト	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階から施工業者の持つ独自の技術や工法等を反映したコスト削減が期待できる 設計の不備による工事費増加リスクは事業者の負担となる 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計図書に基づき工事予定価格を設定するため、実施設計後に比べて精度が低い DB方式の手続きに不慣れな事業者は、参加意欲が低下する可能性がある
	設計に対する市の意向の反映	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計後に建物要求水準が確定するため、実施設計段階での意向を反映しにくい。 実施設計段階で市の意向を反映する場合、当初の工事予定価格とは別途追加費用が発生する可能性がある

以上の検討の結果、設計に対する市の意向の反映の点で優れる **従来方式** を採用する。

(3) 事業者の選定方式

① 設計者の選定

設計者を選定するための主な手法を比較するため、以下の表に整理する。

表 5.3. 設計者選定方式の比較

落札者の選定方法	メリット	デメリット
価格競争方式 価格提案のみから落札者を決定する	<ul style="list-style-type: none">その他の方式に比べて手続の事務負担の軽減や手続期間の短縮が期待できる。落札選定手続に、公平性・公正性・透明性が高い。	<ul style="list-style-type: none">落札者の能力によって品質低下や工期の遅れの可能性がある。仕様が確定していない業務の発注が困難である。
プロポーザル方式 技術提案の評価により契約相手を決定する	<ul style="list-style-type: none">発注者では困難な仕様の確定や目的の達成を期待できる。仕様が確定していない業務の発注が可能である。	<ul style="list-style-type: none">受注者の想定価格と上限価格に大きな隔たりがある場合、契約が不成立となる。
競技設計方式(コンペ) 設計提案により契約相手を決定する	<ul style="list-style-type: none">具体的な完成イメージをもって選定しやすい。	<ul style="list-style-type: none">その他の方式に比べて手続期間が長くかかる。市の望む設計案が出ない場合がある。提示された設計案をもとに受注者を選定するため、設計段階で市の意向を反映しにくい。
総合評価落札方式 技術提案と価格提案を総合的に評価して落札者を決定する	<ul style="list-style-type: none">発注者では困難な目的の達成を期待できる。	<ul style="list-style-type: none">仕様が確定していない業務の発注が困難である。

価格競争方式は、透明性・公平性が高く、手続期間の短縮が期待できるものの、落札者の能力による品質低下や工期の遅れのリスクを回避しにくい。一方、競技設計方式（コンペ）は、具体的な完成イメージを求めることができるが、設計段階で市の意向を反映しにくい。

プロポーザル方式 及び **総合評価落札方式** は、これらのリスクを低く抑えることが可能であるため、設計者の選定においては、これらの方式を採用する。

参考までに、技術提案のテーマとしては、設計業務においては「櫃原らしい庁舎のあり方」や「これからの庁舎のあり方」、コスト縮減、工期短縮などに関するものが考えられる。

実施においては、技術提案が参加者に過度な負担とならないように、量より質を評価する仕組みと、中立かつ公正な立場から判断できるよう、審査・評価の体制構築が重要である。

② 建設工事業者の選定

建設事業者を選定するための主な手法を比較するため、以下の表に整理する。

表 5.4. 事業者選定方式の比較

落札者の選定方法	メリット	デメリット
価格競争方式 価格提案のみから落札者を決定する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続の事務負担の軽減や手続期間の短縮が期待できる。 ・ 落札選定手続に、公平性・公正性・透明性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札者の能力によって品質低下や工期の遅れの可能性がある。
技術提案・交渉方式 技術提案の評価により優先交渉権者を選定した後に、価格を交渉して契約相手を決定する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者では困難な仕様の確定や目的の達成を期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先交渉権者の想定価格が予定価格と大きく隔たりがある場合、交渉が不成立となる可能性がある。
総合評価落札方式 技術提案と価格提案を総合的に評価して落札者を決定する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される問題を事前に把握することができる。 ・ 建設業者の適切な施工や技術力の向上に対する意欲を高めることが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格競争方式に比べて手続期間が長くなる。

価格競争方式は、透明性・公平性が高く、手続期間の短縮が期待できるものの、落札者の能力による品質低下や工期の遅れのリスクを回避しにくい。一方、技術提案・交渉方式は、品質向上や工期短縮が期待できるものの、価格交渉の不成立というリスクを回避しにくい。

総合評価落札方式は、技術提案と価格提案を適切に評価することにより、これらのリスクを低く抑えることが可能である。

以上の検討から、本事業においては **総合評価落札方式** を採用する。

参考までに、技術提案のテーマとしては、総合的なコストの縮減に関する技術提案、工期短縮に関する技術提案、性能・機能の向上に関するものが考えられる。

実施においては、技術提案が参加者に過度な負担とならないように、量より質を評価する仕組みと、中立かつ公正な立場から判断できるよう、審査・評価の体制構築が重要である。

5.2. 財源及び事業スケジュール

(1) 財源計画の考え方

新本庁舎の建設は大規模な公共事業であるため、可能な限り市の財政に配慮した財源の確保が求められる。そのため、平成 29 年度に国より、耐震化未実施の庁舎建替に充当可能な事業債（市町村役場機能緊急保全事業）が創設されていることを踏まえ、新本庁舎建替にあたっては可能な限り当該事業債を活用するものとする。

ただし、平成 32 年度までの期限付き事業債であるため活用可能な期間を事業全体のスケジュールと合わせ、図 5.1 に示す。

(2) 事業スケジュール

平成 36 年度中の事業完了を目標とする。なお、新本庁舎は平成 35 年度 7 月の供用開始を目指す。

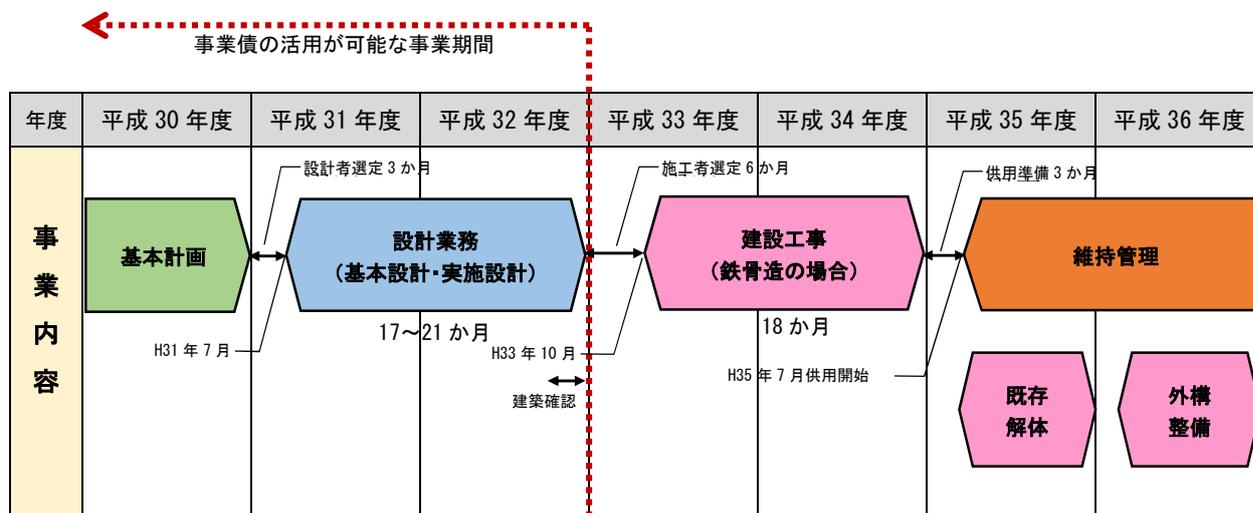


図 5.1. 事業スケジュール

(3) 概算事業費

本事業に関わる概算事業費を表 5.5 に示す。

表 5.5. 概算事業費

項目	金額 (千円)	備考
本庁舎本体工事費	5,175,000	延床面積：11,500 m ² 、支持杭、免震構造
既存解体工事費	336,000	本館、南館、西館、西棟、東棟
外構整備費	435,000	
埋蔵文化財調査費	88,000	
設計・監理・調査委託費	225,000	
什器・備品	316,000	
総事業費	6,575,000	消費税含む

※用地買収費、基本計画策定業務委託料等は含まない。

※ボーリング調査等の結果により、基礎杭や地盤改良等の工事費が別途加算される場合がある。

(4) 財源計画

新本庁舎の整備のための財源計画を表 5.6 に示す。

市の財政に有利な地方債をはじめとした、事業内容に応じた基金や補助金を活用することで、財政負担の軽減に努める。

表 5.6. 財源計画

財源	金額	説明
起債 (地方債)	約 46.7 億円	○市町村役場機能緊急保全事業債 (1.2 億円) 市町村役場機能緊急保全事業として、現行の耐震基準が導入された 1981 年以前に建設され、現行基準に沿った耐震化が未実施の庁舎建替事業等が対象。充当率 90% で、一部が地方交付税措置される。(交付税措置対象分 75%、交付税措置率 30%) ○一般単独事業債 (45.5 億円) 市町村役場機能緊急保全事業債に該当しない部分は、一般単独事業債を適用。 (充当率 75%、交付税措置なし)
上記以外 (基金等)	約 19.0 億円	○公共施設整備基金 (15.8 億円) 上記地方債の充当残については、基金の活用が基本となる。 ○一般財源 (3.2 億円)
合計	約 65.7 億円	税込

※財源計画については平成 30 年度時点の試算であり、今後、制度等の動向や消費税の増税などにより変動が生じる場合がある。

檜原市新本庁舎建設基本計画
(資料編)

目次

第1章 檜原市公共施設等総合管理計画との整合	1
1.1. 関連計画との整合.....	1
1.2. 対象施設.....	2
1.3. 計画期間.....	2
1.4. 対策の優先順位の考え方.....	2
1.5. 個別施設の状態等.....	3
1.6. 対策内容と実施時期.....	4
1.6.1. 対策内容.....	4
1.6.2. 対策時期.....	4
1.7. 対策費用.....	5
第2章 市民・職員意見の収集	6
2.1. 檜原市役所本庁舎建替えについてのアンケート調査.....	6
2.1.1. アンケート調査内容.....	6
2.1.2. アンケート調査の結果.....	12
2.1.3. 市民アンケート結果のまとめ.....	22
2.2. 檜原市新本庁舎建設市民ワークショップ.....	23
2.2.1. ワークショップ実施概要.....	23
2.2.2. 第1回ワークショップの概要.....	24
2.2.3. 第1回ワークショップの実施結果.....	25
2.2.4. 第2回ワークショップの概要.....	35
2.2.5. 第2回ワークショップの実施結果.....	36
2.3. 檜原市新本庁舎建設基本計画に係る庁内調査.....	46
2.3.1. 庁内調査の結果.....	46
2.3.2. 庁内調査結果のまとめ.....	55
2.4. 檜原市新本庁舎建設基本計画（案）パブリックコメント.....	56
2.4.1. 実施概要.....	56
2.4.2. 結果概要.....	59
2.4.3. 意見内容と回答.....	60
第3章 モデルプラン	75
3.1. 地上7階建て案.....	75
3.2. 地上6階建て案.....	76

第1章 橿原市公共施設等総合管理計画との整合

1.1. 関連計画との整合

橿原市新本庁舎建設基本計画は、平成 28 年 9 月に策定された橿原市公共施設等総合管理計画との整合を図る必要があります。

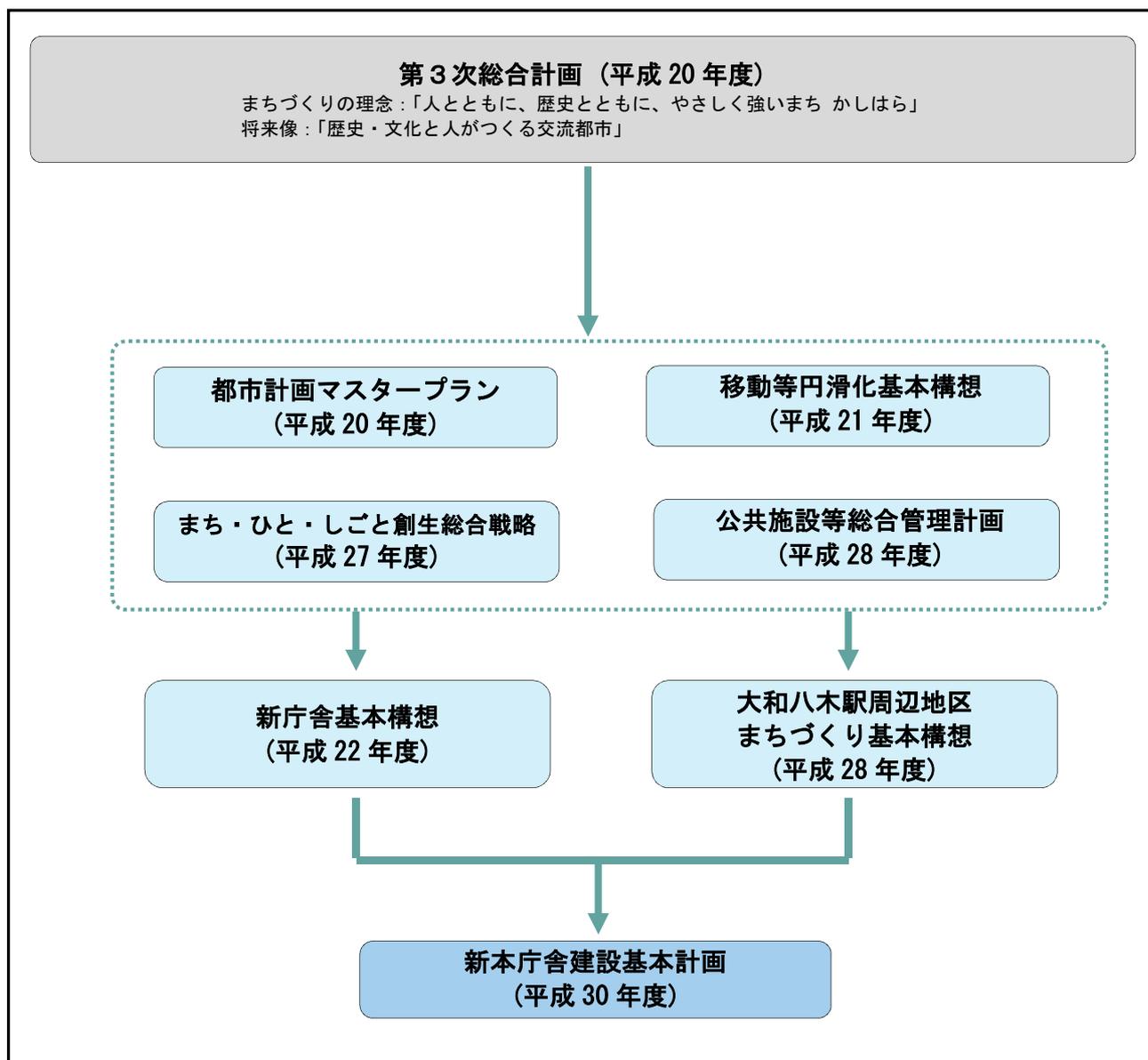


図 1-1 : 関連計画との関係性

1.2. 対象施設

樫原市公共施設等総合管理計画における行政系施設において、「庁舎等」として以下の4施設があります。この4施設のうち、本庁舎を計画の対象施設とします。

表 1-1：庁舎等施設一覧

施設分類	施設名	所在	主な棟の建築年度	延床面積(m ²)	施設配置形態	管理運営形態	備考
庁舎等	本庁舎	八木町 1-1-18	1960	7,338.37	-	直営	耐震補強未実施 (最小Is値0.225)
	教育委員会事務所	小房町 11-5	1995	793.80	複合	直営	
	保健福祉センター(事務所)	畝傍町 9-1	1977	2,439.76	複合	直営	
	クリーンセンターかしはら(収集)	川西町 1038-2	1977	1,950.66	複合	直営	

※樫原市公共施設等総合管理計画から抜粋

※本庁舎の延床面積は倉庫、駐車場等を含む

1.3. 計画期間

計画期間については、建替にかかる事業スケジュールに合わせて、平成30年度(2018年度)から平成36年度(2024年度)までの7年間とします。

1.4. 対策の優先順位の考え方

本庁舎は行政系施設の中で最も重要な施設となっています。また、耐震性能を満たしておらず、築後58年が経過し施設の老朽化が進んでいることから、早急な対応が求められています。

1.5. 個別施設の状態等

昭和 36 年（1961 年）に建設された本庁舎は、老朽化や耐震性の不足、庁舎の分散による利便性の低下等の課題を抱えており、建て替えの必要性が高まっています。

表 1-2：庁舎が抱える課題

<p>(1) 社会情勢の変化や市民ニーズへの対応</p>	<p>全国的な少子高齢化の進展による人口減少社会の到来に加え、グローバル化が進展するなどの社会経済状況の急激な変化により、市民ニーズが多様化・高度化する状況において、<u>効率的なサービスの提供やコストの縮減</u>が行政運営に求められている。これらを踏まえ、これからの本庁舎においては、<u>長寿命化・省エネ・環境・ユニバーサルデザイン・利便性・コスト縮減</u>といったキーワードに配慮した整備が求められている。</p>
<p>(2) 災害対応活動拠点としての機能の確保</p>	<p>現本庁舎は、<u>新耐震設計基準（昭和 56 年建築基準法の改正に伴う耐震基準）</u>を満たしておらず、<u>中規模地震以上の地震発生時には倒壊し、または崩壊する可能性がある</u>。来る大規模地震に備え、市民の安心・安全な暮らしを支えるためにも、<u>新本庁舎には、災害対策本部や受援窓口などを備えた災害対応活動拠点としての機能を充足した整備が求められている</u>。</p> <p>なお、現本庁舎については、平成 17 年 2 月に耐震診断を実施し、長寿命化を図るべく耐震補強の実施に向けて検討を行ったが、相当数の耐震壁を設置する必要があり、<u>効率性・経済性などの判断から断念した経緯がある</u>。</p>
<p>(3) 庁舎本来の機能の向上</p>	<p>本庁舎は、各執務室が狭あいであったために事務事業の効率の妨げになっていたが、分庁舎が供用開始したことにより、現時点における本庁舎の執務室の狭あい問題は解消されている。しかしながら、建物自体の老朽化が著しく、耐震性能不足の本庁舎においては、引き続き、相当数の職員が業務を執り行い、市民の来庁がある現状である。そのようなことから、<u>一人ひとりが安全で安心して利用することができるよう、環境の改善が求められている</u>。</p> <p>また、本市のこれまでの行政機能は、本庁舎、保健福祉センター、かしはら万葉ホールなどに分散されていた。分庁舎の供用に伴い、総合窓口機能などある一定の集約化が図られたところであるが、<u>今後もより一層の市民サービスと利便性の向上を図るためにも、行政機能の集約化を促進することが求められている</u>。</p>

1.6. 対策内容と実施時期

1.6.1. 対策内容

平成 22 年度に策定した新庁舎基本構想では、「市民自治の拠点づくり」を実現するために 6 つの基本理念を設定しました。それらを踏まえ、ナビプラザ及び分庁舎、新本庁舎が一体となって市役所の機能を担うことを設定した下記の新本庁舎整備のコンセプトに基づき、本庁舎の建替えを早急に進めていきます。

新本庁舎整備のコンセプト

1. 耐震性能を有し、災害対応活動拠点となる庁舎
2. 市民に開かれた庁舎
3. 施設のコンパクト化と環境配慮により、建設コストと維持管理コストを可能な限り抑えた庁舎
4. 将来の人口や職員数を踏まえ、社会状況の変化に柔軟に対応できる構造の庁舎
5. だれもが安心快適に利用できるユニバーサルデザイン庁舎

1.6.2. 対策時期

建替にかかる事業スケジュールは以下の通りです。

平成 30 年度中に基本計画を策定し、平成 31 年度に設計業務に着手します。建設工事を平成 34 年度末の完了とし、平成 35 年度からの供用開始を目指します。その後、既存庁舎の解体や、外構整備を実施し、平成 36 年度末の事業完了を目標とします。

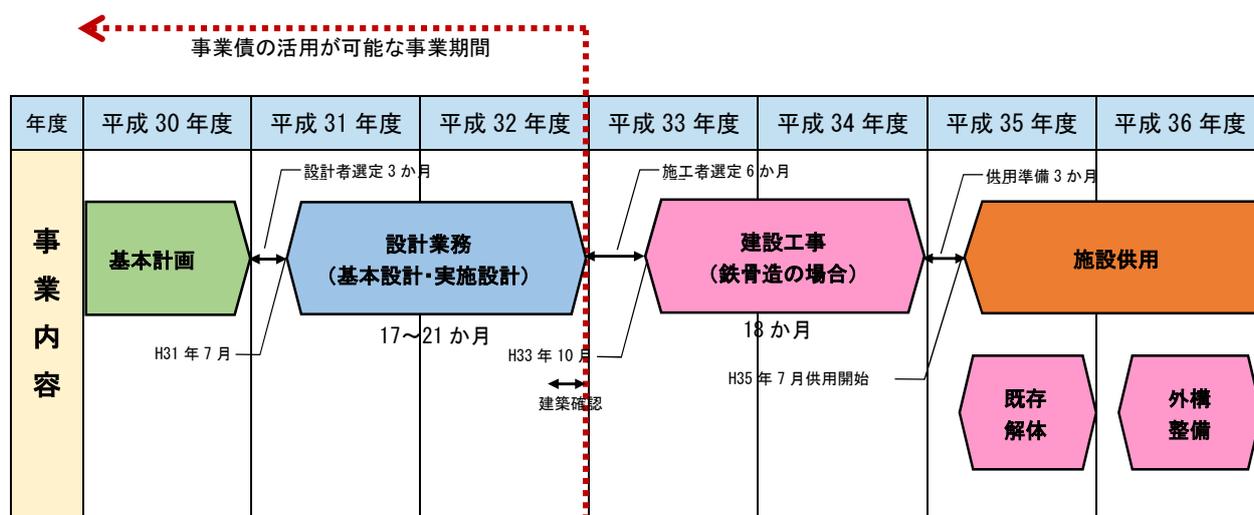


図 1-2：事業スケジュール

1.7. 対策費用

建替事業にかかる費用の内訳は以下の通りです。

項目	金額（千円）	備考
本庁舎本体工事費	5,175,000	延床面積：11,500㎡、支持杭、免震構造
既存解体工事費	336,000	本館、南館、西館、西棟、東棟
外構整備費	435,000	
埋蔵文化財調査費	88,000	
設計・監理・調査委託費	225,000	
什器・備品	316,000	
総事業費	6,575,000	消費税含む

※用地買収費、基本計画策定業務委託料等は含まれていません。

※ボーリング調査等の結果により、基礎杭や地盤改良等の工事費が別途加算される場合があります。

第2章 市民・職員意見の収集

2.1. 榑原市役所本庁舎建替えについてのアンケート調査

2.1.1. アンケート調査内容

平成 29 年 10 月に榑原市役所本庁舎建替えについて、榑原市民 2,000 世帯を無作為抽出により選定し、郵送によるアンケート調査を実施しました。

実施したアンケート用紙は次の通りです。

榑原市役所本庁舎建替えについてのアンケート調査

I. 市役所（※）のご利用状況についてお伺いします。

※問 1、問 2 では、市役所本庁舎だけではなく、保健福祉センター、教育委員会（かしはら万葉ホール）、榑原市観光交流センター（かしはらナビプラザ）も含めた市役所のご利用状況についてお伺いします。

問 1. 過去おおむね 3 年間で、市役所に来られた頻度はどれくらいでしたか。次の中から 1 つだけ選んで、番号を○で囲んでください。

1. ほぼ毎日
2. 週に 2、3 回程度
3. 週に 1 回程度
4. 月に 1、2 回程度
5. 2、3 ヶ月に 1 回程度
6. 年に 1、2 回程度
7. 2、3 年に 1 回程度
8. その他 ()

問 2. 過去おおむね 3 年間で、市役所に来られたときのご用件について、次の中から当てはまるもの全てを選んで、番号を○で囲んでください。

1. 戸籍・住民票・印鑑登録・マイナンバーに関すること
2. 税金に関すること
3. 国民年金、国民健康保険に関すること
4. 介護保険に関すること
5. 福祉（高齢者福祉・障がい者福祉、生活保護等）に関すること
6. 子育て（医療費・保育園・健診・相談・子育て支援等）に関すること
7. 健診や、健康づくりに関すること
8. 教育（学校・教育相談等）に関すること
9. 市営住宅に関すること
10. 自治会や地域、防災に関すること
11. 市民相談、法律相談、消費生活相談等
12. 市民活動、男女共同参画に関すること
13. 情報公開に関すること
14. 観光に関すること
15. 商業、工業、農業に関すること
16. 建築確認申請、都市計画に関すること
17. 道路、水路に関すること
18. 業務上での来庁（調査・契約・入札など）
19. 市議会、各審議会、会議等の参加や傍聴
20. その他 ()

Ⅲ. 建替え後の市役所本庁舎に求めることについてお伺いします。

問5. 建替え後の市役所本庁舎に、あなたが求めるもの、重要視することは何ですか。次の中から5つまで選んで、番号を○で囲んでください。

1. 災害時に被災状況の把握、市民の救援を速やかに確実にできる防災拠点であること。
2. 街のシンボルとなるような斬新なデザイン、橿原の歴史風土と調和した温もりある庁舎デザインなど、景観等に配慮された優れたデザインであること。
3. 各種イベント等の開催、人々が集い憩えるスペースを有し、市民の多様な交流や賑わいを創り出す庁舎であること。
4. 太陽光発電や、雨水の再利用、自然採光や自然換気など地球環境にやさしい庁舎であること。
5. 年齢・性別・障がいの有無などにかかわらず、あらゆる人に配慮され、快適で、わかりやすく使いやすい庁舎であること。
6. 市民及び各種市民団体、NPO等の情報発信の場や、会議室を設けるなど、市民と行政の協働を進めるまちを実現する拠点としての庁舎であること。
7. 建設・維持管理のコストを抑えること。
8. その他 ()

問6. 市役所本庁舎の建替えにあたり、加えたい機能（施設）はありますか。次の中から5つまで選んで、番号を○で囲んでください。

1. イベント開催ができる屋外広場
2. 市民が語り、憩える屋外広場
3. イベント開催ができる屋内スペース
4. 市民が語り、憩える屋内スペース
5. 喫茶コーナー（自販機などを設置）
6. 子育て支援スペース（キッズコーナー、親同士の交流の場）
7. 発表・セミナー・交流などの活動ができるスペース
8. 市民ギャラリー等展示コーナー
9. 観光インフォメーションコーナー
10. 特に加えたい機能はない
11. その他 ()

市役所本庁舎建替えと分庁舎について

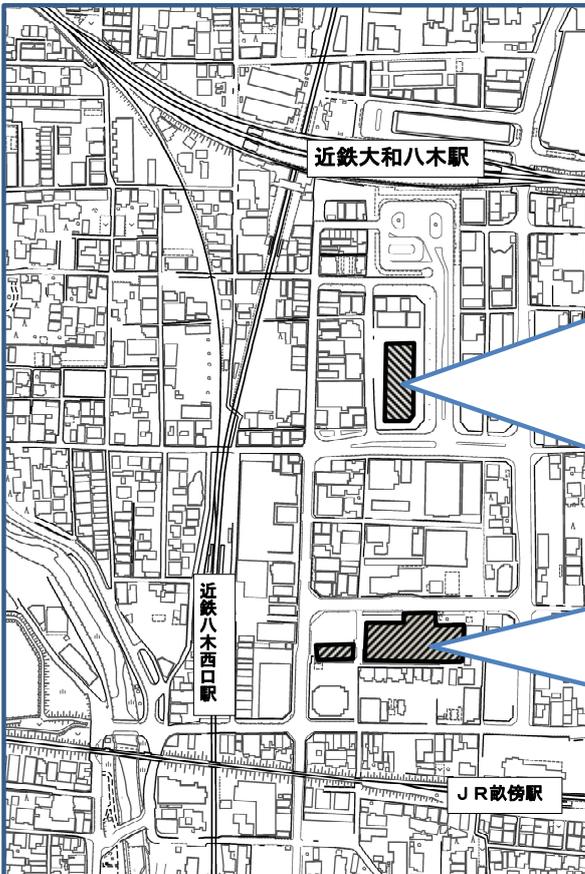
①本庁舎建替え（当アンケート調査の対象）

八木町1丁目に位置する市役所本庁舎は昭和36年竣工で、耐震性能が不足しているため、現在の場所での建替えを検討しています。建替え後の本庁舎は、災害発生時には災害復旧活動の拠点として機能するように、十分な耐震性能を備えた施設となります。また、本庁舎の行政機能・議会機能と、かしはら万葉ホール教育委員会機能を建替え後の本庁舎に集約することを予定しています。市民の皆様の生活に身近な市役所窓口は、下記②でご説明する分庁舎に作られることとなりますが、当アンケート調査結果や皆様のご意見を参考に、魅力的なまちづくりに貢献する本庁舎を目指します。

②分庁舎（平成30年2月13日（火）庁舎供用開始予定）

現在、近鉄大和八木駅南側の市有地において庁舎、観光施設等からなる複合施設を整備中です。

庁舎には、住民票、戸籍、印鑑登録、年金、税金、健康保険、子育て、福祉など皆様の生活に身近な窓口機能を集約するとともに、1階には総合窓口を設置し、各種証明書交付の集約や、結婚、引越し、子育てなどのライフイベントに関連する手続きの簡略化を図ります。また、宿泊施設、コンベンション施設、展望施設、飲食施設、観光振興支援施設、交流スペース等を整備し、観光拠点機能の充実と人々の交流による地域活性化を図ります。



② 分庁舎（複合施設）

平成30年2月13日（火）庁舎供用開始予定

【利便性向上】

- ☆市民の皆様の生活に身近な窓口機能を集約。
- ☆総合窓口を設置。

【観光拠点機能充実・交流による地域活性化】

- ☆宿泊施設、コンベンション施設、展望施設、飲食施設、観光振興支援施設、交流スペース等が整備されます。

1階～4階	庁舎・交流スペース 飲食施設、観光振興支援施設 コンベンション施設等
5階～10階	宿泊施設・展望施設等

① 本庁舎建替え

当アンケート調査の対象です。

- ★災害復旧活動の拠点。
- ★行政機能、議会機能、教育委員会機能を集約。
- ★アンケート調査結果や皆様のご意見を参考に魅力的なまちづくりに貢献する本庁舎を目指します。

2.1.2. アンケート調査の結果

アンケートの配布数と回収数は次の通りです。

回収／配布： 848／2000 世帯（回収率：42.4%）

市民アンケート調査の結果は、回収した全数の「全数集計」と、問2において分庁舎（ミグランス）に配置した機能に関する内容だけを回答頂いた世帯を除く「抜粋集計」の2パターンについて分析しました。抜粋集計からは、今後も新本庁舎を利用される方の傾向がわかります。その集計対象数は205世帯、全回答848世帯の24.2%に当たります。

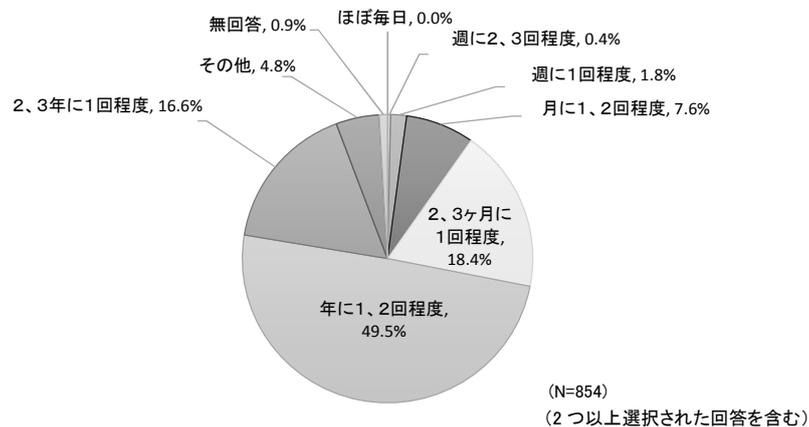
なお、各グラフの数字は少数第2位で四捨五入しているため、合計100%にならない場合があります。

I. 市役所(※)のご利用状況についてお伺いします。

※問1、問2では、市役所本庁舎だけではなく、保健福祉センター、教育委員会(かしはら万葉ホール)、権原市観光交流センター(かしはらナビプラザ)も含めた市役所のご利用状況についてお伺いします。

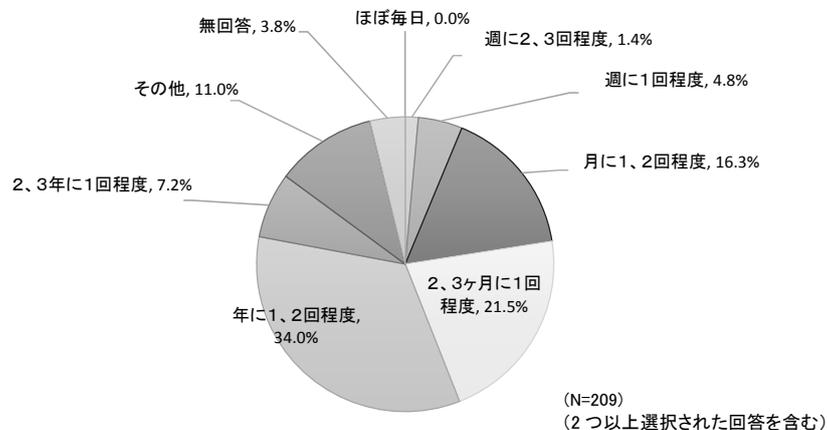
問1. 過去おおむね3年間で、市役所に来られた頻度はどれくらいでしたか。次の中から1つだけ選んで、番号を○で囲んでください。

全数集計



市役所庁舎を訪れる頻度は、「年に1、2回程度」が49.5%と最も高く、次いで「2、3ヶ月に1回程度」が18.4%となりました。

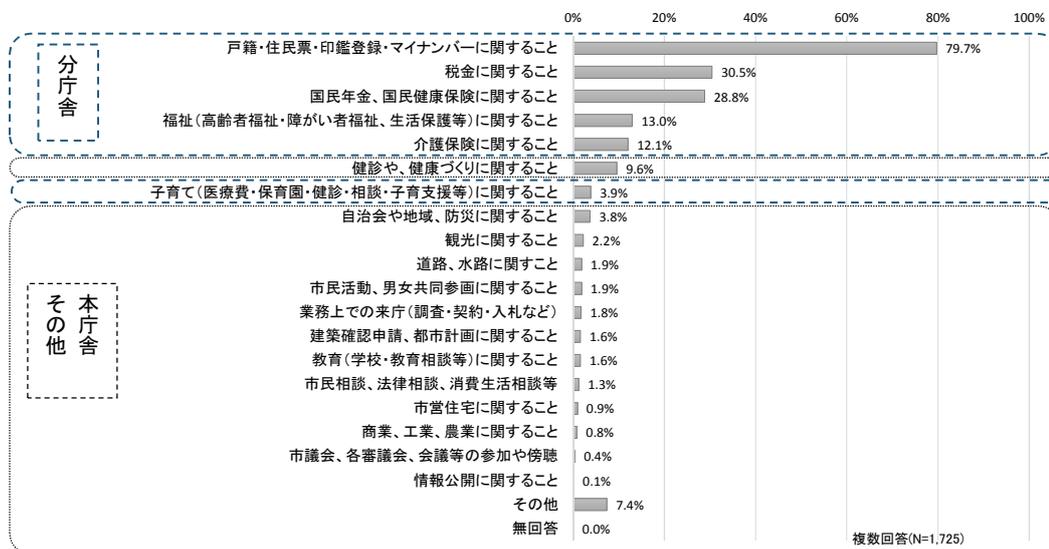
抜粋集計



抜粋集計は全数集計に比べ、「週に1回程度」、「月に1、2回程度」、「2、3ヶ月に1回程度」の回答の割合が高くなりました。

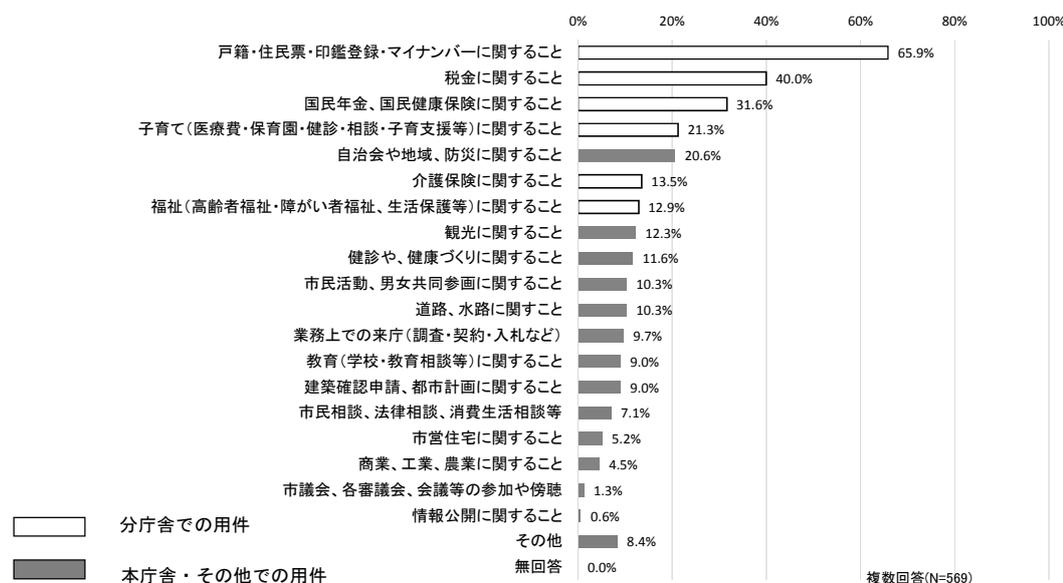
問2. 過去おおむね3年間で、市役所に来られたときのご用件について、次の中から当てはまるもの全てを選んで、番号を○で囲んでください。(複数回答可)

全数集計



市役所庁舎を訪れたときの用件は、上位5番までが戸籍・住民票、税金、保険・福祉等の分庁舎の機能に係るものでした。新本庁舎の機能に係る用件のうち、最も多い「健診や、健康づくりに関すること」が9.6%、次いで、「自治会や地域、防災に関すること」が3.8%、「観光に関すること」が2.2%、これら以外の用件は全て2%以下でした。

抜粋集計

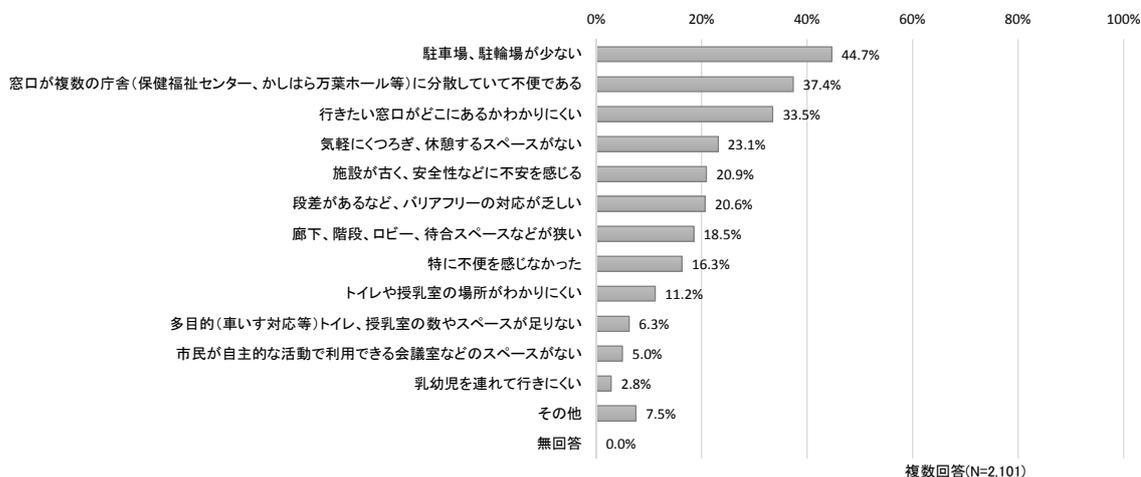


上位の傾向は全数集計と大きく変わりませんが、全数集計において2%以下であった項目の割合は高くなり、「市議会、各審議会、会議等の参加や傍聴」、「情報公開に関すること」以外の項目では4.5%を超えています。

II. 現在の市役所本庁舎にいられたときのことについてお伺いします。

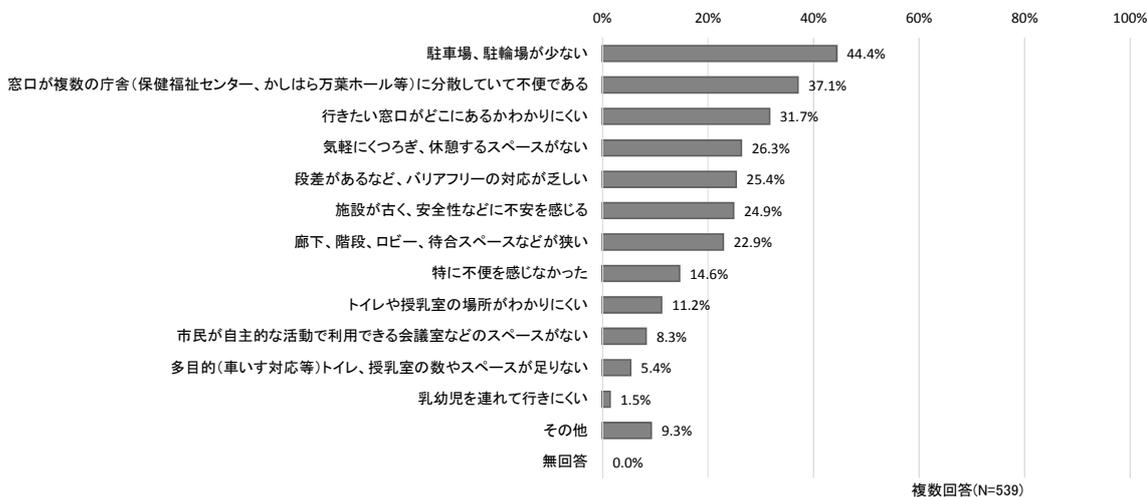
問3. 現在の市役所本庁舎にいられた際、施設面でご不満・ご不便を感じられたことについて、次の中から当てはまるもの全てを選んで、番号を○で囲んでください。(複数回答可)

全数集計



施設面での不満・不便に関する項目では、「駐車場・駐輪場が少ない」、「窓口が複数の庁舎に分散して不便である」、「行きたい窓口がどこにあるかわかりにくい」の3項目が30%を超える結果でした。このほか、「その他」として回答いただいたうちの約3割が「庁舎が暗い」ことをあげていました。

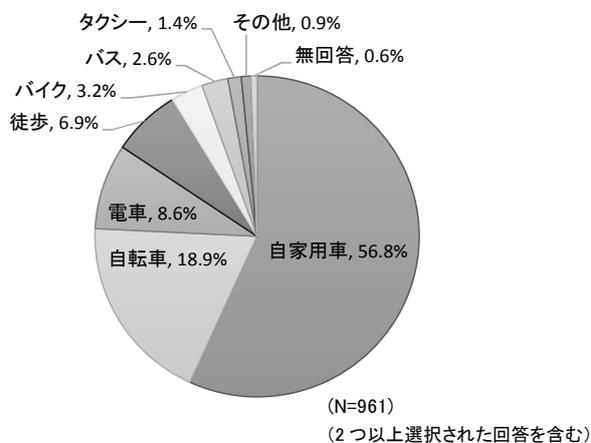
抜粋集計



全体の傾向は、全数集計と同様ですが、「段差があるなど、バリアフリーの対応が乏しい」、「施設が古く、安全性などに不安を感じる」、「廊下、階段、ロビー、待合スペースなどが狭い」の3項目については、割合が5%程度高くなりました。

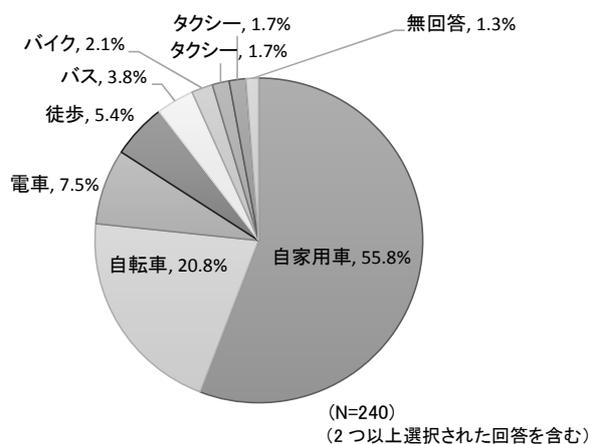
問4. 現在の市役所本庁舎に来られる際、主にどのような交通手段を利用しますか。次の中から1つだけ選んで番号を○で
囲んでください。

全数集計



市役所本庁舎へ訪れる際の交通手段は、「自家用車」が最も多く 56.8%、次いで「自転車」が 18.9%、他の交通手段は 10%以下となりました。

抜粋集計

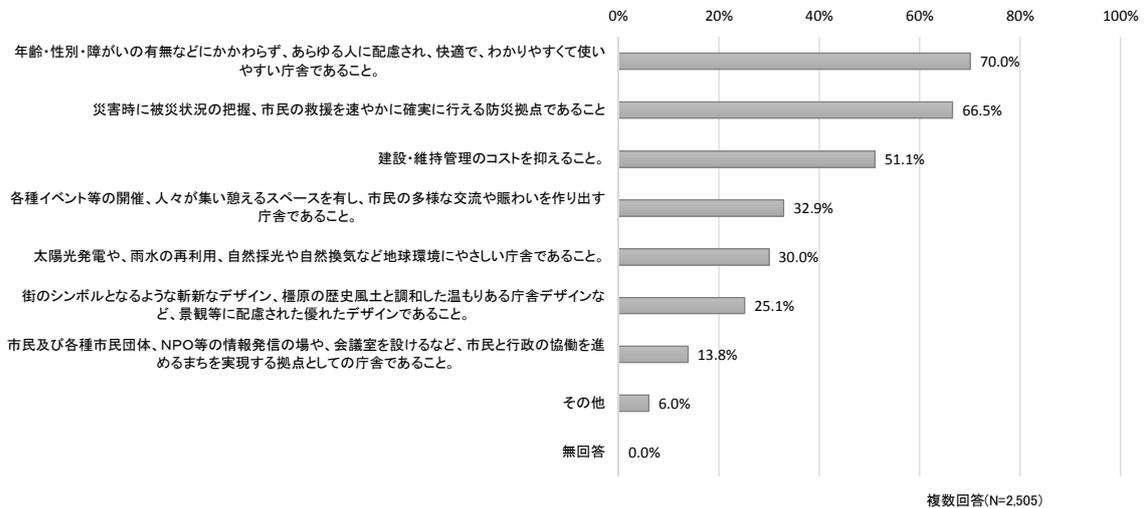


全数集計とほぼ同じ傾向がみられました。

Ⅲ. 建替え後の市役所本庁舎に求めることについてお伺いします

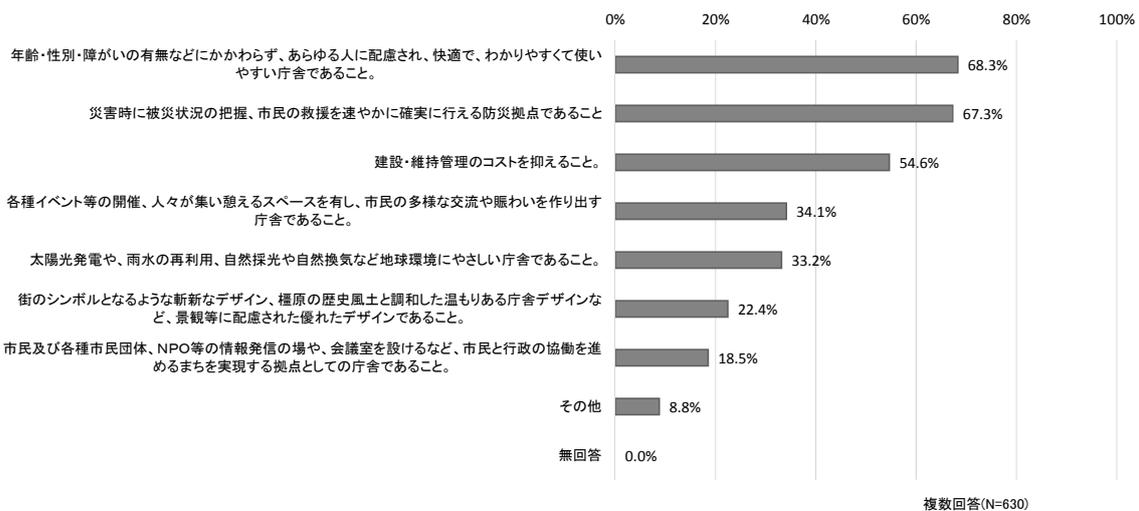
問5. 建替え後の市役所本庁舎に、あなたが求めるもの、重要視することは何ですか。次の中から5つまで選んで、番号を○で囲んでください。(複数回答可)

全数集計



本庁舎に求めるもの、重要視することとして50%を超える回答があった項目は、来訪者への配慮、防災拠点機能、コスト縮減に関する項目でした。また、市民自治の拠点機能については、市民の憩い・交流・賑わいに関する項目を選択した割合が32.9%、情報発信の場・会議室の設置に関する項目を選択した割合が13.8%でした。

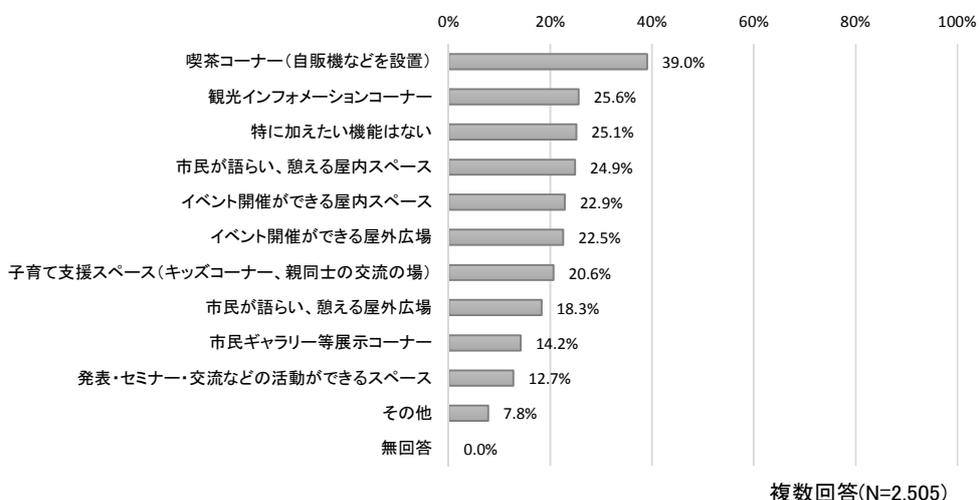
抜粋集計



全数集計とほぼ同じ傾向がみられました。

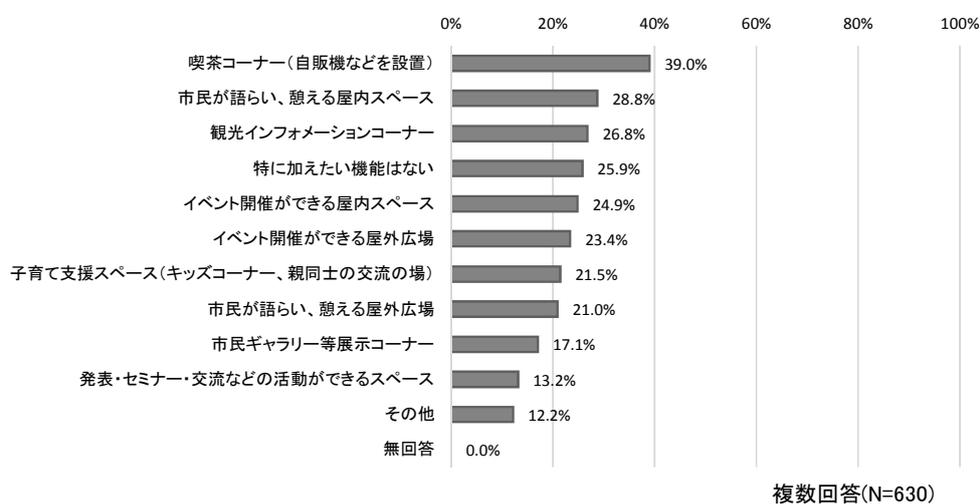
問6. 市役所本庁舎の建替えにあたり、加えたい機能(施設)はありますか。次の中から5つまで選んで、番号を○で囲んでください。(複数回答可)

全数集計



新本庁舎に加えたい機能(施設)としては、「喫茶コーナー(自販機などを設置)」の39%が最も多く、他の項目は30%~10%の間に分散する結果になりました。

抜粋集計

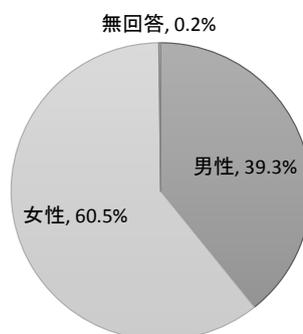


全数集計に比べ、「市民が語らい、憩える屋内スペース」の順位が上がりました。

IV. あなたご自身のことについてお伺いします

問7. あなたの性別について、あてはまる番号を○で囲んでください。

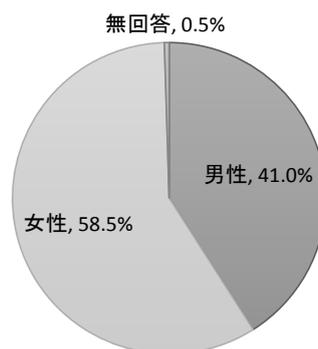
全数集計



(N=848)

アンケートの回答者は「女性」の方が多い結果となりました。

抜粋集計

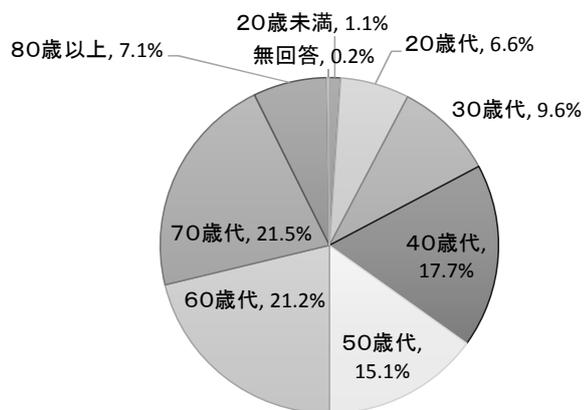


(N=205)

全数集計とほぼ同じ傾向がみられました。

問8. あなたの年齢について、あてはまる番号を○で囲んでください。

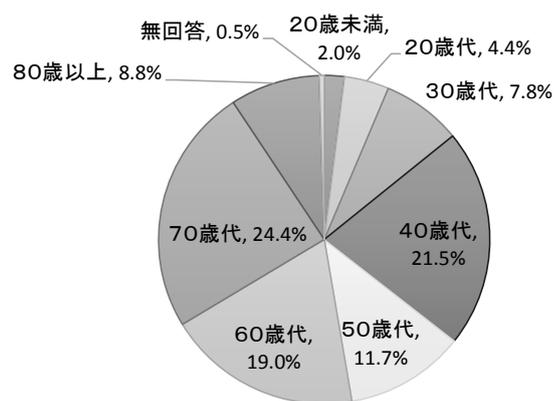
全数集計



(N=848)

60歳以上が約半数を占める結果となりました。

抜粋集計

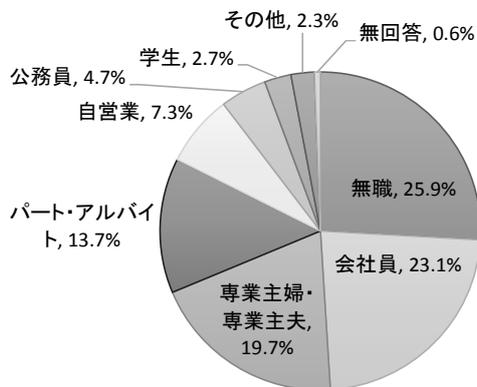


(N=205)

全数集計に比べ、60歳以上の方の割合が多くなります。

問9. あなたの職業について、あてはまる番号を○で囲んでください。(※2 つ以上回答された複数回答を含む)

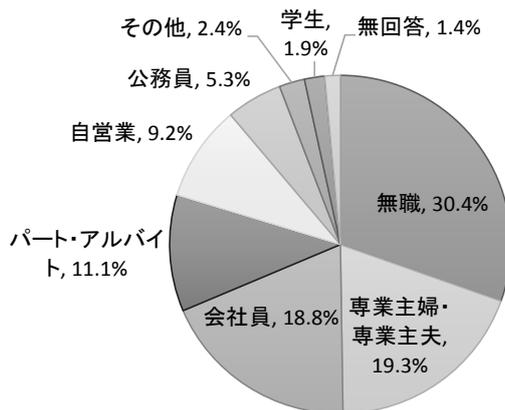
全数集計



(N=853)
(2 つ以上選択された回答を含む)

無職、会社員を合わせ、約半数を占める結果となりました。

抜粋集計

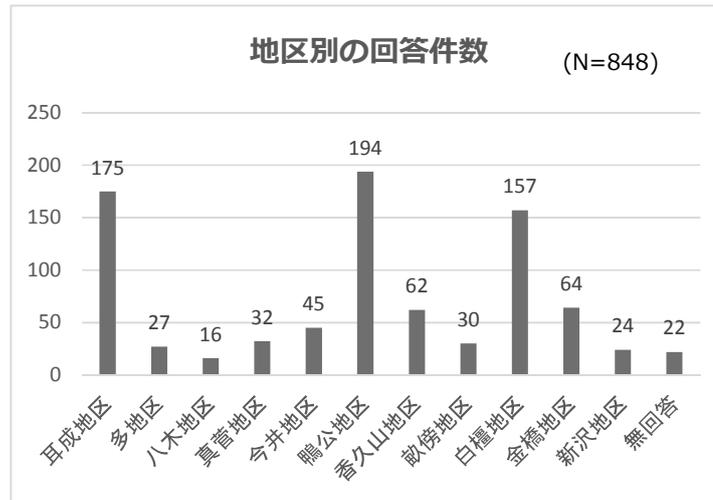


(N=207)
(2 つ以上選択された回答を含む)

抜粋集計は全数集計に比べ、会社員の割合が減り、無職の割合が増えました。

問10. あなたのご住所地の町名を教えてください。

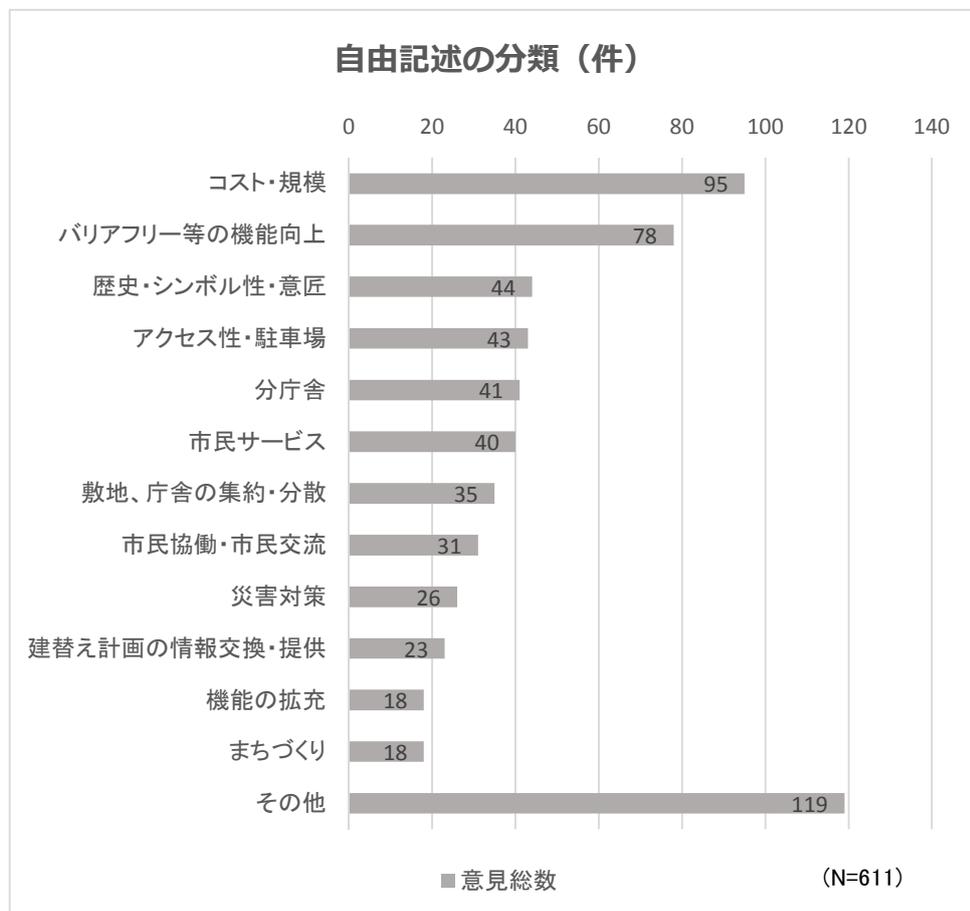
全数集計のみ



回答いただいた町名を地区ごとに分類しました。

問11. 市庁舎の建替えにあたり、ご意見・ご提案がありましたらご自由に記入してください。

全数集計のみ



2.1.3. 市民アンケート結果のまとめ

- ① 市役所庁舎を訪れる頻度については「年に1, 2回程度」以下の回答が約7割、「2, 3ヶ月に1回程度」が約2割、「月に1, 2回」以上の回答が約1割となりました。
また、抜粋集計においては、市役所へ訪れる頻度が高くなる傾向がみられました。
 - ② 市役所本庁舎の施設面の不満・不便については、駐車場・駐輪場の不足、窓口の分散や分かりにくさ、くつろぎ・休憩するスペースがない、に対する回答が多くなりました。
 - ③ 本庁舎を訪れる際の交通手段は、「自家用車」、「バイク」、「タクシー」の使用の合計が約6割、「自転車」、「徒歩」、公共交通機関（「電車」、「バス」）の使用の合計が約4割という結果でした。
 - ④ 建替え後の市役所本庁舎に求めるもの、重要視することについて5割を超える回答があったのは、ユニバーサルデザイン、防災拠点機能、事業コスト抑制に関する項目でした。
 - ⑤ 市役所本庁舎の建替えにあたり加えたい機能（施設）については、5割を超える回答があった項目はありませんでした。比較的回答が多かった機能は、喫茶コーナー、市民が語り憩える屋内スペース、観光インフォメーションコーナーとなりました。
- ※ このアンケートは、市役所本庁舎の現状の利用状況・課題等を把握するために行ったものであり、分庁舎供用前に調査したものとなっています。

2.2. 橿原市新本庁舎建設市民ワークショップ

2.2.1. ワークショップ実施概要

(1) 目的

本ワークショップ実施の目的は以下の通りです。

**目的：橿原市、橿原市民にとっての市役所の役割を皆様と共に考え、
これからつくる新本庁舎のあり方を導くこと。**

- ◆ ナビプラザ、分庁舎を含めた3施設を一体的に市役所の機能と捉え、これからの市民生活やまちづくりに果たすべき役割と備えるべき機能を把握する。
- ◆ ナビプラザ、分庁舎、新本庁舎の役割と備えるべき機能を明確にする。
- ◆ 少人数のグループ形式で話し合うことで、ざっくばらんな雰囲気の中、皆様から沢山の意見をいただく。

(2) 全体構成

本ワークショップは全2回行いました。各回の討議テーマは以下の通りです。

第1回テーマ（平成30年3月24日）
市役所の役割とは何か？

第2回テーマ（平成30年4月21日）
新本庁舎の機能について話し合おう！



これからつくる新本庁舎に必要な機能・役割を導く

2.2.2. 第1回ワークショップの概要

◆ 当日の流れ

13:30 開会から、ワークショップの目的等を説明し、13:45~15:00 まで新本庁舎建設の背景や留意点、市民アンケート結果、庁舎の整備事例について事務局より説明させていただき、市民の方々との意見交換の場を設けました。

15:00 から約1時間半にわたって、5つのグループで2つのテーマを元に市民が新本庁舎に求めている機能や役割について討議いただきました。

◆ 討議の内容

下記のテーマを基に、2タームに分けて討議をしていただきました。
機能や役割以外の意見については、それぞれのグループで別途集約しています。

表 2-1：討議テーマと討議内容

討議 テーマ	①市民のための市役所の役割について考える (30~45min)	②ナビプラザ・分庁舎の機能を踏まえた新本庁舎の 機能について考える(45~60min)
討議内容	<ul style="list-style-type: none"> 市役所に求める役割について自由に意見を聞く時間を設けました。 頂いた意見は、基本的に付箋に書いて残して頂き、なぜその役割が必要と考えるかについて議論を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> まずは1ターム目で聞き取った意見を、機能・役割の視点から分類しました。 次に、ナビプラザと分庁舎の機能・役割について情報を共有し、3施設を市役所と捉えながら新本庁舎に求められる機能・役割について議論を行いました。

◆ 参加人数とグループ分け

H30年2月より、市のホームページ及び広報誌にて公募を行ったところ、29名のご応募をいただきました。

当日は、その内27名の方々にご参加いただきました。

表 2-2：グループ分け

グループ	出席者
A	5名
B	6名
C	6名
D	5名
E	5名

2.2.3. 第1回ワークショップの実施結果

各グループで得られたご意見を、「新本庁舎建設について」と「ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の役割について」の2つの項目に分類しました。

意見の分類については、ワークショップ当日に各テーブルでまとめたものを使用しています。

A グループの意見

●新本庁舎建設についてのご意見

意見の分類	意見の概要・趣旨
新本庁舎の建設に対して考えてほしいこと	<ul style="list-style-type: none">・ 将来人口に基づいた職員数にあった大きさにする・ 新本庁舎に限らず、公共施設においてはニーズに合ったアクセス方法を考えてほしい・ 今ある施設のニーズにあった交通手段の拡大を図ってほしい・ 道路の整備を実施してほしい・ 議会の中継を再開してほしい。例えば他の公共施設で視聴できるようにするなど・ 分庁舎の展望台は観光情報案内が少ない。大和三山、三輪山等、市民は場所が分かるが、他府県から来た人にも分かるように情報案内をしてほしい・ 若者世代が市政に関心を持ち、若者世代の活動を支援できる場にしてほしい・ 市政に目が向かないのは自分の暮らしで手一杯のため。市民の暮らしをサポートできることで市政に関心が生まれる・ HPを見やすくするなど無関心を無くすための仕組みを考えてほしい・ 若者世代が関心を持てる場としてほしい・ 3つめの市役所はもったいない・ 分庁舎の土地にすべてまとめるべきである。一か所が使いやすい・ 窓口を1つにするという事が公約だったのに何故分散するのか・ 分庁舎内のホテルはいらない。ホテルを無くして市内に残っている窓口を持つてくるようにする。新本庁舎はそれからの話である

●ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の役割についてのご意見

役割の分類	ナビ プラザ	分 庁舎	本 庁舎	意見の概要・趣旨
防災について			✓	・防災機能は必要。物資などを設置できる大きな広いスペースを設ける。
			✓	・災害時に電気やガス等、熱源を確保できるようにする。
			✓	・物資を貯めておけるスペースが必要である。
			✓	・一階に議場を設置するなら、災害対応スペースと一体的なつくりにする。
市民交流 について		✓		・せっかくホテルが出来たのに、なぜ分庁舎の展望台に何も無いのか。
		✓		・分庁舎の観光案内が少ない。
	✓	✓	✓	・若者世代の活動を支える上で、活動の場の側には、子育て支援や預かり機能が必要。
市民サービス について	✓			・ナビプラザはトイレと切符売り場しか機能していない。
	✓			・ナビプラザの機能を増強する。ナビプラザの使い方がわからない。
		✓		・市民（お客様）が、その場でサービスを完結する仕組みにするべき。
		✓	✓	・市民が目的を伝えたら移動せずにすべて完結する仕組みを考えてほしい。
		✓	✓	・総合窓口を設置してほしい。
		✓	✓	・窓口を1つにしてほしい。
議場について			✓	・議場は多目的に使えるようにシンプルにしてほしい。
			✓	・議場の傍聴席及び傍聴席までのアクセスは、バリアフリーに配慮してほしい。
			✓	・市議会会場は1Fにパブリックビュー設備を作る。開かれた議会を簡潔に作ってほしい。
			✓	・議場の情報発信をしてほしい。
			✓	・傍聴席やトイレ等、市民に優しい議場としてほしい。
駐車駐輪ス ペースについて	✓			・ナビプラザの駐輪場がない。
	✓			・教室などをやるのであれば、自転車置き場を作ってほしい。

※✓は意見の対象となる施設を示す。

※灰色ハッチは3施設以外を対象とした意見を示す。

Bグループの意見

●新本庁舎建設についてのご意見

意見の分類	意見の概要・趣旨
将来負担を軽減してほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・中南和の中心である為に奈良県奈良市に変わる規模の施設にする ・一つの施設に人を集約する ・住みやすい街にする為、経費の掛からない施設にする ・あまり施設にお金をかけないようにして建てること ・建築は公正な入札にし、安く建てること ・万葉ホールはすでに使用料が年間何億もかかっているため、新本庁舎はコストをかけずに建設する ・現在から、今後の子供たちに税の負担をかけないようにする ・市民皆が気軽に行けるようにするには、橿原市全域からのコミュニティバスが不可欠である ・住んでよかったと思える市にしてほしい ・3つも市施設はいらない。ナビプラザはいらないと思う。新本庁舎にすべてまとめたほうが良い
人口増加の戦略が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・市、行政の評価は人口問題に総括される。人口増加の為の戦略的施設を設ける ・少子高齢化が進むこの市へ少しでも転入者が増加できることを望む
周辺の計画や特徴について	<ul style="list-style-type: none"> ・畝傍駅に天皇陛下の貴賓室がある。もったいない感じになっている ・八木駅からの動線となる賑わいづくりを行ってほしい ・無料利用できる施設が減っている。公民館は申請が必要。複数地域にまたがる、気軽に集まれる場があると良い

●ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の役割についてのご意見

役割の分類	ナビプラザ	分庁舎	本庁舎	意見の概要・趣旨
市民交流の多目的な広場や機能	✓		✓	・ナビプラザにもドトールなどのカフェをつくる。
			✓	・市民広場を設ける。多機能的な用途とする。
			✓	・広場を防災時に使う。
			✓	・市民が集えるスペースにする。
			✓	・緑地を設け、フリーマーケットを開催する。
			✓	・畝傍駅の雰囲気を受けて、市民が集える様な広場にする。
利便施設の複合化			✓	・学習スペースを併設したカフェを作る。
			✓	・香久山体育館、曾我川体育館のように新本庁舎へもスポーツジムを設置する。
			✓	・道路渋滞が起きないように郵便局を国道165号、24号から遠ざける。
			✓	・保健センターから医師会を移設する
学習・教育の場			✓	・駅前の一等地に建てるので、一市民の利用できるものにする。例えば図書館を併設するなど。
			✓	・図書館は武雄市や蔦屋書店を参考に、民間の上手な利用法を考える。
			✓	・学習や会議ができる場所を設ける。
			✓	・何も無い橿原市なので、学校・学生を育てる、教育の補完できる空間を提供する。
アクセス性と利便性について		✓	✓	・分庁舎で不便な所を新本庁舎に活かしてほしい。
		✓	✓	・分庁舎と新本庁舎のアクセスをもっと良くする。
			✓	・行くための道（周辺道路）をもっと広げてほしい。
				・公共交通の使い方を考える。駅と庁舎とのバスのピストン輸送など。
				・新本庁舎前のアクセス整備は最優先。新しく建てるなら考慮すべき。
施設のデザイン性やまちとの一体感			✓	・八木駅から古い街をイメージした路地づくりをする。
			✓	・街の中がすっきり見えるように、余白を多くする。
議場について			✓	・議場は表からガラス張りで見えて多目的に使えるように。(絶対)
駐車駐輪スペース			✓	・有料駐車場とする。
			✓	・市民に負担のない様に駐輪場を。

※✓は意見の対象となる施設を示す。

※灰色ハッチは3施設以外を対象とした意見を示す。

C グループの意見

●新本庁舎建設についてのご意見

意見の分類	意見の概要・趣旨
今ワークショップを行う意味とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも市民意見を聞く前に、場所が決まっていることが問題である ・意見を聞く段階が遅い ・原案は出来ていることが問題である
もし新本庁舎を建てるのであれば	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が使いやすく、利用しやすく、そんな庁舎にするべき ・新旧2か所は無駄である ・全部を1か所にしてほしい ・出来たら役所は1か所にまとめてほしい ・1か所に集約。3箇所に分散ではなく集約してほしい ・分庁舎の土地に全てまとめるべきである ・2か所では時間の無駄がある。すべて回ると時間がかかりすぎる ・新本庁舎に全ての分散している機能をまとめる ・新本庁舎は規模の大きいものはいらない
周辺の計画や特徴を踏まえる	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の計画とも合わせてアクセスを良くする ・庁舎は色々な計画を踏まえて計画するべき
市民サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> ・元々も、分庁舎も、窓口サービスが良いと感じている

●ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の役割についてのご意見

役割の分類	ナビ プラザ	分 庁舎	本 庁舎	意見の概要・趣旨
防災機能について				・防災の対応には備蓄・交通の改善が必要。 本当に新本庁舎で対応できるのか。
			✓	・防災トイレ機能が必要。
市民交流機能について			✓	・市民が利用できる会議室として開放してほしい。
			✓	・新本庁舎にも総合窓口を作る。
市民サービスや 案内の機能について	✓	✓	✓	・案内が必要。3つの位置、意味を明確にする。
	✓	✓	✓	・案内モニターを使う、3つの施設の利便性をUPさせる。
	✓	✓	✓	・窓口機能に対して分かりやすい案内をする。
	✓			・印刷機が使える。サロンは100人くらいで使っている。
	✓	✓		・サロン、市民協働としての機能は分庁舎にも欲しい。
アクセス性と利便性 について				・バスが主軸になり、市の中を網羅する。
				・コミュニティバスの利便性を上げる。誰でも利用しやすく。
				・前提として交通、アクセスを改善して、利用しやすくする。
	✓	✓	✓	・建物同士のアクセス、利便性を改善する。
	✓	✓	✓	・分散化より、集合できないか。建物を繋ぐ連絡橋を作る。
議場について			✓	・議場はガラス貼りで中が見えると良い。
				・市議の定数をもっと少なくすること。
			✓	・議場でイベントをして、ホール（議場）に市民が足を運ぶ きっかけにすれば、無駄が無くなる。
	✓	✓	✓	・議事のスケジュールをきちんと公開して傍聴しやすくする。
			✓	・見て聞くよりも利用する議場とする。
駐車駐輪スペース	✓			・バスの切符買いに行くが、車・自転車が停められない。
			✓	・場所が決まっているならコストを下げるのが重要。
建設のコストや施設規模			✓	・人が減ることを踏まえて計画する。
			✓	・市民が集まる場所は適切な大きさの中で作る。
			✓	・コストを減らしすぎても市民サービスが低下する。
			✓	・新本庁舎は極力コストを小さく。何かあった時に広場と して置いておく。

※✓は意見の対象となる施設を示す。

※灰色ハッチは3施設以外を対象とした意見を示す。

D グループの意見

●新本庁舎建設についてのご意見

意見の分類	意見の概要・趣旨
新本庁舎の建設に対して考えてほしいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所には市民が行かなくなっている。無駄な建物（庁舎）はいらない ・新本庁舎完成時に分庁舎を廃止して、新本庁舎に全て集中させる。分庁舎は売却 ・耐震が心配なので、現位置の事務所、議場をすぐ移転する ・現在の本庁舎は耐震性が無い。至急、建替えてください。 ・分庁舎が2月に完成しました。市民の来庁は分庁舎に多いため、次の新本庁舎には市民の来庁が少ない筈です。建設の際には無駄のない様にすべきです ・新本庁舎を必ずしも防災拠点にする必要はない。別のところでも可能である ・分庁舎について、まず点検と反省をしっかりとすることが大切。反省無くして、新しい良いものの発見はありません
新本庁舎建設等のコストについて	<ul style="list-style-type: none"> ・現有施設を有効利用する ・新しく市有施設を建築すると、負債が増え、先の世代に負担を負わせることになる。人口減、少子化の問題を考えるべき ・補助金も税金であると心得るべき
新本庁舎の計画の決め方について	<ul style="list-style-type: none"> ・新本庁舎案を市が提示して、住民投票を実施すべき ・新本庁舎の場所は、現庁舎地にする必要はない。再検討を。(災害時などでも、車で行きやすい場所に) ・新本庁舎は現位置にこだわらない。既設の万葉ホールを使用することも可能 ・議会で一度決まったとはいえ、場所を変更しても良い
市民の利用について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が年に1-2回であれば、分庁舎だけである程度用件は済む。コンビニ利用もある ・分庁舎が建設されて、市民の用件、用事のほとんどは分庁舎で済む

●ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の役割についてのご意見

役割の分類	ナビ プラザ	分 庁舎	本 庁舎	意見の概要・趣旨
防災について			✓	・大地震時に備え、大きなガラス窓は少ない建物にする。
			✓	・交通渋滞の心配が多いにあるので、災害時に機能しなくなるのではないか。
			✓	・災害時の避難所機能に利用できる庁舎にする。
			✓	・大災害時の防災・救助拠点にする庁舎が必要。(備蓄・救助機能も)
			✓	・防災拠点としてヘリポートも必要である。
			✓	・新本庁舎は防災・救援拠点機能を備えた庁舎にする。
市民交流			✓	・会議室があると良い。
			✓	・市の主人公である市民が集い、市議会傍聴など市政に参加しやすい庁舎にする。
学習・教育の場			✓	・小学生の居場所を作る。
			✓	・新本庁舎に、もしできるなら保育園を作ってください。
アクセス性、利便性	✓	✓	✓	・高齢化社会のため、市内全域にかかるコミュニティバスなど庁舎への交通手段の確保をする。
			✓	・新本庁舎ができると、国道を拡幅してくれるので、交通渋滞はマシになる。
議場について			✓	・議場周辺に市民交流スペースがあると良い。
			✓	・市政参加推進のため、市議会の傍聴がしやすく、席数・位置などに配慮したものに。
			✓	・他の用途にも使用できるように多様性のある議場とする。
			✓	・議会用、議場は1F、2Fに。また、議場のレイアウトは対面配置型にして下さい。
駐車駐輪スペース			✓	・多数の自転車を駐輪できる駐輪場が必要。

※✓は意見の対象となる施設を示す。

※灰色ハッチは3施設以外を対象とした意見を示す。

E グループの意見

●新本庁舎建設についてのご意見

意見の分類	意見の概要・趣旨
周辺の交通事情について	<ul style="list-style-type: none">・公共交通機関の存続を行ってほしい・八木西口駅舎と周辺（出入口・広場）を整備してほしい・資料に近鉄八木西口駅がない。八木西口駅には歴史が残っている・八木西口駅は、歴史の今井町の唯一の玄関駅でもある。存続整備こそ必要。・大和八木駅、八木西口駅からの道を確保する

●ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の役割についてのご意見

役割の分類	ナビプラザ	分庁舎	本庁舎	意見の概要・趣旨
防災について			✓	・倉庫がどこにあるのか分からない。新本庁舎にあると分かりやすい。
			✓	・緊急非常物資が大量に保管できる倉庫を設置する。
			✓	・防災の拠点となり、避難もできる場所があれば良い。
			✓	・周辺の地元住民向け避難所機能とする。
市民サービスや市民ギャラリーの設置		✓		・一部ネット申請できるものもあるが、範囲を広げてほしい。
		✓		・月に1回でもいいので、土曜か日曜に開庁してほしい。
		✓		・申請したものを待つ時間にくつろげるスペースが欲しい。
		✓		・もっと花や音楽にあふれたロビーにしてほしい。(ピココンサートなど)
		✓	✓	・各課窓口をシンプルに分かりやすくする。
観光ギャラリーの設置	✓			・観光客目線の機能を強化する。
	✓			・目玉の紹介をしつつアピール力の強化を図る。
子育て世代・次世代			✓	・新本庁舎への親しみ存在感があってほしい。
	✓	✓	✓	・子育て世代の人たちも集えるような場所があったらいい。
	✓	✓		・サークルやボランティアが無料で利用できるスペースがあると嬉しい。
	✓	✓	✓	・小さな子どもや赤ちゃん連れで来庁した人のための一時託児できるスペースがあったら嬉しい。
アクセス性、利便性				・公共交通機関を存続させる。
				・八木西口駅からの利用しやすさを考慮する。
まちづくりの視点	✓	✓	✓	・市役所へのアクセス道路や広場を整備する。
			✓	・近鉄大和八木駅、近鉄八木西口駅からの道の確保と、どこからでも庁舎に入れるよう設計してほしい。(東西南北の360度)
景観・デザインについて			✓	・分庁舎とデザインを統一する。
			✓	・分庁舎の市役所部分と合わせて低層がよい。
			✓	・分庁舎はホテルと混成で3月にオープンしたが、せっかく取り組む現在地における新本庁舎は3階迄のデザイン・内装等は分庁舎のイメージをスライドした構想とする。
			✓	・今の庁舎は暗いので、明るい壁の庁舎にしてほしい。特に執務室。
			✓	・訪問者も職員も快適な空間にする。
バリアフリーについて			✓	・低層で借地等も含めた隣接土地を有効に、身障者・高齢者優先(専用)駐車場60台程度設置する。
			✓	・高齢者向けの専用駐車場を設置する。
		✓		・エレベーターは待てないので、エスカレーターを設置する。
議会への市民参画			✓	・議会の委員会室はとても狭いので、もっと広いスペースが欲しい。傍聴者も全員委員会室に入れる広さが欲しい。
			✓	・議会のインターネット視聴者が増加。議場が良く見れば議員もシャキッとす。
			✓	・プロジェクターなど充実した設備を設置する。
			✓	・議会の傍聴は、現在は4階まで階段で上がっている。足の悪い人たちは大変不自由なので、エレベーターを設置してほしい。
			✓	・現在の傍聴席が少ない。
			✓	・傍聴者はトイレに行くのに議場を越えないと行けない。ハード・動線に工夫が必要である。

※✓は意見の対象となる施設を示す。

※灰色ハッチは3施設以外を対象とした意見を示す。

2.2.4. 第2回ワークショップの概要

◆ 当日の流れ

13:30に開会、ワークショップの目的等を説明し、13:40～14:00まで第1回ワークショップの結果の共有及び質問回答を実施しました。

その後、14:00から討議を進めて頂くためのテーマの説明、奈良県内他自治体の事例の共有の時間を設けました。

14:30から約1時間半にわたって、4つのグループで各4つのテーマについて討議頂き、討議の結果を新本庁舎計画敷地の図面にまとめました。

◆ 討議の内容

下記のテーマについて討議していただきました。

表 2-3 : 討議テーマと討議内容

	橿原市新庁舎基本構想の基本理念	第1回ワークショップから得られた視点	第2回ワークショップ討議テーマ
テーマの視点	安心・安全	視点① 防災機能や広場機能としての役割	防災拠点機能・広場機能の使い方
	協働 暮らし	視点② 市民が利活用できる公共施設の役割	市民協働・交流スペースの使い方
	橿原市らしさ まちづくり 環境配慮	視点③ 庁舎施設として必要な役割	橿原市のまちづくりや橿原らしさを考慮した使い方
		視点④ 議会機能としての役割	議会機能の役割・使い方

◆ 参加人数とグループ分け

H30年2月より、市のホームページ及び広報誌にて公募を行ったところ、29名のご応募をいただきました。

当日は、その内19名の方々にご参加いただきました。

表 2-4 : グループ分け

グループ	出席者
A	4名
B	4名+1名
C	2名(B、Eに移動)
D	5名
E	4名+1名

2.2.5. 第2回ワークショップの実施結果

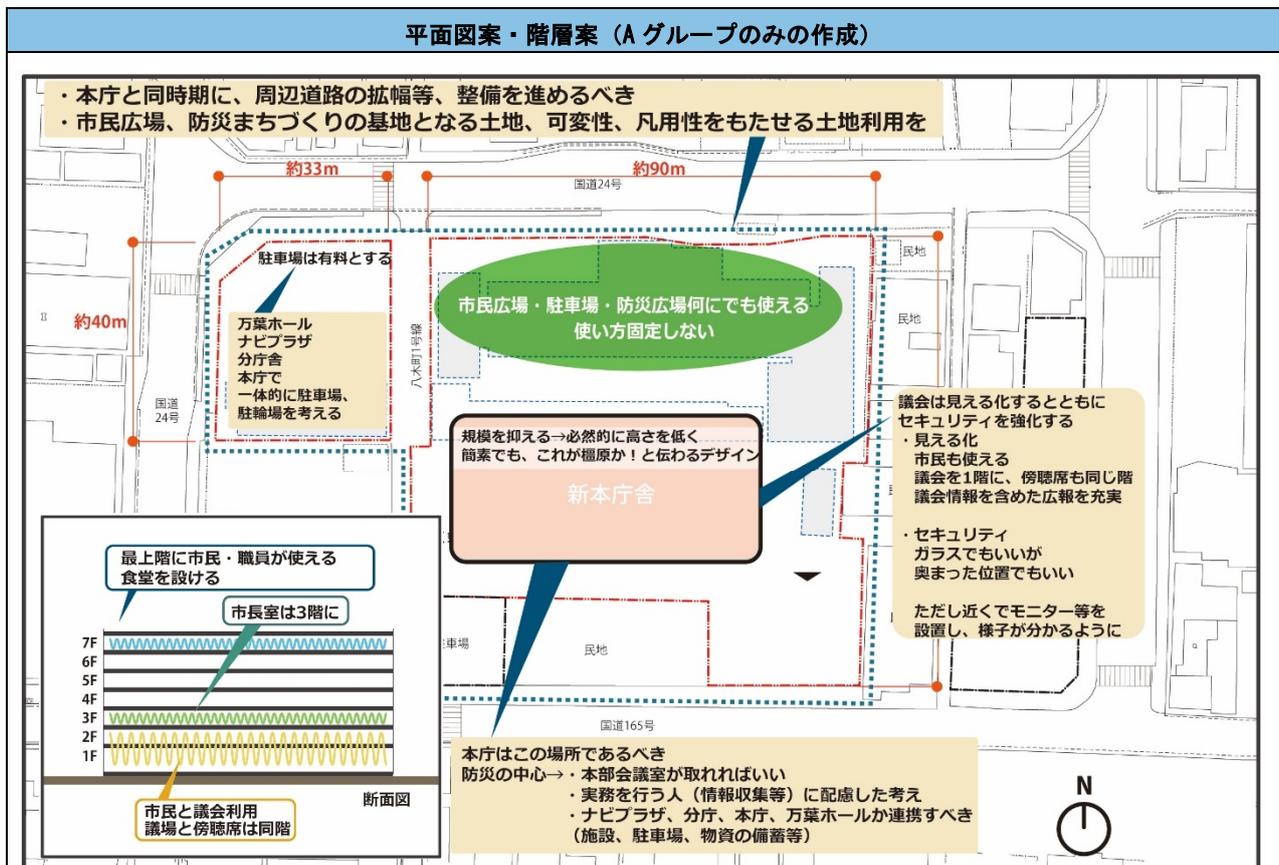
各グループで得られた結果は、4つのテーマに対するご意見と、それら意見から作成した図面としてまとめています。

A グループの意見

● 図面を作成するまでの各テーマに関するご意見

意見の分類	意見の概要・趣旨
防災拠点機能 広場機能の使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・実務を行えるように配慮する（情報収集など） ・防災本部のみあればよい ・防災拠点とするのであればこの土地でなくてもよい ・この場所を防災拠点化するならば、可変性を持たせる場を設けてはどうか ・防災の中心、市民の安否確認ができるようにする
市民協働 交流スペースの使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・市民共有広場をここへ移動させる。喫茶店などは不要
橿原市のまちづくりや 橿原らしさを 考慮した使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・外から執務等の見える化、広報の充実を図る ・簡素でいいので、これが橿原か！とわかるデザインにする ・橿原の基地としての、まちづくり・防災（非常時の生活の拠点となる）を考える ・飛鳥シティリージョンや医大周辺まちづくり等との連携を図る
議会機能の役割 使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・万葉ホールの空きを使ってはどうか ・会議室は万葉ホールを使えば良い。体育館は公民館ではなく小学校のものを使用する。 ・議会の放送をナビプラザで出してはどうか ・セキュリティを確保した上で、議会の見える化を実施する ・議会は2階までとし、傍聴席は議会と同じ階に設ける
その他・全体	<ul style="list-style-type: none"> ・施設規模を抑えると、必然的に建物高さが低くなる ・周辺道路を考えるべき ・新本庁舎と同時期に周辺道路を改良すべき ・駐車場を有料とし、分庁舎の駐車場と一体的に考える

●意見をもとにグループで作成した図面



図面を作成するためにグループでまとめた意見

●テーマ

- ・新本庁舎の整備と合わせ、周辺道路の拡幅や整備を進める
- ・市民広場、防災まちづくりの基地となる土地、可変性、汎用性を持たせる土地利用とする

●各機能の使い方・配置等

(防災・広場・駐車場)

- ・市民広場は駐車場、防災広場と兼用し、使い方を固定しない
- ・敷地の北側に配置
- ・西館の敷地は有料駐車場とし、市役所機能をもつ施設に対して一体的に利用できるようにする

(施設の使い方)

- ・規模を抑えて、高さも低くする
- ・簡素であるが、これが樫原か！と伝わるデザインにするべき
- ・防災の中心として現敷地に建設すべき
- ・ナビプラザ、分庁舎、新本庁舎、万葉ホールでつながりを持った活用をすべき

(議会機能)

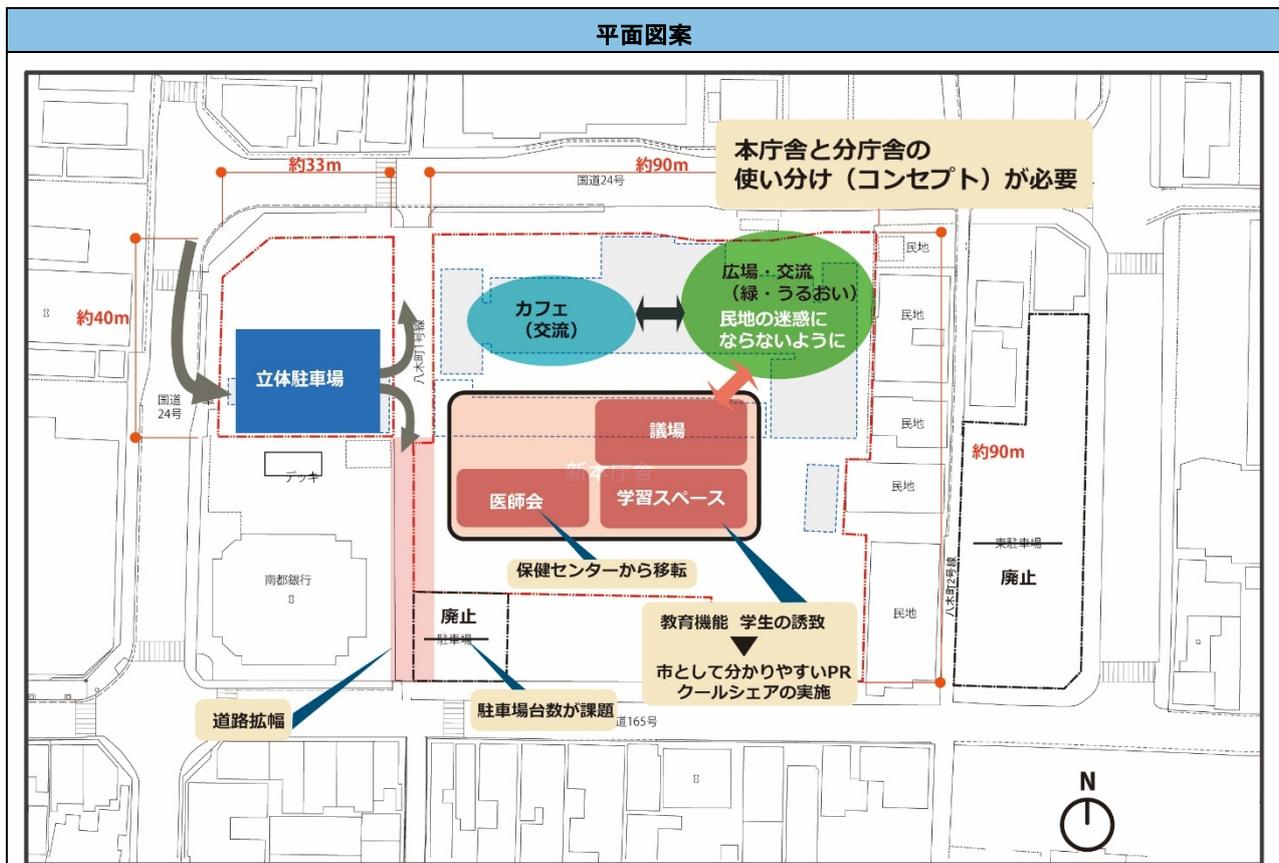
- ・議会は見える化を図る ・市民も使えるように1階に配置し、傍聴席を同じ階にする
- ・配置は奥まった位置でも良い
- ・ガラス張りでも良いがセキュリティに配慮し、モニター等を設置し議会の様子がわかるようにする

B グループの意見

●意見をもとにグループで作成した図面

意見の分類	意見の概要・趣旨
防災拠点機能 広場機能の使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・防災はテーマの中でも重要度が低い ・防災機能を新本庁舎の敷地で全て行うのは難しい ・そもそも防災拠点機能(住民が避難する場)が成立する立地ではない ・東駐車場に備蓄倉庫を設ける ・防災拠点として避難場所を作るのなら、もっと分散し、安い土地へ移動すべき ・役割による施設の使い分けをはっきりさせる。防災は新本庁舎に必要ない ・窓口は無いが、周囲に人は集まる立地。周辺地域の駐車場拠点とする
市民協働 交流スペースの使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・夜も土日もあけられる機能にすべき、イベントで使用する ・交流スペースは時間関係なく使うようにすべき、そのために公民館・図書館のように施設管理者を置く ・緑を充実させる ・周辺に住宅がある土地のため、広場を作ったら子供の声がうるさいといわれるかもしれない ・ランドスケープデザインを充実させる ・学習の場として学生でも利用できる場とする ・市民・若者に、まちづくりをする協働の場にする
榿原市のまちづくりや 榿原らしさを 考慮した使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・教育のまちとするために、交流スペースを設ける ・榿原を伝える場、PRする場とする ・風通し良く、意見が自由に言える自治体に変えていく ・そんなに特徴のある町ではない ・らしさに縛られず自由な発想が必要である ・国の始まりを榿原市の特徴とするのであれば、実際に国を変える人材育成を行う場とするべき、それが榿原らしさになる ・幼いころから政治に参加できる教育をしていくべき ・にぎわい広場の拠点として、緑を豊富にすることで榿原らしさを新しくつくる ・大和八木駅、八木西口駅をアーケードで繋げる
議会機能の役割 使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は1階、広場と一体的に活用できるようにする ・議場を分庁舎の屋内交流スペースに入れる
その他・全体	<ul style="list-style-type: none"> ・まちおこしのリーダー求む ・土日、休日の診療、医師会を入れる。夜間も対応していく様にする ・まちの中心(大和八木駅側)の方向が正面になる土地である ・南都銀行や郵便局の土地まで新本庁舎敷地を拡幅する ・借地で駐車場はいるのか、お金がもったいない ・可能な限り借金はしない、借地は買うべき

●意見をもとにグループで作成した図面



図面を作成するためにグループでまとめた意見

● テーマ

- ・新本庁舎と分庁舎の使い分けが必要である
- ・使い分けに関するはっきりとしたコンセプトを決める

● 各機能の使い方・配置等

(防災・広場・駐車場)

- ・広場、交流スペースは緑やうらおいのある場所にし、カフェ等を設置し交流の場とする
- ・ただし、隣接している民地の迷惑にならないように配慮する
- ・借地である駐車場は廃止し、西館の敷地に立体駐車場を建設し、自動車を一か所に集めることで、道路の流れを整理する
- ・合わせて八木町1号線の道路は拡幅する

(施設の使い方)

- ・学習スペースを1階に配置し、教育機能を持たせ学生の誘致を実施する
- ・人が集まる場所を、市としてわかりやすいPRの場とする
- ・医師会を保健センターから新本庁舎に配置し、夜間診療などを利用しやすくする

(議会機能)

- ・議会は1階広場側に配置し、交流広場との一体的な利用を行う
- ・市民誰もが興味を持てる議会づくりとする
- ・学習スペースと合わせ、幼いころから市政に関心を持てるようにする

D グループの意見

●図面を作成するまでの各テーマに関するご意見

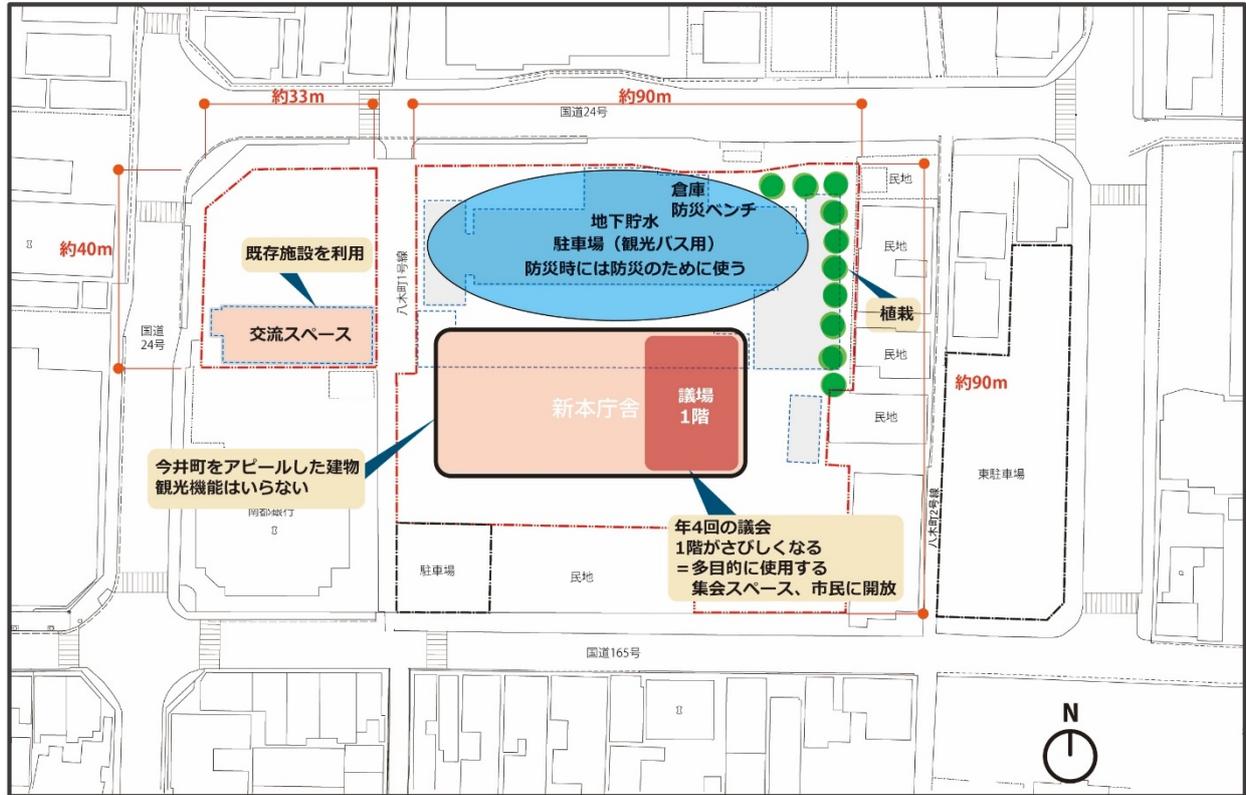
意見の分類	意見の概要・趣旨
<p style="text-align: center;">防災拠点機能 広場機能の使い方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点として警察・消防を含めた災害本部機能を確立しておく ・ 新本庁舎に（別棟）食糧・毛布等の備蓄倉庫を作る ・ 自家発電機器を設置しておく・毛布等や飲料は1週間分ほど備えておく ・ 防災広場として五井町処理場用地を利用してください ・ 防災拠点は1箇所だけでなく、数か所にしてください ・ 防災拠点には広い場所が必要なので別の場所に設ける ・ カマドベンチ・パーゴラ・マンホールトイレは地域の公園に設置した方が良い ・ 防災備蓄倉庫は各地域に設置すべき（新本庁舎から遠い住民への運搬が困難と思われる） ・ 市の市街地中心部に防災広場は不要。防災機能を新本庁舎に置くだけでいい ・ 観光バスの駐車場にする、防災時は防災広場として使用する ・ 防災拠点は市役所に置く。地域にも災害時の食料その他は備蓄できている ・ 太陽光発電を導入すべき
<p style="text-align: center;">市民協働 交流スペースの使い方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流スペースはすでにナビプラザがあるので必要ない ・ 交流スペースはすでに機能しているので必要ない ・ 新本庁舎の中に子育て世代が集まれる場としてコンビニとカフェを作る ・ 市民協働、交流スペースはナビプラザにあるので有効活用すべき ・ カフェ施設はナビプラザにしてください。新本庁舎には必要ない ・ 公文書館機能があればよい
<p style="text-align: center;">檀原市のまちづくりや 檀原らしさを 考慮した使い方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街を自動車が行く現状で「景観・賑わいの歩行者空間」を語るの難しい ・ 都市計画を抜本的に再検討すべき ・ 今井町の観光を進めてほしい、庁舎と今井町との関連を持たせてほしい ・ 観光で分庁舎を建築したのだから新本庁舎はコンパクトにする ・ 檀原の知名度が低い、アピールが必要、観光機能のアピールが少ない ・ 八木から新宮行きの日本一長い路線バスなど、檀原市を観光拠点とした取り組みをする ・ 八木からは関空の直行バスが出ていることから、海外からの観光客や宿泊者を増やすために宣伝が必要である ・ 檀原らしさは別に必要とは思っていない、建物は建築にも管理にも費用をかけない ・ 高野山、吉野山、名古屋、京都に拠点をアピールする ・ トイレは一般に広く利用してもらう

● 図面を作成するまでの各テーマに関するご意見

意見の分類	意見の概要・趣旨
<p>議会機能の役割 使い方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議場は、1階に他の使用方法ができるようにする ・ 庁舎を日頃から利用していると議場に足を運ぶようになる→意識が変化→多目的な活用 ・ 議会を土日開催とし、市民が参加・傍聴しやすくする ・ 議場を1階につくることで、新本庁舎のメインとなる。また、年4回しか開催されない議会ではスペースとして無駄が生じるため、中高生や子どもによる議会を開く ・ 議会への市民参画のため1階にしてほしい ・ 市民が議会に関心をもつようにPRしてほしい ・ 議会への入り口を広く、たくさんの人が参加できるように1階に設置する ・ 傍聴席を大幅に増やす設計にして市民が傍聴しやすいようにすべき ・ 議員と市民が話せるスペースを設けてほしい
<p>その他・全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙場所を庁舎の外に作らないでもらいたい（庁舎内に密室型なら可） ・ 分庁舎はいらない、新本庁舎にまとめる ・ 新本庁舎を建てて、分庁舎を一緒にしてください（分庁舎は貸す） ・ ナビプラザ、分庁舎、新本庁舎に全てまとめるのが市民に利便性あり

●意見をもとにグループで作成した図面

平面図案



図面を作成するためにグループでまとめた意見

●各機能の使い方・配置等

(防災・広場・駐車場)

- ・地下貯水機能を持った広場
- ・広場は観光バス用の駐車場として利用する
- ・災害時は防災広場として利用する
- ・民地側には植栽を設ける

(施設の使い方)

- ・今井町をアピールした建物とする
- ・公文書館を設ける
- ・観光機能はிரない
- ・西館は既存のまま利用し、交流スペースとして活用する

(議会機能)

- ・議場は1階に配置する
- ・ただし、議会は年4回のみなので、多目的に利用できるスペースとする
- ・例えば、集会スペースなどとし、市民に開放する

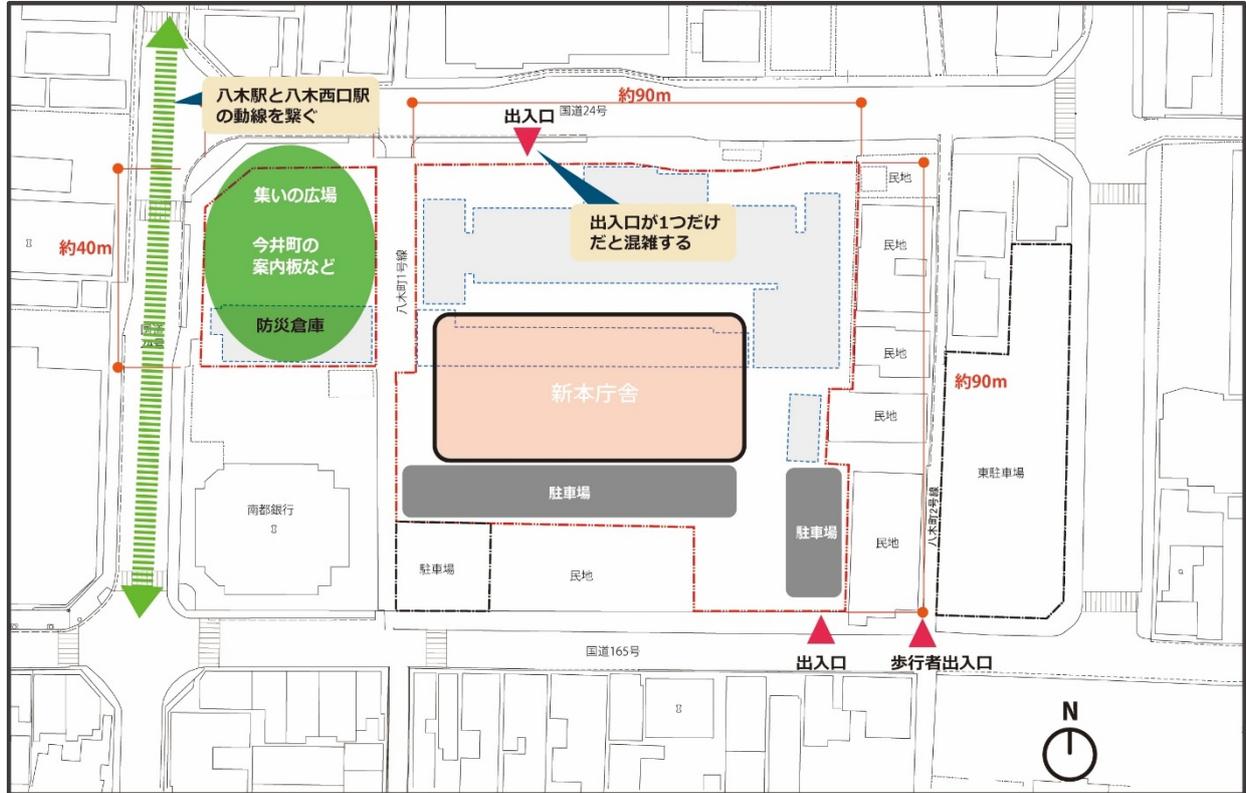
E グループの意見

●図面を作成するまでの各テーマに関するご意見

意見の分類	意見の概要・趣旨
防災拠点機能 広場機能の使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫は景観に配慮したデザインとする ・炊出し等のイベントを実施する ・出入口が1つだけだと混雑する ・市民が利用可能な調理実習ができるキッチンを設け、災害時にも利用できるようにする ・建物をコの字型にして中庭を囲われた安心感のある防災広場にする
市民協働 交流スペースの使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・室内の市民用スペースは分庁舎にあるのでいらない ・庁舎のデザインが優れていれば広場に人が集まる ・市の女性が働きやすいよう、保育園、スーパー、売店を入れる ・今井町の案内図などを設置する ・大和八木駅・八木西口駅の動線を繋ぐ場所とする ・売店・カフェ・喫茶を設置することで、広場を見ながらモーニングを食べれる ・保育・託児機能の前に広場を設ける
橿原市のまちづくりや 橿原らしさを 考慮した使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な景観、今井町、日本国の始まり ・お金をかけるのではなく活用する ・まちを表現するデザインとする ・まちづくりの核にする ・一般の人も入れるように市役所の敷居が高い感じをなくす ・親しみやすい市役所＝橿原らしさである ・医大と市役所と近鉄百貨店一体的に考えて、近鉄百貨店にも様々な機能を入れる ・近鉄百貨店の敷地に県庁がくる ・八木西口駅を今井町につなげた駅名（観光地の出入口）にする ・観光客が散策できるようにする ・民家と距離が近く圧迫感がある
議会機能の役割・使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は1階に設ける
その他・全体	<ul style="list-style-type: none"> ・AIなどで職員数が減ることから庁舎の規模を縮小できるのではないか ・窓口機能がないなら7階でなくても低くできるのではないか ・市本庁舎としての中身は庁舎機能のみで良い ・分庁舎の駐車場、ナビプラザ利用時に使えないのは不便である ・畝傍駅を再整備しきれいにする ・新本庁舎に郵便局を入れる（駐車場を集約） ・郵便局に駐車場がないため使いにくい ・デザインの専門家に考えてもらう

●意見をもとにグループで作成した図面

平面図①案



図面を作成するためにグループでまとめた意見

●テーマ

- ・前提条件に基づき新本庁舎を配置した場合の案

●各機能の使い方・配置等

(防災・広場・駐車場)

- ・敷地の南側に駐車場を設置する
- ・敷地への出入口が一箇所だと混雑するため、複数箇所設ける
- ・西館のある敷地には集いの広場を配置し、今井町の観光案内などを行う
- ・合わせて大和八木駅と八木西口駅を繋ぐ動線を整備する

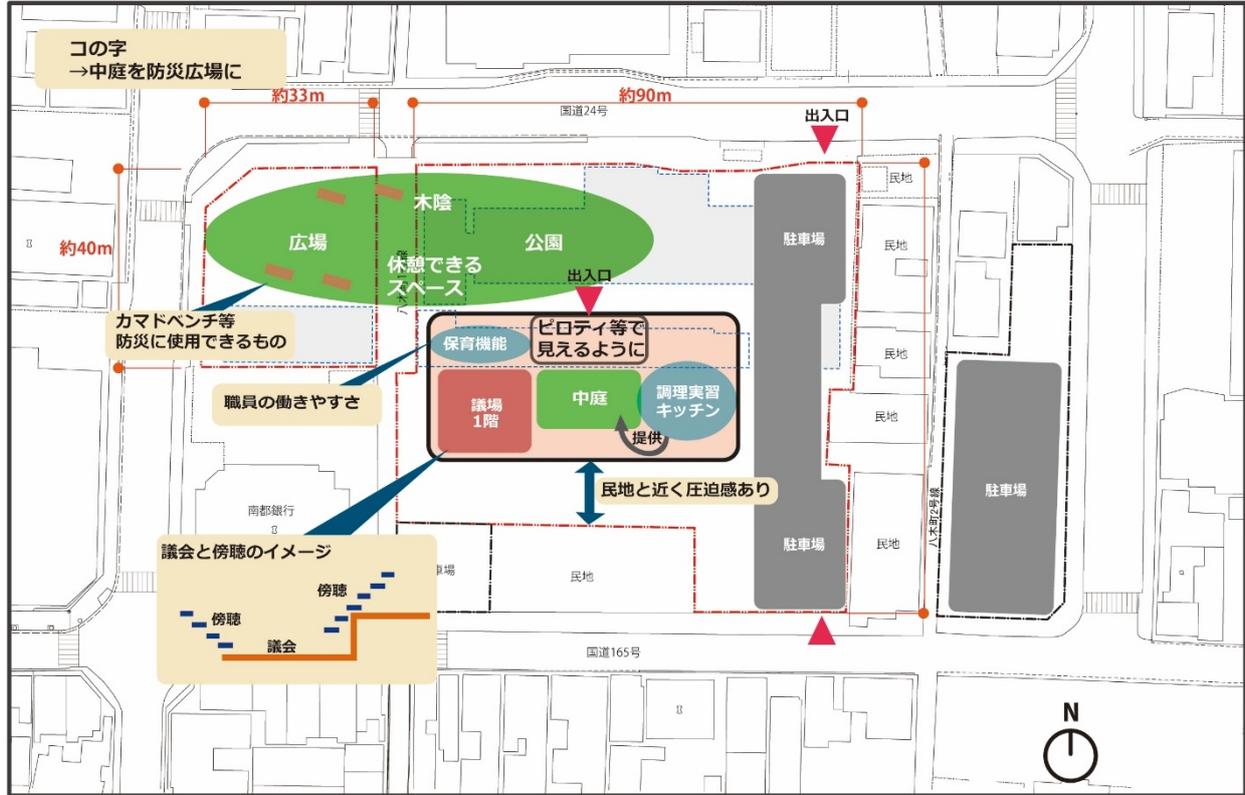
(施設の使い方)

- ・シンプルであるが、外観には樫原らしさが必要である。
- ・職員の働きやすさも考慮する

(施設の使い方) (議会機能)

- ・議会は1階とする

平面図②案



図面を作成するためにグループでまとめた意見

● テーマ

- ・新本庁舎の中心に中庭を設け、防災広場とする

● 各機能の使い方・配置等

(防災・広場・駐車場)

- ・広場は敷地の北側を活用し、公園として整備する
- ・木陰をつくりベンチを設置し休憩できるスペースとする
- ・かまどベンチ等の防災に利用できる設備を設置する
- ・駐車場は東側に配置し車が通り抜けられるようにする

(施設の使い方)

- ・新本庁舎の中心に中庭を設け、囲われた防災広場として活用する
- ・調理実習用キッチンを設けた部屋を設置し、中庭と一体的に活用する
- ・保育機能を配置し、職員の働きやすさを向上させ、中庭とも一体的な活用をする
- ・新本庁舎のエントランスはピロティとして中庭とつなぐ
- ・南側の民地が近く圧迫感があるので配慮する

(議会機能)

- ・議場は1階に設置し、中庭に面する位置にする
- ・傍聴席は議場を見下ろす作りとする

2.3. 橿原市新本庁舎建設基本計画に係る庁内調査

2.3.1. 庁内調査の結果

新本庁舎に集約される全33課にヒアリングを実施し、現状の整理を行いました。

(1) 各課の関連性

業務において特に関連の深い部署同士は、可能な限りまとめた配置計画とすることを想定し、各課の関連表を作成しました。■は関連が深いという回答があった部署です（各課の回答は横方向に記入）。

表 2-5：各課関連表

回答した各課	総務部			総合政策部				生活安全部			魅力創造部			市民活動部			健康部			環境づくり部			まちづくり部			教育委員会			選挙管理委員会事務局		監査委員会事務局		農業委員会事務局		議会事務局	
	総務課	資産経営課	秘書課	人事課	企画政策課	広報広聴課	情報政策課	地域創造課	八木駅周辺整備課	危機管理課	生活交通課	契約検査課	観光政策課	産業振興課	スポーツ推進課	世界遺産・文化資産活用課	市民協働課	人権政策課	健康増進課	環境衛生課	建設管理課	道路河川課	住宅政策課	緑地景観課	建築指導課	教育総務課	学校教育課	人権教育課	社会教育課	選挙管理委員会事務局	監査課	農業委員会事務局	議事課			
総務課	■																																		4	
資産経営課		■																																	2	
秘書課			■																																2	
人事課				■																															2	
企画政策課					■																														4	
広報広聴課						■																													4	
情報政策課							■																												0	
地域創造課								■																											3	
八木駅周辺整備課									■																										1	
危機管理課										■																									0	
生活交通課											■																								4	
契約検査課												■																							0	
観光政策課													■																						2	
産業振興課														■																					2	
スポーツ推進課															■																				5	
世界遺産・文化資産活用課																■																			1	
市民協働課																	■																		0	
人権政策課																		■																	1	
健康増進課																			■																0	
環境衛生課																				■															5	
建設管理課																					■														3	
道路河川課																						■													2	
住宅政策課																								■											1	
緑地景観課																										■								1		
建築指導課																																		4		
教育総務課																																			8	
学校教育課																																			1	
人権教育課																																			2	
社会教育課																																			3	
選挙管理委員会事務局																																			0	
監査委員会事務局																																			0	
農業委員会事務局																																			2	
議会事務局																																			2	
関連があると回答された件数	2	2	6	3	3	2	0	4	0	1	0	1	5	4	0	1	0	2	0	0	5	3	1	4	8	5	2	3	1	0	0	1	2			

件数多 ■■■■■ 件数少 ■■■■■ 同じ部局内 □

■ 所見

- ・ 所属する部局内の課を回答する課が比較的多く見られた一方、該当課なしの課も7課ありました。
- ・ 関連があると回答された件数が最も多かったのは建築指導課8件、用件は建物の建設や解体、法令に関することが挙げられました。次いで秘書課6件、用件は情報公開や事務連絡、市長・副市長の業務調整などが挙げられました。
- ・ 関連があると回答した件数が最も多かったのは教育総務課8件、次いでスポーツ推進課、環境衛生課5件です。

(2) 部局別の来訪者の属性と対応場所

部局別の月当たり来訪者の属性と、対応場所を以下の図及び表に示します。

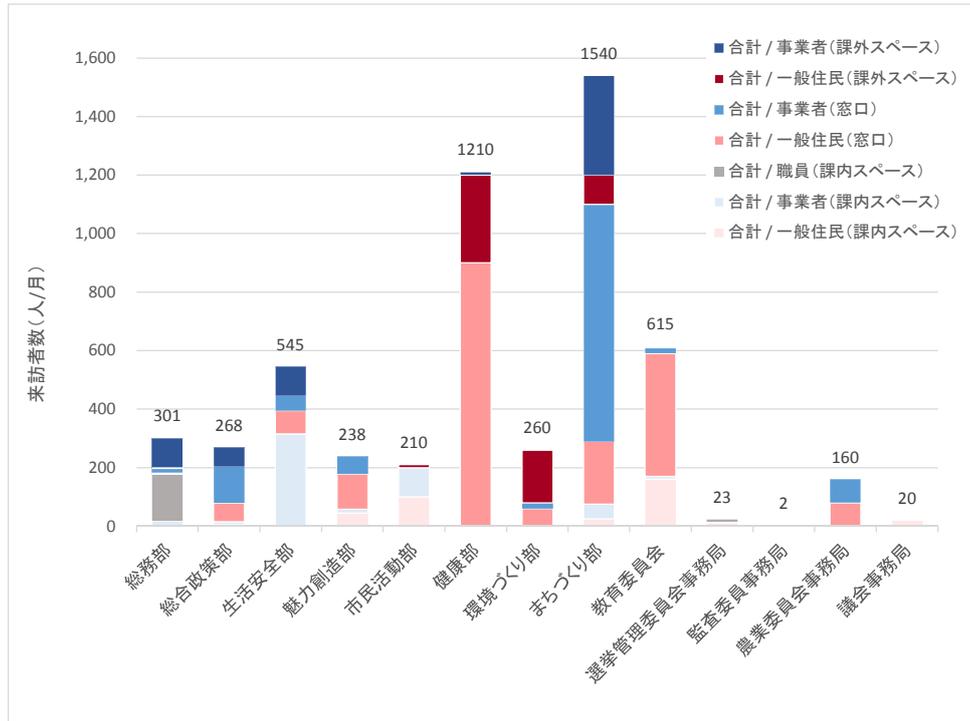


図 2-1：部局別月当たり来訪者の属性と対応場所（人）

表 2-6：部局別、目的別月当たり来訪者の属性と対応場所（人）

部局名	一般住民			事業者			職員	合計
	課内スペース	課外スペース	窓口	課内スペース	課外スペース	窓口	課内スペース	
総務部	2	3	5	16	100	15	160	301
総合政策部	5	0	64	10	65	124	0	268
生活安全部	0	0	80	315	100	50	0	545
魅力創造部	45	0	120	13	0	60	0	238
市民活動部	100	10	0	100	0	0	0	210
健康部	0	300	900	0	10	0	0	1210
環境づくり部	0	180	60	0	0	20	0	260
まちづくり部	25	100	215	50	340	810	0	1540
教育委員会	160	5	420	10	0	20	0	615
選挙管理委員会事務局	10	0	0	5	0	0	8	23
監査委員事務局	0	0	0	0	2	0	0	2
農業委員会事務局	0	0	80	0	0	80	0	160
議会事務局	20	0	0	0	0	0	0	20
総計	367	598	1944	519	617	1179	168	5392

■ 所見

- ・ 月当たりの来訪者数の合計は5千人を超えています。開庁日数を20日間とすると、平均して1日200人以上の来訪者が想定されます。
- ・ 来訪者が最も多いのは、まちづくり部1,540人で、次いで健康部の1,210人となりました。
- ・ 事業者の来訪が最も多いのはまちづくり部、一般住民の来訪が最も多いのは健康部となりました。

(3) 課ごとの来訪者の属性と対応場所

課ごとの月当たり来訪者の属性と、対応場所を以下の図及び次頁の表に示します。

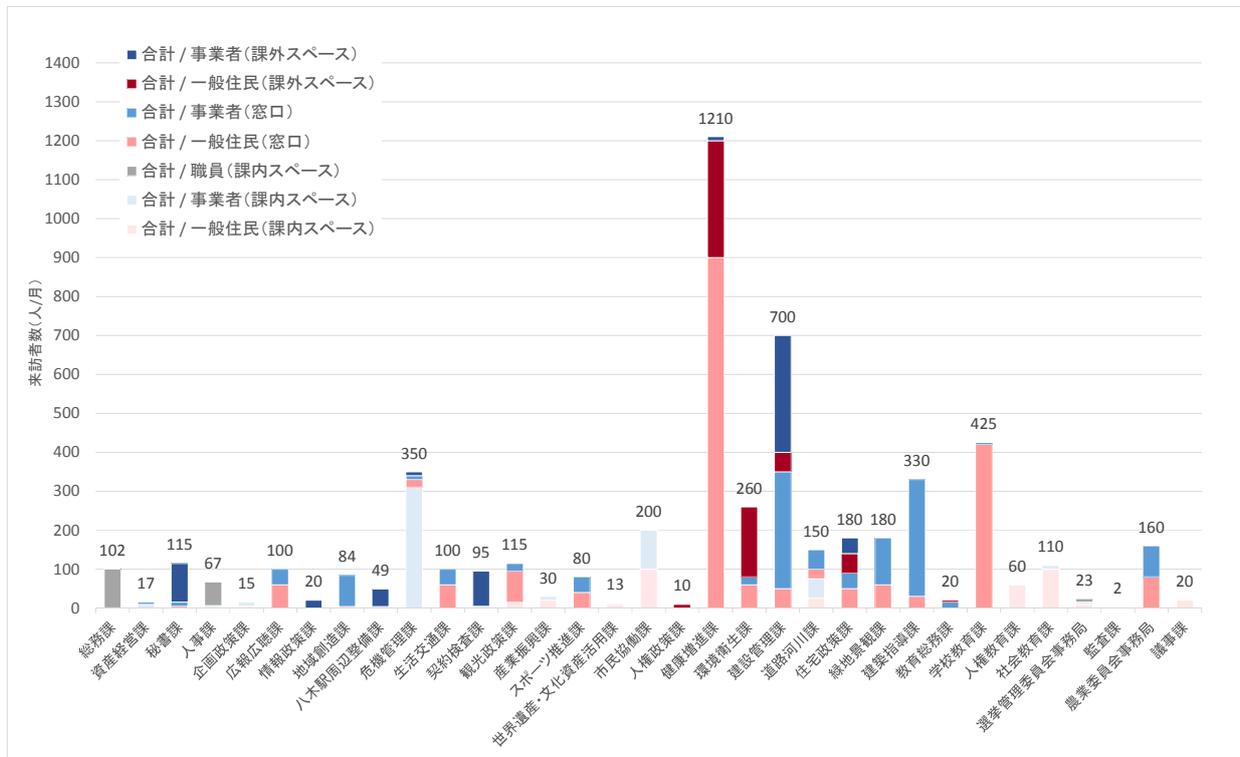


図 2-2：課ごとの月当たり来訪者の属性と対応場所（人）

■ 所見

- 来訪者数のトップ5は下記のとおりです。

来訪者数トップ5

- 健康増進課・・・一般住民の保健事業対応が多い
- 建設管理課・・・事業者や一般住民の窓口対応が多い
- 学校教育課・・・一般住民の窓口対応が多い
- 危機管理課・・・事業者の課内スペース対応が多い
- 建築指導課・・・事業者や一般住民の窓口対応が多い

- 来訪者が最も多い健康増進課では、窓口で対応している一般住民の人数は、900人程度、課外スペースを合算すると1,200人超となりました。
- 建設管理課は事業者の来訪者数が最も多く、窓口、課外スペースを合わせ600人超となりました。一方で課内スペースでの対応はほぼありません。
- 事業者の課内スペースにおける対応が最も多い課は、危機管理課で300人超となりました。

表 2-7：課ごと、目的別月当たり来訪者の属性と対応場所（人）

課名	一般住民			事業者			職員	合計
	課内 スペース	課外 スペース	窓口	課内 スペース	課外 スペース	窓口	課内 スペース	
総務課	0	1	0	1	0	0	100	102
資産経営課	0	2	0	10	0	5	0	17
秘書課	0	0	5	0	100	10	0	115
人事課	2	0	0	5	0	0	60	67
企画政策課	5	0	0	10	0	0	0	15
広報広聴課	0	0	60	0	0	40	0	100
情報政策課	0	0	0	0	20	0	0	20
地域創造課	0	0	4	0	0	80	0	84
八木駅周辺整備課	0	0	0	0	45	4	0	49
危機管理課	0	0	20	310	10	10	0	350
生活交通課	0	0	60	0	0	40	0	100
契約検査課	0	0	0	5	90	0	0	95
観光政策課	15	0	80	0	0	20	0	115
産業振興課	20	0	0	10	0	0	0	30
スポーツ推進課	0	0	40	0	0	40	0	80
世界遺産・文化資産活用課	10	0	0	3	0	0	0	13
市民協働課	100	0	0	100	0	0	0	200
人権政策課	0	10	0	0	0	0	0	10
健康増進課	0	300	900	0	10	0	0	1,210
環境衛生課	0	180	60	0	0	20	0	260
建設管理課	0	50	50	0	300	300	0	700
道路河川課	25	0	25	50	0	50	0	150
住宅政策課	0	50	50	0	40	40	0	180
緑地景観課	0	0	60	0	0	120	0	180
建築指導課	0	0	30	0	0	300	0	330
教育総務課	0	5	0	0	0	15	0	20
学校教育課	0	0	420	0	0	5	0	425
人権教育課	60	0	0	0	0	0	0	60
社会教育課	100	0	0	10	0	0	0	110
選挙管理委員会事務局	10	0	0	5	0	0	8	23
監査課	0	0	0	0	2	0	0	2
農業委員会事務局	0	0	80	0	0	80	0	160
議事課	20	0	0	0	0	0	0	20
総計	367	598	1,944	519	617	1,179	168	5,392

(4) 会議スペースの使用状況

会議の開催頻度と出席者数の関係を以下の図に示します。

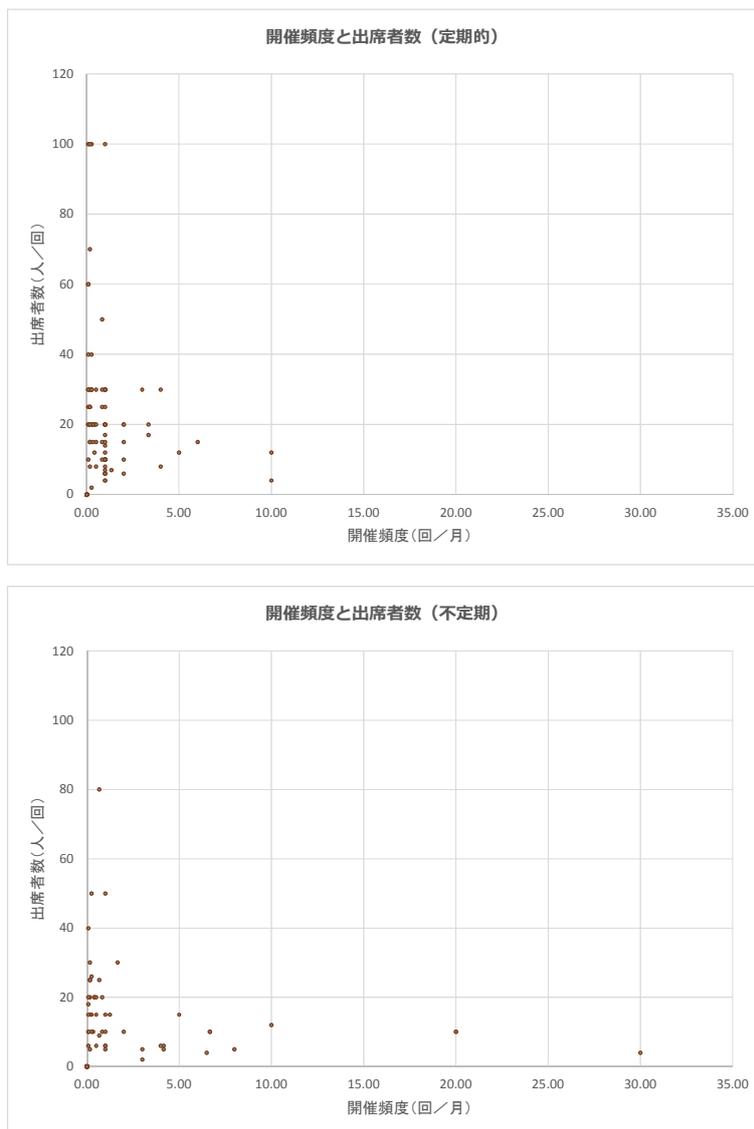


図 2-3 : 会議の開催頻度と出席者数の関係

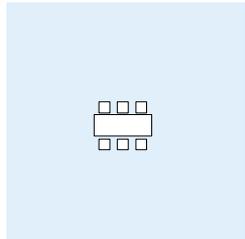
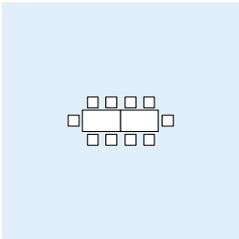
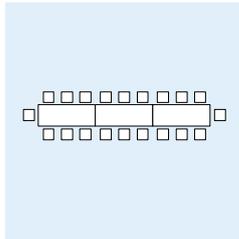
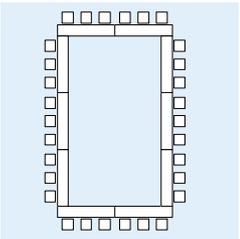
■ 所見

- ・ 会議の開催が定期的か不定期かによる大きな差は見られませんでした。
- ・ 小規模な会議ほど、開催頻度が多い傾向にあります。40 人を超える会議は、月当たり 1 回以下の開催回数となっています。
- ・ 出席者は 2~30 人の会議が多い傾向にあります。中でも 20 人以下の会議が最も多く開催されており、複数の会議スペースを計画する必要があると考えられます。

(5) 会議スペースの規模

1日当たりの会議の規模別開催数を図 2-4 に示します。(図 2-3 より 30 人以下の会議が多い傾向にあることから、30 人以下の会議については一般的に想定される座席レイアウトを 4 区分に分けて集計しました。)

表 2-8 : 会議等の一般的な座席レイアウト想定イメージ

～6 人程度	7～10 人程度	11～20 人程度	21 人～30 人程度
			

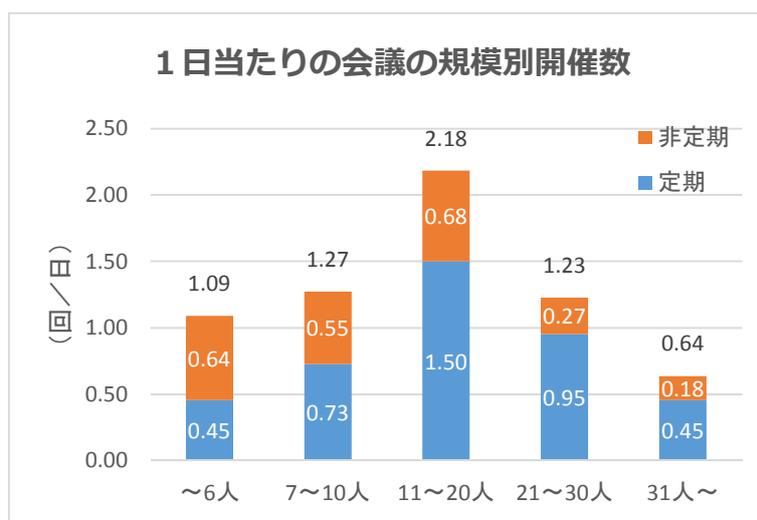


図 2-4 : 1日当たりの会議の規模別開催数

■ 所見

- ・最も開催数が多いのは「11～20 人」で 1 日当たり 2 回を超えています。また、「31 人～」では 1 日当たり 1 回未満、その他は 1 日当たり 1 回程度です。
- ・全体的には定期的な会議が多い傾向にあり、「～6 人」のみ定期的な会議よりも不定期的な会議が多くなります。

(6) 現在の文書保管棚の量

課ごとに現年度・前年度・常用のファイリングを収納した文書保管棚(幅 90cm×奥行 45cm×高さ 120cm)の台数を集計した結果は以下の通りです。

結果は 合計 252 台(執務室内 204 台、専用倉庫内 48 台) です。

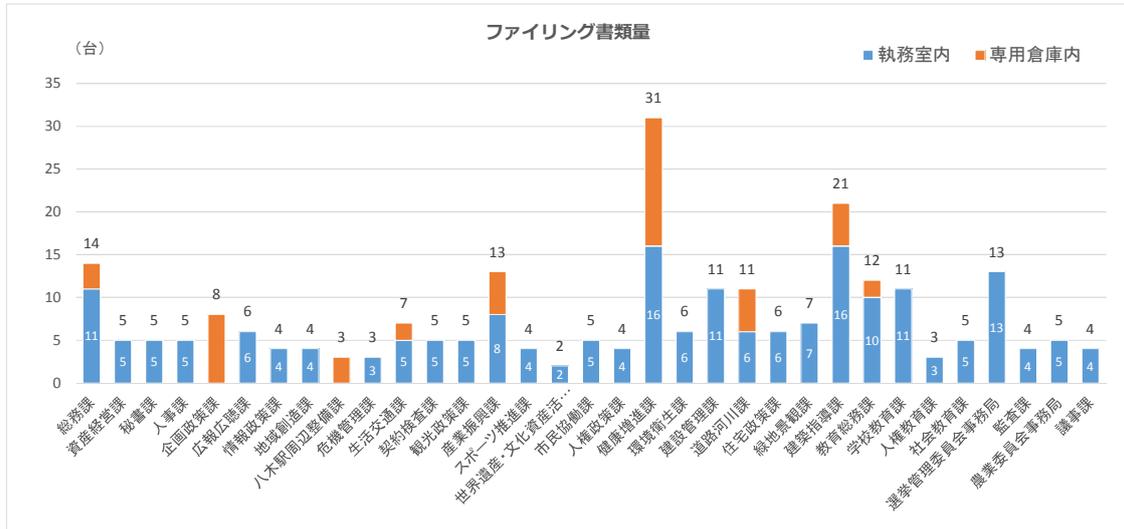


図 2-5：課ごとのファイリング書類量

- 課ごとに平均約 7 台、それぞれ 2～31 台のファイリング書類を執務室内に保管しています。

(7) ファイリング書類以外(参考図書、資料、各種台帳など)(執務室内)

課ごとの回答容量を合算し、体積として整理しました。合計 254 m³です。

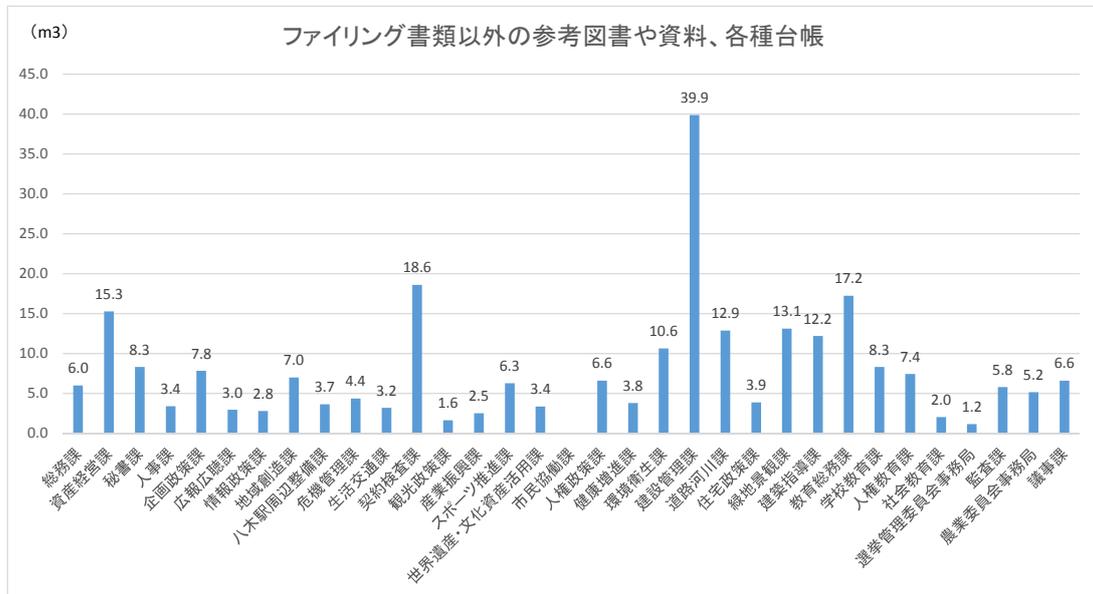


図 2-6：ファイリング書類以外の保有量

- 該当無しの課が 1 課ありました。
- その他の課では平均約 7.9 m³、それぞれ 1.2～39.9 m³を執務室内に保管しています。

(8) その他の物品(執務室内)

課ごとの回答容量を合算し、体積として整理しました。合計 222.7 m³です。

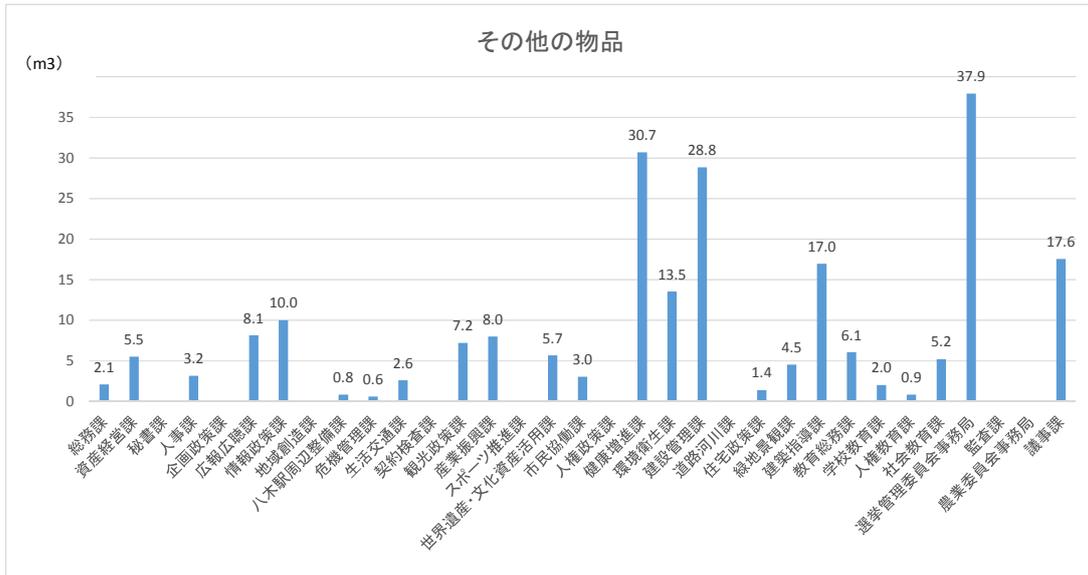


図 2-7：その他の物品

- ・ 該当なしの課が 9 課ありました。
- ・ その他の課では平均約 8.8 m³、それぞれ 0.6～37.9 m³を執務室内に保管しています。

(9) 課ごとに必要とする保管庫(執務室外)

課ごとの回答面積を合計し、整理しました。合計 459.3 m²です。

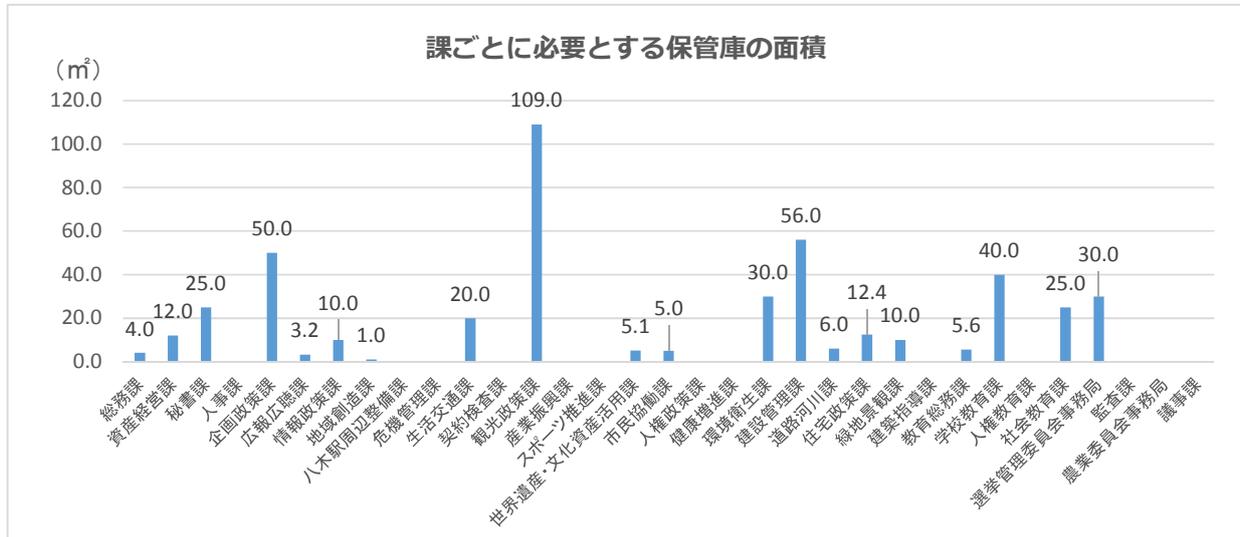


図 2-8：課ごとに必要とする保管庫の面積

- ・ 該当なしの課が 13 課ありました。
- ・ その他の課は平均約 21 m²、それぞれ 1～109 m²の保管庫を使用しています。
- ・ 収納されている物品は屋外イベント・現場作業用の道具が多く、その他に輸転機やコピー用紙、要覧や副読本などの回答がありました。
- ・ 最も多いのは観光政策課で 109 m²です。なお、観光政策課はこの他に中央公民館下倉庫、香久山倉庫の計 120 m²も使用しています。

表 2-9 : 課ごとの文書保管棚・倉庫面積等

保管物品の種別	ファイリング (現年度・前年度)		ファイリング書類以外の参 考図書や資料、各種台帳		その他の物品		課ごとに必要 とする保管庫
	課名	執務室内	執務室外	体積 (m3)	保管面積 (m2)	体積 (m3)	
総務課	9	3	6.0	7.5	2.1	9.1	4.0
資産経営課	5	0	15.3	3.1	5.5	30.6	12.0
秘書課	5	0	8.3	3.1	0.0	0.0	25.0
人事課	5	0	3.4	3.1	3.2	16.6	0.0
企画政策課	0	8	7.8	5.0	0.0	0.0	50.0
広報広聴課	6	0	3.0	3.8	8.1	50.9	3.2
情報政策課	4	0	2.8	2.5	10.0	52.6	10.0
地域創造課	4	0	7.0	2.5	0.0	0.0	1.0
八木駅周辺整備課	0	3	3.7	1.9	0.8	4.4	0.0
危機管理課	3	0	4.4	1.9	0.6	3.6	0.0
生活交通課	5	2	3.2	4.4	2.6	14.4	20.0
契約検査課	5	0	18.6	3.1	0.0	0.0	0.0
観光政策課	5	0	1.6	3.1	7.2	28.2	109.0
産業振興課	8	5	2.5	8.1	8.0	12.5	0.0
スポーツ推進課	4	0	6.3	2.5	0.0	0.0	0.0
世界遺産・文化資産活用課	2	0	3.4	1.3	5.7	19.2	5.1
市民協働課	5	0		3.1	3.0	16.2	5.0
人権政策課	4	0	6.6	2.5	0.0	0.0	0.0
健康増進課	16	15	3.8	19.4	30.7	133.1	0.0
環境衛生課	6	0	10.6	3.8	13.5	26.8	30.0
建設管理課	11	0	39.9	6.9	28.8	122.1	56.0
道路河川課	6	5	12.9	6.9	0.0	0.0	6.0
住宅政策課	6	0	3.9	3.8	1.4	6.6	12.4
緑地景観課	7	0	13.1	4.4	4.5	24.5	10.0
建築指導課	16	5	12.2	13.1	17.0	71.8	0.0
教育総務課	10	2	17.2	7.5	6.1	37.3	5.6
学校教育課	11	0	8.3	6.9	2.0	7.5	40.0
人権教育課	3	0	7.4	1.9	0.9	4.8	0.0
社会教育課	5	0	2.0	3.1	5.2	37.0	25.0
選挙管理委員会事務局	13	0	1.2	8.1	37.9	40.8	30.0
監査課	4	0	5.8	2.5	0.0	0.0	0.0
農業委員会事務局	5	0	5.2	3.1	0.0	0.0	0.0
議事課	4	0	6.6	2.5	17.6	93.0	0.0
合計	202	48	254.0	156.3	222.7	863.4	459.3

■ 所見

- ・ 課ごと収納スペースをまとめた結果、その他の物品が最も必要な保管面積が多いことが分かりました。

(10) 昼食・休憩時間のリフレッシュ場所

表 2-10：職員の休憩時間各室利用状況

	昼食	休憩時間
個人デスク	36	34
会議室等	0	1
外食・庁舎外	1	2
その他	0	1※

※喫煙スペース

■ 所見

- ・ほとんどの課が昼食、休憩時間とも「個人デスク」と回答しています。
- ・自由記述には、就業環境の改善に向けて休憩所等の設置要望がありました。

2.3.2. 庁内調査結果のまとめ

- ・各課の関連性からは、執務スペースにおける各部局の配置では、業務効率化の観点から、他部局との関係が深い課は、それぞれの部局からアクセスしやすい配置関係とすることが望まれます。
- ・各課の来訪者数や属性からは、各課が必要とするスペースを確保しつつ、来訪者の属性、人数を踏まえセキュリティやプライバシーに配慮した計画が望まれます。
- ・各課の会議数や必要なスペースからは、会議の規模によって、開催頻度や定期・不定期の割合に差があるため、効率的な会議スペースの運用に向けて、会議室の規模と室数についてバランスの取れた設定を検討する必要があります。
- ・各課の保有する書類の量や種類からは、必要な収納スペースが課によって大きく異なることがわかりました。そのため、各課で必要な収納スペースを十分確保しつつも、効率的な配置、容量の収納スペースを計画する必要があります。

2.4. 檀原市新本庁舎建設基本計画(案)パブリックコメント

2.4.1. 実施概要

(1) 意見募集の内容

檀原市新本庁舎建設基本計画(案)

パブリックコメント

を募集します！

意見
募集

昭和36年に建設された檀原市の本庁舎は、老朽化や耐震性能の不足、庁舎の分散による利便性の低下等の課題を抱えており、建て替えの必要性が高まっています。

特に耐震性能については、耐震診断の結果「中規模地震以上の地震発生時には倒壊し、または崩壊する可能性がある。」とされており、喫緊の問題となっています。

昨今では、北海道胆振東部地震や熊本地震、東日本大震災など、各地で大地震が起これり、市民の安心と安全を脅かしています。中でも、熊本地震においては、災害対応活動拠点となるべき市庁舎が被災し、災害対応活動に支障をきたしたことは記憶に新しいことと思います。

そのような背景のなか、檀原市では災害対応活動拠点となる新本庁舎の建設事業を進めており、現在、基本計画の策定に向けて取り組んでいます。

市民の皆さまのご意見をできるだけ計画に反映し、長く親しまれる庁舎を建設するため、新本庁舎建設基本計画(案)について「パブリックコメント」を募集します。

— 公表する資料 —

「檀原市新本庁舎建設基本計画(案)」、「モデルプラン^{*}」

※モデルプランは参考資料であり、意見募集の対象となりません

意見を提出できる方

- ・市内に在住、在勤、在学する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市税の納税義務者
- ・檀原市新本庁舎建設基本計画の記載内容に関して利害関係を有する個人及び法人その他の団体

意見の募集期間

平成30年11月26日(月)～12月25日(火)

資料の閲覧場所

- ・本庁舎本館1階ロビー行政資料閲覧コーナー
- ・分庁舎1階ロビー ・かしはら万葉ホール1階ロビー
- ・かしはらナビプラザ1階受付、4階市民相談広場、5階市民活動交流広場
- ・保健福祉センター北館1階ロビー ・シルクの杜
- ・各地区公民館 ・市ホームページ

詳しい提出方法は裏面をご覧ください →



「パブリックコメント」とは？

パブリックコメントとは、市が基本計画などを決めるときに、その案を公表し、皆さまからのご意見を募集し、基本計画などに反映させることで、よりよい計画を目指すものです。

お寄せいただいたご意見に対しては、市の考え方を公表するとともに、有益なご意見を考慮して意思決定を行います。



意見の提出方法

資料の閲覧場所に設置している意見記入用紙、または任意様式により、12月25日（火）までに下記方法にて提出してください。

- ① 直接持参 榎原市総合政策部 八木駅周辺整備課（本庁舎本館2階）へご持参ください。
※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 郵送 〒634-8586 榎原市八木町 1-1-18
榎原市総合政策部 八木駅周辺整備課 宛
- ③ FAX FAX番号 0744-20-1528
- ④ 電子メール メールアドレス yagiseibi@city.kashihara.nara.jp
- ⑤ 市HP ホームページ ホームページに直接ご意見を入力できるフォームも特設しています。
URL：<https://www.city.kashihara.nara.jp/yagiseibi/public/public.html>



スマートフォンなどからQRコードを読み取ってかんたんアクセス！

※郵送・FAX・電子メール・市HP意見フォームの場合は12月25日到着分までの受付となります。

※電話での受付は行っていませんので、予めご了承ください。また、ご提出いただいた書類等は返却しません。

意見の内容

- ・氏名、郵便番号、住所、ご意見を記載してください。
※法人その他の団体の場合は、所属名（法人名または団体名）、所在地、部署名及び担当者名を記載してください。
※市外在住の方で、市内に在勤または在学の場合は、所属名（法人または学校名）と個人の氏名を併記してください。住所についても、所属先の住所と個人の住所を併記してください。
- ・ご意見が「榎原市新本庁舎建設基本計画（案）」の、どの部分に対するものかわかるように、該当する箇所の表題、ページ数、行数などを記載してください。

注意事項

- ・意見記録の正確さを期すため、電話や口頭によるご意見の受付は行いません。
- ・いただいたご意見については、市の考え方を付して、市ホームページ上で公表します。
- ・ご意見の募集は、具体的なお意見などを収集することを目的としていますので、賛否の結論だけを示したものや趣旨が不明瞭なものについては、市の考え方を示さない場合があります。
- ・類似のご意見は、整理集約することがあります。
- ・個人的なお意見への回答はしません。
- ・いただいたご意見以外（住所・氏名など）は公表しません。
- ・いただいた個人情報、パブリックコメント手続き以外の目的には使用しません。

お問合せ

榎原市総合政策部 八木駅周辺整備課

榎原市八木町 1-1-18 本庁舎 本館2階

電話番号 0744-21-1107（直通）FAX 0744-20-1528

担当者：楠原、辻本、堀川

メールアドレス yagiseibi@city.kashihara.nara.jp

(2) 意見記入用紙

檀原市新本庁舎建設基本計画（案）に対する
パブリックコメント記入用紙

氏 名 ※1 法人その他の団体の場合は、所属名（法人名または団体名）、部署名、担当者名を記載してください ※2 市外在住で、市内に在勤または在学の場合は、所属名（法人名またはは学校名）と個人の氏名を併記してください	
郵便番号及び住所 ※1 法人または団体の場合は、所属先の住所を記載してください ※2 市外在住で、市内に在勤または在学の場合は、所属先住所と個人の住所を併記してください	〒 ー
檀原市新本庁舎建設基本計画（案）に対するご意見 ※どの部分に対するものか分かるように、該当する箇所の表題、ページ数、行数などを記載してください	

2.4.2. 結果概要

(1) 意見数

・提出者数：25人

提出手段内訳：持参9人、郵送0人、FAX 5人、メール5人、ホームページ意見フォーム 6人

・意見総数：77件

(2) 意見内訳

いただいた意見を内容別に分類した結果は、次のとおりです。

【対象となる意見数：66件 対象とならない意見数：11件】

表 2-11：パブリックコメントにおける意見の分類結果

意見結果		
該当箇所		件数
対象となる意見	基本計画の内容に関する意見	62件
	① 第1章 新本庁舎整備の背景	8件
	第2章 新本庁舎整備の方針	23件
	第3章 庁舎の規模	4件
	第4章 新本庁舎の基本計画	18件
	第5章 事業計画	9件
② 基本計画に関するその他の意見	4件	
対象とならない意見	③ 参考資料に関する意見	1件
	基本計画に直接関係しない意見	10件
	④ 他の施設への意見	5件
	まちづくりへの意見	4件
	パブリックコメント実施に対する意見	1件
意見数合計		77件

(3) 回答内訳

いただいた意見に対する本市の回答を内容別に分類した結果は、次のとおりです。

表 2-12：回答の内容別分類結果

回答の分類	件数
対象となる意見への回答	66件
① 今後の取組みの参考とします。	39件
② ご質問に回答します。	16件
ご要望として承ります。	11件
③ 対象とならない意見への回答	11件
④ ご要望として承ります。	11件
回答数合計	77件

今回のパブリックコメントにおいては、基本計画に反映させるべきと判断した意見はありませんでしたが、基本設計、実施設計、建設工事と事業を進めていくうえで参考となるものが多く、今後の事業はいただいた意見内容を踏まえながら進めてまいります。

2.4.3. 意見内容と回答

(1) 表の見方

記載内容は、以下の項目を設けて整理しています。

項目	説明																
意見 No (提出者 No)	意見総数 77 件の通し番号 (提出者数 25 人の通し番号)																
分類・項目	<p>いただいた意見について、基本計画（案）に対するパブリックコメントの対象となる意見とパブリックコメントの対象とならない意見に分類しました。</p> <p>さらに、基本計画の内容に関する意見は、章立てごとに区分し、基本計画に直接関係しない意見は、意見内容から「他の施設への意見」「まちづくりへの意見」「パブリックコメント実施に対する意見」の 3 項目に区分しています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">分類・項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対象となる意見</td> <td>① 基本計画の内容に関する意見</td> </tr> <tr> <td>第1章 新本庁舎整備の背景</td> </tr> <tr> <td>第2章 新本庁舎整備の方針</td> </tr> <tr> <td>第3章 庁舎の規模</td> </tr> <tr> <td>第4章 新本庁舎の基本計画</td> </tr> <tr> <td>第5章 事業計画</td> </tr> <tr> <td>② 基本計画に関するその他の意見</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対象とならない意見</td> <td>③ 参考資料に関する意見</td> </tr> <tr> <td>基本計画に直接関係しない意見</td> </tr> <tr> <td>④ 他の施設への意見</td> </tr> <tr> <td>まちづくりへの意見</td> </tr> <tr> <td>パブリックコメント実施に対する意見</td> </tr> </tbody> </table>	分類・項目		対象となる意見	① 基本計画の内容に関する意見	第1章 新本庁舎整備の背景	第2章 新本庁舎整備の方針	第3章 庁舎の規模	第4章 新本庁舎の基本計画	第5章 事業計画	② 基本計画に関するその他の意見	対象とならない意見	③ 参考資料に関する意見	基本計画に直接関係しない意見	④ 他の施設への意見	まちづくりへの意見	パブリックコメント実施に対する意見
分類・項目																	
対象となる意見	① 基本計画の内容に関する意見																
	第1章 新本庁舎整備の背景																
	第2章 新本庁舎整備の方針																
	第3章 庁舎の規模																
	第4章 新本庁舎の基本計画																
第5章 事業計画																	
② 基本計画に関するその他の意見																	
対象とならない意見	③ 参考資料に関する意見																
	基本計画に直接関係しない意見																
	④ 他の施設への意見																
	まちづくりへの意見																
パブリックコメント実施に対する意見																	
意見分類	いただいた意見の分類																
該当項目	いただいた意見の該当項目																
意見内容	いただいた意見内容																
市の回答	いただいた意見に対する本市の回答																
該当ページ	基本計画書（案）における「市の回答」該当ページ 「-」は該当ページが無い意見																

(2) 意見内容と回答の一覧

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
1 (1)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	土地利用の方針について町の顔となる本庁舎を建設するにあたり、まちの玄関口となるべく、JR叡傍駅と一体となって考えるべきだと考えます。歴史的価値があり、交通の玄関となるJR叡傍駅の将来計画を踏まえ、計画を行うことでp.35で書かれた「権原らしさ」につながる計画となると思います。叡傍駅前の拡張工事も同時期に行う計画だと思います。別々の事業として捉えるのではなく、一体となって考えるべきではないでしょうか。明確な市の考え方の提示をよろしく願っています。	ご質問に回答します。ご指摘の通り、JR叡傍駅は新本庁舎の最寄り駅であり、新本庁舎又はJR叡傍駅のみではなく、まちづくりとして一体的な方向性を準備することが重要であると考えています。『大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(平成28年)』において、新本庁舎やJR叡傍駅を含む大和八木駅周辺地区のまちづくりに関してコンセプト、将来ビジョン及び4つのテーマと18の取組方針を掲げています。また、当該基本構想を効率的、計画的に実現するための戦略として『大和八木駅周辺地区まちづくり基本計画(平成30年)』を策定しました。なお、叡傍駅、駅前広場のあり方については、今後、鉄道事業者と協議・調整を行うとともに、ご指摘いただいた内容を考慮したうえで、検討を進めたいと考えています。	p.32
2 (2)	基本計画の内容 に関する意見	第1章 新本庁舎整 備の背景	新庁舎は今の場所にはいらないと思う。すでに立派な分庁舎が隣接地に稼働しており、多くの一般市民にとって利便性も確保されている。新庁舎は権原市の一等地ではなく、郊外でよい。耐震の面からも広い土地に2階建て以下の建物でよい。その方がもっと安価にできるはず。現在の場所には、県中南和の中核都市にふさわしいものが必要。権原を言えば、歴史・文化・観光・観光の拠点となる施設、例えばインバクトのあるタワービルなどを建設してはどうでしょうか。そのビルには、明日香を含む奈良盆地一帯を遠望できるスポットとして、県や国の文化行政機能や博物館、大学のサテライトキャンパス等を誘致し、道の駅ならぬ「歴史の駅」みたいなものを整備すればよい。日本の始まった地域として、市のイメージが全国的に定着し、新たな観光スポットにもなり、将来にわたり市の発展につながるのではないだろうか。	ご要望として承ります。『権原市新庁舎基本構想(平成22年)』において、「敷地形状、規模や分庁舎の必要性など敷地単独の規模要件」や「総合計画、都市計画マスタープラン等、上位計画や関連計画における都市構造との整合性やアクセス性など、周辺環境や市全体に関する要件」等から総合的に検討を行い、「近鉄大和八木駅や近鉄八木西口駅、JR叡傍駅及び道路からのアクセス性を最大限活用できること」も、今後の周辺まちづくりを考えるうえでも大きな役割を担う拠点として位置付けられる」などの点を評価した結果、複数の候補地から現在の場所にて建替えと決定し、市議会の了承も得ました。また、ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎が一体となり、市役所エリアとしての賑わいや交流を生み出し、権原市の中心市街地として一層の活性化を図ることで、奈良県中南和地域の拠点都市としてふさわしい都市機能を備えることができるかと考えています。	p.3
3 (3)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	本庁舎建設位置よりナビプラザ、分庁舎、現庁舎(本庁舎)をつなぐ利便性と手段として利用者が目的先へ移動出来る必要窓口案内が現行の様に表示する。例えば、印鑑証明…本庁舎〇番窓口へ移動するには、①歩道橋を通る…新緑。②軽車両が通行できる地下通路を作る。電動式車両を循環させる。(利用者専用)	今後の取組みの参考とします。ご指摘の通り、ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の来訪者が目的の場所へ円滑に移動できるように案内表示の充実及び移動手段の確保は重要であるとと考えています。案内表示については分かりやすい大きさやデザインとすることで来訪者が目的の場所を認識できるよう設計段階において検討していきたいと考えています。また、移動手段については、費用対効果を考慮したうえで、良好なアクセスを提供していきたいと考えています。	p.16
4 (3)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	新本庁舎の現状地区より近鉄大和線八木ガード(24号線)を南下して本庁舎東側迄をメイン道路とし、八木西口交差点に車両を逃がす(渋滞緩和)*災害時本庁舎に集合しやすいと思う。	今後の取組みの参考とします。ご指摘の内容は、「権原市役所東」交差点～「権原郵便局前」交差点間の国道24号をメイン通りとすることはなく、現権原市役所東駐車場の東側にある県道豊浦大和八木停車場線～国道169号へ車両の流れを変え、現権原市役所周辺は交通渋滞が緩和できるのではないかとのご趣旨と思われまします。交通処理の検討にあたっては市役所周辺だけではなく、広いエリアへの影響を考慮したうえで検討する必要があります。今後の検討においては、将来的な社会情勢や交通流の変化などに留意し、周辺道路管理者である国土交通省及び奈良県とも協議・調整を行いたいと考えています。	p.32
5 (3)	基本計画に直接 関係しない意見	まちづくりへ の意見	八木駅～八木西口駅までアーケードを作る(西口停止)。専門店を呼び入れる(周辺の活性化)…タクシー専用道路とする。	ご要望として承ります。大和八木駅～八木西口駅までの区間は、『大和八木駅周辺地区まちづくり基本計画(平成30年)』において、歩車共存の可能性を探りながら、官民連携により賑わいを創出していくべきエリアと位置付けています。なお、八木西口駅の存廃については、医大周辺の駅前整備と併せて、鉄道事業者、奈良県、また地域の皆様などとの協議・調整が必要となりますが、本市としては、八木西口駅を存続する意向です。	-

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
11 (7)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	市民サービス機能について 来庁者を案内する窓口に關しては2~3人を常駐させ、必要に応じて各課との連絡が取れるよ うにしたら良いのではないかと考えます。	今後の取組みの参考とします。 来訪者を目的の場所へ案内する案内窓口については、有人で整備する方針です。適切な人員 配置については、今後の設計段階において検討しますが、来訪者に不便を感じさせることのな い人員配置としたいと考えています。	p.16
12 (7)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	市役所本庁舎の構造について 上部構造については、SRC造もしくはRC造が良いと考えます。 理由として、p.19における庁舎の長寿命化を策定するためには、ある程度の強度を必要とする ことと、新たな技術導入による補強・改修も可能と推測されるためです。	今後の取組みの参考とします。 新本庁舎の上部構造の構造方式については、今後の設計段階にて検討しますが、市民に親 しみられ、長寿命な100年使い続けられる庁舎として、建設工期、コスト削減効果、近隣への影響 と環境への影響等、総合的に判断し決定したいと考えています。	p.38
13 (7)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	市民自治の拠点機能について 市民交流スペースについては分庁舎1階と同じような構造として、同ページに記載されている 機能を導入したら良いと考えます。	今後の取組みの参考とします。 市民が活動する場については、災害時に他自治体等からの救援を受け入れるための窓口 となる受援窓口スペースを平常時には市民が語り合い・聴える交流の場として活用したいと考 えています。具体的な導入機能については、今後の設計段階において検討しますが、ご指摘い ただいた内容を参考とし、快適に活用できるスペースを提供したいと考えています。	p.17
14 (8)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	新本庁舎建設に当たり、従来の庁舎機能だけを備えるのではなく、市民が活動する場としても 使える空間を創造されることを期待します。例えば、いつも誰かがストリートライブや演奏会・コ ンサート、マルシェや朝市を行える場所が外部空間と連続するような形で賑わいを感じられるこ となど。議会などにも市民が傍聴しやすい何か仕掛けを期待します。	今後の取組みの参考とします。 市民が活動する場については、災害時に防災広場と受援窓口となるスペースを平常時には市 民交流広場と市民交流スペースとして活用することで市民の交流を促すスペースとして確保 する方針です。具体的な運用のあり方は、今後の設計段階において検討しますが、市民交流 広場と市民交流スペースの連携利用等にも配慮しながら、快適に活用できるスペースを提供し たいと考えています。また、議会の傍聴機能についても、「見やすく、聞きやすく、出入りやす い構造」を準備方針とし、市民に開かれた庁舎となるよう検討したいと考えています。	p.14 p.17
15 (8)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	構造的には、吉野の森林を材料に使えるCLT工法などを積極的採用され、建物が木で出来 ていることが見て分かる、分りやすい建物を期待します。仕上材や家具などにも吉野杉や吉 野松の材料の採用を期待致します。	今後の取組みの参考とします。 新本庁舎の建設にあたっては、「奈良の木」など地域の特産品の活用を検討していく方針で います。具体的な活用方法については、設計段階において検討しますが、ご指摘いただいた内容 につきましては、今後の参考とさせていただきます。	p.34 p.35 p.38
16 (9)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	3施設の機能分担と連携について 「3施設の機能分担を明確にし、現在分散している機能を集約化することで関連部署間の連携 を強化し、市民サービスの向上を目指す」となっています。上・中・下野舎の連携強化は、市民サ ービスの連携(連絡)やそれに関するサービスもお願いしたいと思っています。	今後の取組みの参考とします。 本市のこれまでの行政機能は、本庁舎、保健福祉センター、かしはら万葉ホールなどに分散し てまいりましたが、分庁舎の供用に伴い、総合窓口機能などある一定の集約化が図られました。 また、新本庁舎が供用されると、グリーンセンター、かしはらなど、その場所に配置しなければ業 務に支障をきたす部署を除いた33課が集約され、市民サービスを向上させることができると考 えています。今後は、ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の3施設が一体となり、より一層の関連部 書の連携強化を目指します。	p.9 p.10
17 (9)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	3施設の機能分担と連携について 3施設が分かれているのでそれぞれの施設に方向く所要が生じた場合、施設間の移動(駐車 場の確保を含めて)が大変だと思えます。八木駅前辺りまでつくりたい意見があったと思いま すが、3施設へのアクセスをスムーズにする具体的な案はあるのでしょうか。	ご質問に回答します。 ご指摘の通り、ナビプラザ、分庁舎、新本庁舎と施設が分かれているため、各施設間の来訪者 の移動手段は重要な課題であると考えています。新本庁舎敷地の北側にある国道24号につ きましては、現在国土交通省において改修計画があり、本市としても協議・調整を行っていま す。移動手段については、国道24号の整備状況を踏まえたうえで、費用対効果を考慮し、良好なア クセスを提供できるような整備を行いたいと考えています。	p.32

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当ページ
18 (9)	基本計画の内容に関する意見	第3章 庁舎の規模	駐車場、駐輪場の規模 駐車場計画をみると、新庁舎の駐車場来訪者を算定した滞留時間及び駐車台数とされており、その計画には分庁舎やナビプラザの来客者の車は想定しているのでしょうか。 新庁舎で用事を済ませ、分庁舎やナビプラザへ出向く場合もあると思えますので、各施設へのアクセスと余裕を持った駐車場の計画をお願いします。	ご質問に回答します。 基本計画におきまして、来訪者用の駐車場は160台必要であると考えています。これは、ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎を含む市役所エリアで必要な台数277台から分庁舎にて整備済みである87台分を除いた台数となっています。駐車場の必要台数につきましては、将来的な社会情勢や交通流動の変化などにより変動しますが、現時点では適正な台数を確保できると考えています。	p.27～ p.30
19 (10)	基本計画の内容に関する意見	第4章 新本庁舎の基本計画	分庁舎との連携・連絡…歩行者デッキの新設 現在の状況では、新庁舎と分庁舎を行き来する場合、大きな交差点を2か所通らねばならず、2つの施設を移動しなければならぬ利用者・歩行者にとっては非常に移動しづらい状況であり、空中のペデストリアンデッキを設け、つなぐことで、市民の利用や市職員の移動がスムーズになる。 また、駅前広場からデッキでつながれば、まちとしての回遊性も上がります。 新庁舎と分庁舎の間の道路以外の土地は、市の北庁舎、教会と法務局の土地であり、民地は教会だけで、交換分合などをすれば、比較的容易にデッキ用地を確保できる状況だと考えます。地上については緑道公園的な整備をし、2階部分を人工デッキで結べば豊原市・八木地区の都市格をあげられることになると思います。	今後の取組みの参考とします。 ご指摘の内容は、分庁舎～新本庁舎、大和八木駅～分庁舎までの間を立体デッキ等をつなぎ、回遊性を向上させるべきとの趣旨と恐われます。庁舎間の移動手段、乗り降りからの回遊性の向上は重要な課題であり、費用対効果を考慮したうえで、良好なアクセスを提供できるように整備を行いたいと考えています。	p.32
20 (10)	基本計画の内容に関する意見	第4章 新本庁舎の基本計画	周辺の土地利用や動線計画、ランドスケープ的な検討も併せて行うべき	今後の取組みの参考とします。 ご指摘の内容は、新本庁舎の建設にあたっては、新本庁舎敷地のみではなく、周辺のまちづくりの方針を踏まえて整備するべきであるとの趣旨と思われます。『大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(平成28年)』において、新本庁舎を含む大和八木駅周辺地区のまちづくりに関してコンセプト、将来ビジョン及び4つのテーマと18の取組方針を掲げています。また、当該基本構想を効率的、計画的に実現するための戦略として『大和八木駅周辺地区まちづくり基本計画(平成30年)』を策定しました。今後の設計段階においても、大和八木駅周辺地区のまちづくりと整合をとりながら検討を進めたいと考えています。	p.32
21 (10)	基本計画の内容に関する意見	第4章 新本庁舎の基本計画	西側の敷地の土地利用について 西側の1,300㎡の土地の使い方ですが、折角の幹線道路の角地であり、八木駅から南に行くメイン通りに面しており、公園というより、高度利用を図り、ホテルや業務ビルでランドマーク的な建物を立地させるのが、さらさらいい土地と言えます。 ホテルの誘致にあたっては、土地の買値といった形で、地元のホテル業者を優先するような仕組みを組み込んで競争してもらおうように持っていくことが必要だと考えられます。	今後の取組みの参考とします。 敷地2(現西館及び西館前駐車場スペース)につきましては、新本庁舎供用時には広場として活用しますが、将来的には民間の力を活用して賑わいを創出したいと考えています。今後、民間活力の導入可能性や意向調査を行っていく過程において、ご指摘いただいた内容を踏まえ、検討を進めたいと考えています。	p.32
22 (10)	基本計画の内容に関する意見	第4章 新本庁舎の基本計画	北側の土地利用計画について 国道24号線の北側の土地についても、土地利用構想を提案すべき。 デッキの提案をしているが、少なくとも、北庁舎の利用についての考え方を提案しておく必要がある。デッキを整備する場合の代替え用地としての利用や、デッキ下の公園的な利用がよいのではと思います。	ご質問に回答します。 現在の市役所北館につきましては、市所有の土地・建物ではなく、所有者と賃貸借契約を締結しています。現時点では、新本庁舎の供用に伴い、北館の執務機能は集約されますので、賃貸借契約を終了する方針です。ご指摘いただいた内容の整備をする場合には、所有者との協議、調整が必要となります。	p.32
23 (11)	基本計画の内容に関する意見	第1章 新本庁舎整備の背景	市民にとって、分庁舎と本庁舎、ナビプラザと近接地域に3棟の建築物が必要であるのか、大変疑問であると考えます。	ご質問に回答します。 近鉄大和八木駅～現庁舎敷地を結ぶエリアは、豊原市の中心市街地を形成し、一層の活性化を図る方針でまちづくりを進めているところです。ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎が一体となることで、市役所エリアとしての賑わいや交流を生み出し、『大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(平成28年)』の実現に寄与すると考えています。	p.6

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当ページ
24 (11)	基本計画に関するその他の意見		分庁舎と非常に近い距離に巨額の費用を掛けて新本庁舎を建築するのか。本庁舎の耐震性が無いのは最初から分かっていた事ですから、本庁舎を建築すれば良かっただけです。多くの市民が今も、分庁舎を建てたばかりなのに、また本庁舎を建築するのか。と疑問に思っています。	ご質問に回答します。 本市としては、①学校の耐震性の確保、②市民が直接利用される機会の多いライフイベントと関わり合い深い窓口機能を集約した分庁舎の建設、③災害対応活動拠点となる本庁舎の耐震性の確保の順で整備を行っています。①と②については、整備が完了したため、今後、③本庁舎の耐震性の確保(新本庁舎の整備)に着手しましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。	-
25 (11)	基本計画に直接関係しない意見	他の施設への意見	ナビプラザの観光目的と分庁舎の観光案内が重複している。ナビプラザは駐車場、駐輪スペースも無く、広く市民に利用されない、子供の利用といっても、1名が幼児、兄弟が小学生だと同行出来ない。大和八木駅から降りた観光客がナビプラザに気付くことが難しい。市民協働活動の拠点であるなら、本庁舎と合体すれば良い。	ご要望として承ります。 ご指摘の内容は、ナビプラザの機能や運用の仕方についての趣旨と思われれます。ナビプラザを指し、分庁舎、新本庁舎の機能分担を明確にし、関連部署間の連携を強化することで、市民サービスの向上を図ることができると考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	-
26 (11)	基本計画に直接関係しない意見	他の施設への意見	分庁舎の容積率からすれば、もっと多くの執務室が入れるように建築することも可能であった。分庁舎のデザイン・バランスが良くない、壁面の建築等が良くない、トイレへの通路も狭く、数も少ない。設備も20年前前に建築された万葉ホールより遅れている。各トイレの個室の広さも最近の建築物とは思えないほど狭い。子供用の便器蓋もない。	ご要望として承ります。 ご指摘の内容は、分庁舎の機能や運用の仕方についての趣旨と思われれます。分庁舎の供用後、来訪者からいただきましたご意見や職員から利便性などについての聞き取りを実施し、検証を行っているところです。今後、設計段階において、これを踏まえたうえで、検討を進めたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	-
27 (11)	基本計画に関するその他の意見		新しい建築物を建てたら、賑わいがあるとは思いますが、どのようか、利用するたためにどのようなものを建築するかにかかってくるかと考えます。	今後の取組みの参考とします。 ご指摘の通り、新しい建築物を建てたら、賑わいがあるかと考えることは間違いないと考えています。そのため、ナビプラザ、分庁舎、新本庁舎が一体となり、市役所エリアとして賑わいや交流を生み出し、中心市街地として一層の活性化を図れるよう基本計画において新本庁舎建設の方針を検討しています。	-
28 (11)	基本計画の内容に関する意見	第1章 新本庁舎整備の背景	議案で決まったことですが、現位置での本庁舎の建築等は反対です。理由は、本庁舎の位置はハザードマップによると洪水の被害が多い場所です。榎原市は曾我川、高取川、飛鳥川、米川、寺川と五川ありますから、水害が多いです。現位置を災害指示拠点として、浸水時に職員は出勤できるのでしょうか。また、備蓄倉庫の場所にするのは、同じ理由で構成できません。交通渋滞の無い、道路幅が広い所が望ましいと考えます。水害ではなく地震でも、本庁舎は被害が無くて、道路の両側の建築物が被害にあうと、道路が通行できません。藤原旧跡は水害の水害の無い場所であったことを考えると、先人の知恵というものだと考えます。	ご要望として承ります。 新本庁舎の建設に関しては、『榎原市新庁舎基本構想(平成22年)』において、「敷地形状、規模や取捨の必要性など敷地単独の規模要件」や「総合計画、都市計画マスタープラン等、上位計画や関連計画における都市構造との整合性やアクセス性など、周辺環境や市全体に関する要件」等から総合的に検討を行い、「近鉄大和八木駅や近鉄八木西口駅、JR秋保駅及び道路からのアクセス性を最大限活用できる」とも、今後の周辺まちづくりを考えたうえでも大きな役割を担う拠点として位置付けられるなどの点を評価した結果、複数の候補地から現在の場所にて建替えることと決定し、市議会の了承も得ました。本市の洪水ハザードマップでは新本庁舎敷地は大雨などにより河川が氾濫した場合に0.5m未満の浸水が予想される場所です。また、水害時の職員参集には影響が少ないと考えています。また、大地震発生時の職員参集の交通手段は、徒歩及び自転車等となっており、同様に影響は少ないと考えています。なお、新本庁舎で整備する備蓄倉庫は災害対応職員用であり、市民の皆様は緊急物資については、榎原運動公園に集約することになっています。	p.3
29 (11)	基本計画の内容に関する意見	第1章 新本庁舎整備の背景	図1.3.1には大和八木駅西側地域が含まれていません。この地域に住む市民に対してはどのようなのでしようか。	ご質問に回答します。 p.5にある図1.3.1は「大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(平成28年)」の対象エリアを示した図となります。新本庁舎は、大和八木駅周辺のまちづくりに寄与する施設となりますが、このエリアのみではなく、本市全域にお住いの市民の皆様にとって重要な施設であり、特定の地域の方へ利益を与える施設であるとは考えていません。	p.5

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
30 (11)	基本計画に直接 関係しない意見	他の施設への 意見	分庁舎については反省点、改善点、改善すべき点の洗い出しは済んだのか心配です。	ご要望として承ります。 分庁舎の供用後、来訪者からいただきましたご意見や職員から利便性などについての聞き取りを実施し、検証を行っているところで、今後、設計段階において、これを随まえたうえで、検討を進めたいと考えていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	-
31 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整備 備の方針	新本庁舎の市民自治拠点が具体的にどのようなものが分かりますか。	ご質問に回答します。 市民自治の拠点機能とは、具体的には市民自治活動支援、総合情報、市民交流活動等を示しています。新本庁舎においては、自治会等の住民自治組織を支援する自治振興業務や市民活動に関する執務を行うことで、市民自治活動を支援する機能を導入します。また、分庁舎は市民交流スペースやベンチレーションルームなどにおいて市民の交流を支える機能、ナビブラザは市民活動団体等の活動場所としての機能を担います。これら3施設が一体となることで、市民自治の拠点機能の役割を果たせると考えています。	p.9 p.17
32 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整備 備の方針	議場を1階にして、本庁舎に来行するのが事業者等であつても、市民が多く通る場所でも活動して頂くのは、大変意味があると考えて、ワークショップでも意見を述べました。3月、6月、9月、12月と4ヶ月だけ主に使用する議場で、大変重要な場所ということも、常時傍聴に行っているのでも承知しています。可動式にする事によって、議場として使用していない時に市民が利用できるようにする。現状のように極めて傍聴に行くのに不便で非常階段を4階まで登っていくようなことが無いようにする。私達市民が選んだ議員が市政について議論している事を実感し、市民が市政に関心を遂行する。また、次の世代が子どもどもの時から行政に親しみつきかけ市民から付託された責任を遂行する。傍聴する人たちが少ないから上方の階にするのは全く違いますが、非公開の委員会議事録の中で、どなた様かは分かりませんが、委員の方で「議場を1階にするのは意味がある」とご発言頂いたのは、有り難く受け止めました。市の職員も市民の眼が届かないところでスマホを見ます。5時少し前に観光カメラを取りに行っただけで、仲間で雑談し盛り上がりつつあって、にらみつけられたことがあります。常に市民に耳を聞かれています。仕事をするうえでも大切です。勿論、いつも親切に対応して頂いている職員の方もいらっしゃると思います。何でもお願いしていますが、分庁舎で議会のライブ中継をPC通じてでも放映してください。	今後の取組みの参考とします。 議場、委員会室等の整備方針を「議場、委員会室は独立性を保つことにも、市民に開かれた構造とする。」とし、傍聴される方にとって、見やすく、聞きやすく、出入りしやすい傍聴席を設けたいと考えています。今後は庁内ロビーなども議場や委員会室の様子をモニター中継し、市民が気軽に傍聴できるように検討します。	p.13 p.14
33 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整備 備の方針	喫煙コーナーですが、勤務中に何度も喫煙コーナーを利用するのはいかがなものでしょうか。	ご質問に回答します。 喫煙コーナーについては、職員のみならず来訪者も利用されますので、新本庁舎建物内には整備しませんが、分煙に配慮したうえで、建物外に配置する必要があると考えています。喫煙コーナーの運用については今後検討したいと考えています。	p.15
34 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整備 備の方針	市民自治の拠点機能の内容が分かりません。自治会も任意加入です。自治会に加入していない市民に災害対応がエリアメール以外に連絡方法が自治会経由だと、自治会に任せ頂きたい。災害時どのようなように対応するのか、お知らせ頂きたい。	ご質問に回答します。 市民自治の拠点機能とは、具体的には市民自治活動支援、総合情報、市民交流活動等を示しています。新本庁舎においては、自治会等の住民自治組織を支援する自治振興業務や市民活動に関する執務を行うことで、市民自治活動を支援する機能を導入します。また、分庁舎は市民交流スペースやベンチレーションルームなどにおいて市民の交流を支える機能、ナビブラザは市民活動団体等の活動場所としての機能を担います。これら3施設が一体となることで、市民自治の拠点機能の役割を果たせると考えています。本市では、市民の皆様に対する防災情報の提供は、「エリアメール」のみではなく、「安全・安心メール」「ホームベージ」「フェイスブック」「NHKデータ放送」等を活用し、お知らせしています。なお、「安全・安心メール」は登録制となつていてご自身で登録をいただければ必要ありません。（登録につきましては、広報かページを活用して啓発や周知を行っています。災害時の対応につきましても、広報やホームページを活用して啓発や周知を行っています。今後、啓発や周知の方法と頻度について検討したいと考えています。	p.9 p.17

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
35 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	市民の交流を支える機能 誰が管理するのですか。	ご質問に回答します。 新本庁舎における市民交流を支える機能とは、災害時に防災広場と受援窓口となるスペースを平常時には市民交流広場と市民交流スペースとして活用することを示しています。具体的に導入する機能や管理・運営の方法については、今後の設計段階において検討します。	p.17
36 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第3章 庁舎の規模	他市と比べて職員数が多いのですか。人口減、職員削減、AIによる職務削減等でスペースが余れば、分庁舎と一体にする。	ご質問に回答します。 基本計画に記載の職員数は、『榎原市定員管理計画(平成28年)』と将来の人口値の推移より試算した想定値となります。『榎原市定員管理計画』は第5次榎原市行政改革大綱及び第3次総合計画後期基本計画を受け、選択と集中により持続可能な財政運営を目指す一方、『人材育成基本方針(平成24年)』に則り、人材の育成・確保・活用を図りながら、定員管理を行うものです。ご指摘の通り、100年使用を続ける長寿命な建築として、将来、不可避な人口減少を想定し、余剰スペースの有効活用が出来るよう事前に検討していく必要があります。基本計画においては、他の公共施設との複合化や業務所スペースとしての複合化により、余剰スペースを活用していく方針です。将来の複合化に向けて、設計段階において、用途転用範囲の想定、動線・共用部の配置、構造上の配慮、設備に対する配慮などに留意して検討を進めます。	p.25
37 (11)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	分庁舎での失敗を充分反省して、決して人任せにせず、責任を持ってこれが市民にとつて最良なのか、また、議員の委員会でも述べられたように、自費で建築する位の真剣さで対応して頂きたいと切に考える次第です。	ご要望として承ります。 分庁舎の供用後、来訪者からいただきましたご意見や職員から利便性などについての聞き取りを実施し、検証を行っているところです。今後、設計段階において、これを踏まえたうえで、検討を進めたいと考えています。また、事業費につきましても、市の財政に有利な地方債をはじめとした事業内容に応じた基金や補助金を活用することで、財政負担の軽減に努めますので、ご理解いただけますようお願いいたします。	p.44 p.45
38 (12)	基本計画に直接 関係しない意見	ハブリックコ メント実施に 対する意見	パブリックコメントを求めている割には不親切。なぜなら、一般廃棄物処理基本計画の方は、ネットからも意見を出せるがこちらは手書きになっている。行数の数字も入れていない。	ご要望として承ります。 ご指摘の内容は、パブリックコメントの意見募集の方法が不親切であったとの趣旨と思われるため、今実施にあたり、市有施設や地区公民館など各所に資料を配置し、また、ホームページにも直接意見フォームに記入を可能にする等、広くご意見をいただける体制を築いたつもりではあります。また、至らない点があり、申し訳ございませんでした。今後、同様にパブリックコメントを実施する際には、ご指摘の内容を参考とさせていただきます。	-
39 (12)	基本計画の内容 に関する意見	第1章 新本庁舎整 備の背景	そもそも、建築ありきからはじまっている。現庁舎は、ライフイベントと関わりが深い窓口以外であるのなら、そして、災害時に対応(P.12)なら、この場所になくても良いと考える。災害時、道路(番号を含め)を考えると、機能しにくい位置ではないか？	ご質問に回答します。 新本庁舎の建設に関しては、『榎原市新庁舎基本構想(平成22年)』において、「敷地形状、規模や仮庁舎の必要性など敷地単独の規模要件」や「総合計画、都市計画マスタープラン等、上位計画や関連計画における都市構造との整合性やアクセス性など、周辺環境や市全体に関する要件」等から総合的に検討を行い、「近鉄大和八木駅や近鉄八木西口駅、JR歌山駅及び道路からのアクセス性を最大限活用できる」とともに、今後の周辺まちづくりを考えると、大きな役割を担う拠点として位置付けられる」などの点を評価した結果、複数の候補地から現在の場所にて建設すると決定し、市議会の了承も得ました。	p.3
40 (12)	基本計画の内容 に関する意見	第3章 庁舎の規模	類似団体の職員一人当たりの庁舎面積の比較 あげられている4つの市のうち、小金井市を除いては、榎原市よりも何倍も面積がある。職員数719の飯塚市では、5.48倍の面積。榎原市の職員数がらさわしい数字なのかどうか、甚だ疑問。	ご質問に回答します。 基本計画に記載の職員数は、『榎原市定員管理計画(平成28年)』と将来の人口値の推移より試算した想定値となります。『榎原市定員管理計画』は第5次榎原市行政改革大綱及び第3次総合計画後期基本計画を受け、選択と集中により持続可能な財政運営を目指す一方、『人材育成基本方針(平成24年)』に則り、人材の育成・確保・活用を図りながら、定員管理を行うものです。	p.25

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
41 (12)	基本計画の内容 に関する意見	第3章 庁舎の規模	類似団体との職員一人当たりの庁舎面積の比較 一人当たりの庁舎面積というのであれば、職員数の比較だけでなくその市の面積も比較も比較するのではないか。	ご要望として承ります。 類似団体とは、全市町村を指定都市、中核市、特別区、その他の一般市、町村に区分した中で、人口と産業構造に応じて区分した類型が同一の自治体を指し、P.25の表3.8.1に基づいて、本市と類似団体について職員一人当たりの庁舎面積を比較しています。これにより、他の類似団体の平均と比較しても本市の庁舎計画はコンパクトであることが分かります。ご指摘の通り、市域の面積で比較する方法もありますが、本市と人口や産業構造が似ている類似団体と比較する場合には、職員一人当たり庁舎面積で比較する方法が適していると考えています。	p.25
42 (12)	基本計画に直接 関係しない意見	他の施設へ の意見	ミグラランスが建設される前にきちんと話が煮詰められていなければならなかった問題で、市民はミグラランスができた段階で、全てそこに一括されると思っていた人が多い。 ミグラランスの上の階、4階のコンベンションルームがはたしてそこに必要か、それならはじめから必要なものはそちらに持って行けばよかった。	ご要望として承ります。 本市としては、①学校の耐震性の確保、②市民が直接利用される機会の多いライフイベントと関わり深い深い窓口機能を集約した分庁舎の建設、③災害対応活動拠点となる本庁舎の耐震性の確保の順で整備を行っています。①と②については、整備が完了したため、③本庁舎の耐震性の確保(新本庁舎の整備)に着手しましたので、ご理解いただきましますようお願いいたします。また、ミグラランス4階にあるコンベンションルームは企業等が会議・展示・研修等を開催でき、ミグラランスに賑わいをもたらし、市民の交流を促す重要な機能として必要であると考えています。	-
43 (12)	基本計画に直接 関係しない意見	他の施設へ の意見	保健センター、水道局のことが、明らかにされていない。その場しのぎにしか思えないのは、とても残念。	ご要望として承ります。 基本計画は、あくまで新本庁舎建設に向けて方針を定めていく個別施設の建設計画であり、その他の市有施設については今後の方針については記載していません。しかし、新本庁舎への執務機能の集約に伴い、空きスペースができる各施設の今後の活用方法については、別途検討を進めています。その他の市有施設については、今後、個別施設計画を策定します。	-
44 (12)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	債券とは聞こえのいい借金にすぎない。	今後の取組みの参考とします。 新本庁舎建設にあたっては、施設のコンパクト化と環境配慮により、建設コストと維持管理コストを可能な限り抑えようと、市の財政に有利な地方債をはじめとした事業内容に応じた基金や補助金を活用することで、財政負担の軽減に努めます。	p.44 p.45
45 (13)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整備 の方針	老朽化や耐震性能の不足、庁舎の分散等による課題は理解できるが、本来分庁舎ミグラランスこそが本庁舎として総合的に各部署を統合すべきだったと思う。 殆どミグラランスに移転している今、議会関係や災害対策本部を中心に新庁舎を建設される構えですが、それでも保健センター、万葉ホール、ミグラランスと余りにも分散されている様に思ふ。 もっと未来性のある内容、市民にオープンな建物として、開放すべきである。	今後の取組みの参考とします。 本市のこれまでの行政機能は、本庁舎、保健福祉センター、かしはら万葉ホールなどに分散してまいりましたが、分庁舎の供用に伴い、総合窓口機能などある一定の集約化が図られました。また、新本庁舎が供用されると、クリーニングセンターかしはらなど、その場所に配置しなければ業務に支障をきたす部署を除いた33課を集約され、市民サービスを向上させることができると考えています。また、今後はナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の3施設が一体となり、市民に親しまれる開かれた市役所として賑わいや交流を生み出し、中心市街地として一層の活性化を図りたいと考えています。	p.8 p.10
46 (13)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	建設費も65億とは市民税の負担が更に大きくなる予想。高齢化、年金暮らしの市民が多くなくなった今、その負担が私達の生活を狭めていると思う。 高齢社会に適応できる、安心して生活できる確保のもとで、もっと考えて欲しいことは多くある。	今後の取組みの参考とします。 新本庁舎建設にあたっては、施設のコンパクト化と環境配慮により、建設コストと維持管理コストを可能な限り抑えようと、市の財政に有利な地方債をはじめとした事業内容に応じた基金や補助金を活用することで、財政負担の軽減に努めます。	p.44 p.45

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
47 (14)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	議会機能・委員会機能 議会の議場は市民が傍聴に行きやすい場所として1階または2階とする。 議場に入らなくても外から見えるようにする。(例えばガラス張り等) 議員控室も全面禁煙とする。	今後の取り組みの参考とします。 基本計画においては、議会機能は低階階に配置する方針ですが、具体的な配置については、今後の設計段階において検討します。また、議場・委員会室については「独立性を保つとともに、市民に開かれた構造とする。」を整備方針とし、ご指摘いただいた内容も含め、検討を進めたいと考えています。	p.13 p.14
48 (14)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	傍聴機能 議場の傍聴席は50人位の席を設置し、メモを取りやすくするために椅子にテーブルを設置する。 傍聴者がトイレに行きやすくするために傍聴者用のトイレを設置する。 委員会の傍聴席に傍聴者がメモを取りやすくするためにテーブルを設置する。	今後の取り組みの参考とします。 議場・委員会室には、市民が見やすく、開きやすく、出入りしやすい傍聴席を設けたいと考えています。具体的な内容については、今後の設計段階において検討しますが、ご指摘いただいた内容を参考とさせていただきます。	p.13 p.14
49 (15)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	従来方式とDB方式の比較 権原市は従来方式を採用したい意向であるが、私はDB方式の方が良いと考えています。 従来方式では、「建設工事業者の独自の技術等を採用することが困難」とあります。一方、DB方式の手続きに不慣れな事業者は、参加意欲が低下する可能性がある」とあります。 (設計+建設工事)を一括で行う方が「建設工事業者の独自の技術力やノウハウを実施設計の段階から活用した工期短縮が可能」であり、より優れています。 設計に至るまでの間、権原市側と担当予定の建設工事業者との事前の入念な打ち合わせは当然のことです。 私はDB方式を推奨します。	ご要望として承ります。 ご指摘の通り、DB方式(デザインビルド方式)においては、建設工事業者の独自の技術力やノウハウを実施設計の段階から活用することで工期の短縮が可能という長所がありますが、基本設計に基づき工事予定価格を設定するため、従来方式に比べ建設工事の精度が低いとされています。また、DB方式は基本設計後に建物要求水準が確定するため、実施設計段階で市としての意向を反映させることが困難であるとも考えています。これらのことから、新本庁舎建設における事業方式については、従来方式を採用する方針です。	p.40 p.41
50 (16)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	防災センターとしての役割を充実させること。	今後の取り組みの参考とします。 新本庁舎に導入する機能の一つに防災拠点機能(災害対応活動拠点)があります。災害対応活動拠点として、災害時に被災状況を的確に把握し、地域の防災組織や関係機関と連携して、速やかに対応できる「災害対策本部機能」、災害時の庁舎機能の維持及び緊急生活物資や資機材等の提供を行える「ライフライン・備蓄機能」、災害時に円滑な受援のための窓口となる「受援機能」、災害時の災害対応活動、一時避難を想定した「屋外スペース」を整備し、市民の安心・安全な暮らしを支える庁舎としたいと考えています。	p.11 p.12
51 (16)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	全体として豪華なものを作らないこと。必要最低限の施設、設備にすること。	今後の取り組みの参考とします。 新本庁舎整備のコンセプトの一つとして、「施設のコンパクト化と環境配慮」により、建設コストと維持管理コストを可能な限り抑えた庁舎」を掲げています。今後の設計段階においても、ご指摘いただいた内容に留意し、検討を進めたいと考えています。	p.8
52 (16)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	建設費を総額65.7億円を見込んでいるが、類似工事を見るとほとんどが当初予算を大きく上回っている。 節減に努めることは勿論だが、市の税金を有意義に使って欲しい。	今後の取り組みの参考とします。 新本庁舎建設にあたっては、施設のコンパクト化と環境配慮により、建設コストと維持管理コストを可能な限り抑えようと、市の財政に有利な地方債をはじめとした事業内容に応じた基金や補助金を活用することで、財政負担の軽減に努めます。	p.44 p.45

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
53 (16)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	外観は、古都の風景(大和三山、藤原京など)にふさわしいものにする。	今後の取り組みの参考とします。 新本庁舎の外観については、今後の設計段階にて検討しますが、歴史・文化・自然環境と調和したデザインを施し、市民に親しまれ周囲の環境整備や景観形成に波及効果をもたらす「襷原らしさ」を有した庁舎を目指したいと考えています。	p.34 p.35
54 (16)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	現在の市議会傍聴用通路は最低である。高齢者、身障者等を考慮に入れた施設を作ること(エレベーター、車椅子用スペース等)	今後の取り組みの参考とします。 議場、委員会室には、市民が見やすく、聞きやすく、出入りしやすい傍聴席を設けたいと考えています。具体的な内容については、今後の設計段階において検討しますが、ご指摘いただいた内容を参考とさせていただきます。	p.13 p.14
55 (16)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	分庁舎の位置づけを考慮すること。 業務が分散して市民にとって不便にならないように。(ホテルを含む分庁舎建設には反対だったが、出来た物は仕方がない。建設費にふさわしい効果的な使用を考えて欲しい。本庁舎と分庁舎があまりに近すぎる。)	今後の取り組みの参考とします。 本市のこれまでの行政機能は、本庁舎、保健福祉センター、かしはら万葉ホールなどに分散してまいりましたが、分庁舎の供用に伴い、総合窓口機能など一定の集約化が図られました。また、新本庁舎が利用されると、クリンセンターかしはらなど、その場所に配置しなければ業務に支障をきたす施設以外の33課が集約され、市民サービスを向上させることができると考えています。また、今後はナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の施設が一体となり、市民に親しまれる開かれた市役所として賑わいや交流を生み出し、中心市街地として一層の活性化を図りたいと考えています。	p.8～ p.10
56 (17)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	新本庁舎のコンセプト、ユニバーサルデザイン庁舎に対して 新本庁舎のデザインはまちづくりの将来ビジョン②にあるように、歴史的景観が重要であり、そのデザインはユニバーサルではなく、権原市の歴史を象徴するスペシャルなデザインを要求して、歴史のある町を表現できるような、重要なポイントと思います。	今後の取り組みの参考とします。 新本庁舎のデザインについては、今後の設計段階にて検討しますが、歴史・文化・自然環境と調和したデザインを施し、市民に親しまれ周囲の環境整備や景観形成に波及効果をもたらす「襷原らしさ」を有した庁舎を目指したいと考えています。なお、本基本計画におけるユニバーサルデザインとは、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、あらゆる人にとって利用しやすい庁舎を意味しています。	p.34 p.35
57 (17)	基本計画に直接 関係しない意見	まちづくりへ の意見	防災拠点機能 災害発生時に交通が遮断され、八木駅前周辺に滞在している外訪者や住民に対する誘導や広報を、八木駅名店街のマイクシステムを利用したり、ナビプラザのLEDビジョンを利用して行うよう確立し、訓練する。	ご要望として承ります。 災害発生時における市民、交通機関の麻痺による帰宅困難者及び権原市へ来訪される方などに一時的に避難できる場所を周知し、その場所まで誘導していくことは、本市として重要な課題であるとと考えています。今後、地域の皆様にもご協力をいただき、検討を進めたいと考えています。	-
58 (17)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	3施設の機能分担、案内図、また、八木駅前周辺だけの案内図を設置する(八木駅名店街も協力する)	今後の取り組みの参考とします。 ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎の来訪者を分かりやすく目的の場所へ誘導する案内表示の充実度は重要であるとされています。案内表示については、新本庁舎のみならず分庁舎やすい大まきやナビプラザとすることで来訪者が目的の場所を認識できるよう設計段階において検討したいと考えています。	p.16
59 (18)	基本計画に 関する その他の意見		現庁舎が古く、いろいろな条件で建て替えが必要だということは、説明すれば市民も納得すると思いますが、ワークショップは新分庁舎を建てる前に有識者ではなく、一般市民から募り、開催すべきであったと思います。 ここ数年、ワークショップにも参加し、あらゆる委員会、特別委員会、本会議等も出来る限り傍聴してきました。市の職員の方々の日々のご苦労も我が身に置き換えたなら、つくづく大変だなと思いますが、やはり「公」の仕事は「明」らからでなければならぬのであって(良い事、悪い事)を明確にして欲しいものです。	今後の取り組みの参考とします。 本基本計画の検討を進めるにあたり、「新本庁舎建設市民ワークショップ」を開催し、市民の皆様から広くご意見をいただきました。ワークショップに参加された方からも、「もう少し早い段階でワークショップを開催して欲しかった」「もっと回数を重ねて議論をしたい」などのご意見をいただきました。本市としては、今後進める事業について、積極的にワークショップを開催していく方針であり、開催時期や開催回数などにも留意し、市民の皆様からのご意見をいただきたいと考えています。	-

意見No. (提出者No.)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当ページ
60 (18)	基本計画に関する他の意見		生産性に乏しい榎原市は、生産年齢人口の減少・市・地方交・国庫等が非常に脆弱と思われ、先に分庁舎が立ちオアープンしたものの、問題山積のまま、本庁をどうしたらいいかと問われているには、工事も進行中という中、納得がいかないのです。 市民は本庁舎が新設になるということで、新分庁舎の事に気持ち始めています。(ホテルの件も含め) 市民は、点在している市の行政が「か所」に集まり、手続き等の色々な手間が省けることが希望でした。分庁舎と本庁舎に分けて建て替えられるとは、思ってもみなかった事です。これまでの経緯を考えると、本庁舎の件も、もう既に決定されているとしか考えられませんが、子や孫の代まで残る建物をそう簡単に私達の代に安に遣りあげられる事は出来ないと考えます。	ご要望として承ります。 本市としては、①学校の耐震性の確保、②市民が直接利用される機会の多いライフイベントと機能的な深い窓口機能を集約した分庁舎の建設、③災害対応活動拠点となる本庁舎の耐震性の確保の順で整備を行う予定です。①と②については、整備が完了したため、今般、③本庁舎の耐震性の確保(新本庁舎の整備)に着手しました。今後、本庁舎の耐震性向上、ワークショッパ及びパブリックコメントなどいただいた市民の皆様のご意見を参考とし、事業を進めますので、ご理解いただけますようお願いいたします。	-
61 (18)	基本計画の内容に関する意見	第2章 新本庁舎整備の方針	議会機能関係(案)に対する意見はありますが、希望として、議会でなくても、年齢・身体に關係なく迷惑がからなく、入出できる設備にして欲しい。	今後の取組みの参考とします。 議場・委員会室には、市民が見やすく、聞きやすく、出入りしやすい傍聴席を設けたいと考えています。具体的な内容については、今後の設計段階において検討しますが、ご指摘いただいた内容を参考とさせていただきます。	p.13 p.14
62 (19)	基本計画の内容に関する意見	第4章 新本庁舎の基本計画	市本庁舎建設は、庁舎老朽化や最近各地で頻繁に起こる地震や災害に鑑み、耐震基準を満たした災害時の対応拠点となる庁舎建設は市庁舎近隣住民として理解しています。 現在行われている南館解体工事も地震かと思われ、様な騒音や振動もありますが、それらもすべて受け入れていきます。 新本庁舎建設後になると思いますが、現在の庁舎南側の駐車場の南側フェンスの高上げ(目隠しのため1m位)を要望致します。	ご要望として承ります。 新本庁舎の建設に伴い、周辺の環境に大きな影響を与えることについては、本市としても重要な課題であるとと考えています。今後も地域の皆様と協議・調整を行いながら、事業を進めたいと考えていますので、ご理解・ご協力いただけますようお願いいたします。	p.32
63 (20)	基本計画の内容に関する意見	第1章 新本庁舎整備の背景	新庁舎の建設位置 近鉄大和八木駅や近鉄八木西口駅、JR畷傍駅及び道路からのアクセス性と共に街も発展してきた。 将来、超高齢化、人口減少等により交通手段こそ重要であり、現位置で多方向性を求める。	今後の取組みの参考とします。 新本庁舎の建設に関しては、『榎原市新庁舎基本構想(平成22年)』において、「敷地形状、規模や本庁舎の必要性など敷地単独の規模要件」や「総合計画、都市計画マスタープラン等、上位計画や関連計画における都市構造との整合性やアクセシビリティなど、周辺環境や市全体に関する要件」等から総合的に検討を行い、「近鉄大和八木駅や近鉄八木西口駅、JR畷傍駅及び道路からのアクセシビリティを最大限活用できる」とも、今後の周辺まちづくりを考慮するうえでも大きな役割を担う拠点として位置付けられる」などの点を評価した結果、複数の候補地から現在の場所にて建設と決定し、市議会の了承も得ました。また、ナビプラザ・分庁舎・新本庁舎が一体となり、市役所エリアとしての賑わいや交流を生み出し、榎原市の中心市街地として一層の活性化を図ることと、奈良県中南部地域の拠点都市としてふさわしい都市機能を備えることができると考えています。	p.3

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
64 (20)	基本計画に直接 関係しない意見	まちづくりへ の意見	<p>新本庁舎周辺のまちづくり 基本構想のコンセプトは理解できるが、まちづくりの将来ビジョン ①は、理解できる。 ②に関し、一段小さく書かれた(※大和八木駅周辺まちづくりに関わる市、地域団体、民間事 業者が連携し、企画、実施するイベント及び策定を指す。)に大きな問題があり、(H30.7/八木駅 周辺地区まちづくり検討委員会協議資料P.12)大和八木駅を中心としながらその核である「現 近鉄八木駅名店街協同組合」が昭和43年度に結成活動以来、市民利用者の基礎となってい るアーケードの新設、維持管理等、国、県、市の助成も求め莫大な負担と投資を重ねながら現 在今日の発展の基礎をなしたのに、それを無視したかの昨今の市政運用は大変な矛盾を発生 せしめ発酵的の声を速やかに対応すべきであり、向後に配慮すべきである。 また、H27.2.25/八木駅前側ホテル及び市役所分庁舎建設時、市は2分し賛否両論の2月臨時 議会で、賛成は市商工会議所、経済クラブ、近鉄八木駅名店街協同組合、八木駅前振興組合 の経済4団体の代表として近鉄八木駅名店街協同組合理事長■■■■が議会で堂々と賛成 意見を展開した。それが反対意見を押しさえ、成功して今日の竣工を見た。 その商店街が無視された形態になっている。 以上の経緯と現状から、事後、八木駅を中心としたまちづくりに必要不可欠からず、核を更に 意識して早速是正を行い、将来に対処すべきである。</p>	<p>ご要望として承ります。 『大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(平成28年)』に掲げたまちづくりの将来ビジョンを実 現するために、効果的、計画的に事業を展開できるまちづくりの戦略として『大和八木駅周辺 地区まちづくり基本計画(平成30年)』を策定しました。まちづくり基本計画に記載された事業内 容を、今後個別事業にて実施していくこととなります。個別事業段階においては、市・市民・民 間事業者・市民活動団体等の積極的な参加・参画が不可欠であると考えています。今後も、市 の計画についてはできる限り市民の皆様へ情報を公開し、積極的に参加・参画していただける 体制を築いていきたいと考えています。</p>	-
65 (21)	基本計画の内容 に関する意見	第1章 新本庁舎整 備の背景	<p>新庁舎の建設位置 超高齢化、人口減少等将来的課題を抱えている現今、今日までまちの発展に寄与した。 意まれた利便性を今後も尊重しながら対応されたい。</p>	<p>今後の取組みの参考とします。 新本庁舎の建設に関しては、『橿原市新本庁舎基本構想(平成22年)』において、「敷地形状、 規模や既存者の必要性など敷地単独の規模要件」や「総合計画、都市計画マスタープラン等、 上位計画や関連計画における都市構造との整合性やアクセス性など、周辺環境や市全体に 関する要件」等から総合的に検討を行い、「近鉄大和八木駅や近鉄八木西口駅、JR阪伊駅及 び道路からのアクセス性を最大限活用できるとともに、今後の周辺まちづくりを考えるうえでも 大きな役割を担う拠点として位置付けられるようなポイントを評価した結果、複数の候補地から現 在の場所にて建替えると決定し、市議会の了承も得ました。ご指摘の通り、建設敷地の恵まれ た利便性を尊重し、本市の中心市街地として一層の活性化を図りたいと考えています。</p>	p.3
66 (21)	基本計画に直接 関係しない意見	まちづくりへ の意見	<p>新本庁舎周辺のまちづくり 将来ビジョン②に関し、別途本年7月に策定的一段小さく書かれた(※大和八木駅周辺地区ま ちづくりに関わる市、地域団体、民間事業者が連携し、企画、実施するイベント及び政策を指 す。)に関し、(H30.7/八木駅周辺地区まちづくり検討委員会協議資料P.13)2.5土地利用の方針 ②の駅前商業、住居エリアはそれまでの関係地権者等との協議を一変して、解体決定の不良 立地駐車場を補修して残存する等のグループのしわ寄せの累積と云わざるを得ない。 昭和40年代、北広場造成に二度の苦痛をたまたらす等の協力者に、今日まで多年重ねた地権 者等の協議の意向と乖離する。 飽く違この計画は撤回し、予定に従い市内利用者が敬遠する屋上を始め不良、不便の理由を 公開し、速やかに立体駐車場を解体すべき。</p>	<p>ご要望として承ります。 ご指摘の内容は、大和八木駅北側のまちづくりについて、市営八木駅前北駐車場を速やかに 解体するべきとの趣旨と思われれます。市営八木駅前北駐車場は、昭和57年に建築されたから 36年経過しています。『橿原市公共施設等総合管理計画(平成28年)』において、長寿命化を 図る公共施設については、大規模改修を築後35年、建替を築後75年とする目安が示されて いることから、市営八木駅前北駐車場については、まず建物の劣化診断を実施し、その結果を 踏まえ、長寿命化を実施するか小規模な修繕に留め一定程度の耐用年数が経過した後に除 却するか、今後の方向性を決める予定です。また、大和八木駅北側エリアの全体配置計画の 検討の際には、社会情勢や交通流動の変化などに留意しながら、検討します。</p>	-
67 (22)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	<p>市民サービスに 関する意見</p>	<p>ご質問に回答します。 本市のこれまでの行政機能は、本庁舎、保健福祉センター、かしはら万葉ホールなどに分散し てまいりましたが、分庁舎の供用に伴い、総合窓口機能など一定の集約化が図られました。 既に支庁をたず歩署を除いた3階が集約され、市民サービスを向上させることができると考 えています。また、ナビラザ、分庁舎・新本庁舎の3施設で機能分担を明確にすることにより、 基本的に当該施設内で対応が可能となると考えています。しかし、施設間での対応が必要と なった場合は、担当部署間で連携を密にとり、市民の皆様にご不便を感じさせないようサ ビスの提供を目指します。</p>	p.8~ p.10

意見No (提出者No)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
68 (22)	基本計画の内容 に関する意見	第2章 新本庁舎整 備の方針	各施設における各課配置について、上下水道部は上水道窓口を除きクリンセンターとなり、現時点では、白濁配水場、一町配水場の運転管理を行っています。しかし、本市としては、健全な経営の観点から配水拠点の統合を図る方針であり、白濁配水場を廃止し、一町配水場の1箇所に集約することから、本市水道事業の最重要施設となります。また、災害発生時には、緊急運搬の作動により一町配水場の断水、通水の確認作業が必須となることから、一町配水場に徒歩でも行くことが可能であり、初期対応を迅速に行うことができる場所であるクリンセンターははらに上下水道部を配置することは最適であると考えています。事業者等の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。	ご要望として承ります。 ご指摘の通り、上下水道部につきましては、新本庁舎供用後も上水道窓口を除きクリンセンターははらに配置されます。本市の水道事業につきましては、県営水道の100%受水により、現時点では、白濁配水場、一町配水場の運転管理を行っています。しかし、本市としては、健全な経営の観点から配水拠点の統合を図る方針であり、白濁配水場を廃止し、一町配水場の1箇所に集約することから、本市水道事業の最重要施設となります。また、災害発生時には、緊急運搬の作動により一町配水場の断水、通水の確認作業が必須となることから、一町配水場に徒歩でも行くことが可能であり、初期対応を迅速に行うことができる場所であるクリンセンターははらに上下水道部を配置することは最適であるとと考えています。事業者等の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。	p.10
69 (22)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	敷地2の広場について「将来、賑わい創出の場として活用」とあるが周辺の地元企業や奈良県立医科大学との連携など産官学連携した賑わい創出の場となればと考えます。	今後の取組みの参考とします。 敷地2につきましては、新本庁舎建設時には広場として活用しますが、将来的には民間の力を活用して賑わいを創出したいと考えています。今後、民間活力の導入可能性や意向調査を行っていく過程において、ご指摘いただいた内容を踏まえ、検討を進めたいと考えています。	p.32
70 (22)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	敷地条件について、当該敷地は国道24号と165号に囲まれ時間帯によっては恒常的に渋滞と なっているエリアである。そのため、庁舎新設にあたり、周辺の歩道・横断歩道を含めた道路 改修を計画して頂きたい。 また、分庁舎と本庁舎間の小道について狭いため、雨天時には通行が不便となっている現状 がある。あわせて検討頂きたい。	今後の取組みの参考とします。 ご指摘の通り、ナビラザ・分庁舎・新本庁舎と施設が分かれているため、各施設間の来訪者 の移動手段は重要な課題であると考えています。新本庁舎敷地の北側にある国道24号につき ましては、現在国土交通省において改修計画があり、本市としても協議、調整を行っています。 また、3施設間の移動手段についても、国道24号の整備状況を踏まえたうえで、費用対効果を 考慮し、良好なアクセスを提供できると考えています。	p.32
71 (22)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	建設事業者の選定について、橿原市の庁舎である観点により、地元企業の参画をお願いし、 地域活性化につなげて頂きたい。	今後の取組みの参考とします。 建設工事業者選定方式については、技術提案と価格提案を適切に評価できる総合評価落札 方式を想定しています。具体的な内容については、今後検討しますが、ご指摘いただいた内容 を参考とさせていただきます。	p.43
72 (23)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	新本庁舎建設に直接関係はありませんが、現本庁舎から分庁舎へ降雨時徒歩で行く際に、傘 をさすずに行けるように屋根等を付けて欲しい。(本庁舎から分庁舎へ行くアクセス方法も考え て欲しい)	今後の取組みの参考とします。 ご指摘の通り、ナビラザ・分庁舎・新本庁舎と施設が分かれているため、各施設間の来訪者 の移動手段は重要な課題であると考えています。新本庁舎敷地の北側にある国道24号につき ましては、現在国土交通省において改修計画があり、本市としても協議、調整を行っています。 移動手段については、国道24号の整備状況を踏まえたうえで、費用対効果を考慮し、良好なア クセスを提供できるよう整備を行いたいと考えています。	p.32
73 (23)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	新本庁舎の設計にあたり、橿原市内業者の活性化の為に、橿原市内の設計事務所を使って 欲しい。(橿原市内の設計事務所のJV含む)	今後の取組みの参考とします。 設計業者選定方式については、発注者では困難な仕様の確定や目的の達成が期待できるプロ ポーザル方式又は総合評価落札方式を想定しています。具体的な内容については、今後検討 しますが、ご指摘いただいた内容を参考とさせていただきます。	p.42
74 (23)	基本計画の内容 に関する意見	第5章 事業計画	新本庁舎の施工にあたり、橿原市内業者の活性化の為に、橿原市内の施工業者を使って欲 しい。(橿原市内の施工業者のJV含む)	今後の取組みの参考とします。 建設工事業者選定方式については、技術提案と価格提案を適切に評価できる総合評価落札 方式を想定しています。具体的な内容については、今後検討しますが、ご指摘いただいた内容 を参考とさせていただきます。	p.43

意見No. (提出者No.)	意見分類	該当項目	意見内容	市の回答	該当 ページ
75 (24)	基本計画の内容 に関する意見	第4章 新本庁舎の 基本計画	平成30年11月付 権原市新庁舎建設基本計画(案)的観点から、つまり今までの国土交通省の既成概念をベースに都市計画がされることが予想される。しかしこの既成概念から脱却、進化発展させることが必要である。 つまり、具体的には現在の容積率、建蔽率、高さ制限等を前提として構成デザインすることに とらわれず規制改革に果敢に取り組むべきである。 この着眼により建蔽率、容積率、高さ制限等の緩和を図るべきである。 特別立法、条例変更により参加で許認可することにより建蔽率99%、容積率900%高さ制限は20メートル前後から100m以上に上限を上げる。 その結果、東京都庁に勝るエンババヤーズアパートビル並みの巨大テナントビルが我が権原市の中心地に誕生することが可能になる。特区の試験的モデルで権原市新本庁舎と多くのテナントビル、近鉄百貨店、ホテル誘致、さらにはできるのが駐車場ホテル、コンベンションホール、コートホテル、IR(カジノ)は絶対に誘致してはならないが権原市に生まれる。 ブランド店、最後に区分所有の個人向け、企業向けの大小のマンションが極めてお得価格で分譲、賃貸が実現する。特に商業地域であり近鉄電車の大和八木駅に徒歩5分以内と近いので空室リスクは軽減される。商業的利用価値は上がり近辺の土地の不動産価格は急上昇する。 地域指定設定は限定的、タワーの壁面は白黒の茶噺風にして、奈良時代の巨大寺院、江戸時代の美しいお城を構えて古都奈良の景観は守れる。むしろ古都奈良の観光都市のシンボルタワーとして世界に発信し権原市にインパクト効果を増強することが可能になる。	ご要望として承ります。 本市は大和都市計画区域内に位置し、「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びに適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図られるべきこと」を基本理念とした都市計画法に基づいてまちづくりを進めています。ご指摘の内容は、都市計画の既成概念を脱却、進化発展させて権原市のシンボルタワーとするべきとの趣旨と思われれますが、都市計画法及び大和都市計画の将来像である、奈良らしい歴史的・自然的環境の維持・保全を前提に、地域活性化を図りたいと考えています。	p.31
76 (25)	基本計画の内容 に関する意見	第1章 新本庁舎整 備の背景	災害時に現庁舎は将来、東南海地震、あるいは中央構造線上の直下でマグニチュード7程度の地震が発生すると推定されています。早急に新庁舎建設が必要と見做されています。	今後の取組みの参考とします。 現本庁舎は、中規模地震以上の地震発生時には倒壊し、または崩壊する可能性があります。来る大地震に備え、市民の安心・安全な暮らしを支えるためにも、災害対応活動拠点としての機能を充足した新本庁舎の建設を早急に行いたいと考えています。	p.1
77 (25)	参考資料に関する 意見		モデルプランで、東駐車場から徒歩にて西方向に接続の計画があれば良いと思う。	ご要望として承ります。 ご指摘の通り、東駐車場から各施設までの移動についても重要な課題であると考えています。ナビラザ・分庁舎・新本庁舎の施設間の移動も含め、費用対効果を考慮したうえで、良好なアクセスを提供できるように整備を行いたいと考えています。	-

(3) 参考資料

市の回答にて示している各種計画の参照先は下記の通りです。

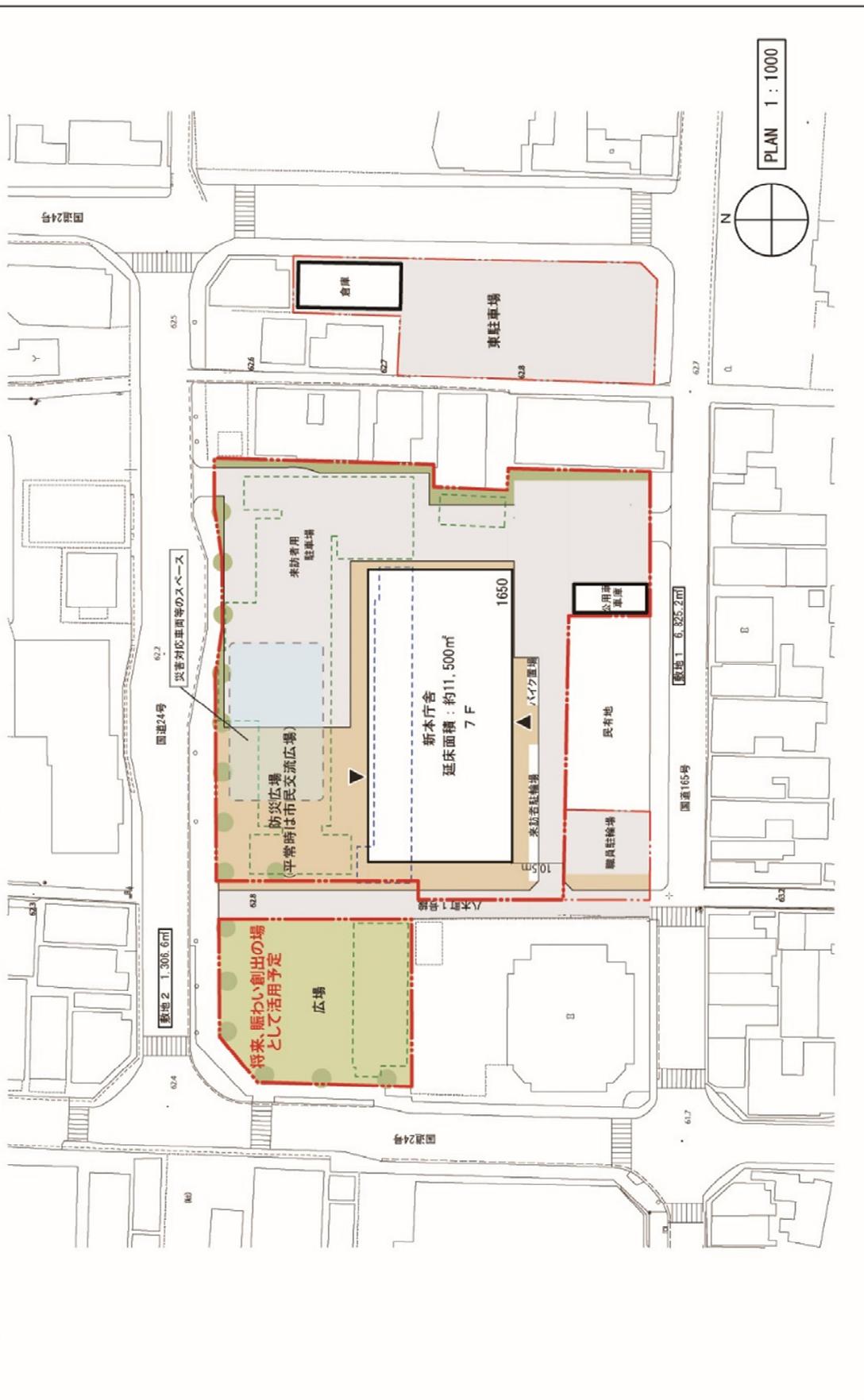
計画名	URL
・大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(平成28年)	https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34bdcdf1a7f00f31b17a36
・大和八木駅周辺地区まちづくり基本計画(平成30年)	https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34bdd4f1a7f00f31b17a3e
・権原市新庁舎基本構想(平成22年)	https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34be4ff1a7f00f31b17ce4
・権原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年)	https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34c618f1a7f00f31b1a85a
・権原市定員管理計画(平成28年)	https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34c668f1a7f00f31b1aaca
・第5次権原市行政改革大綱	https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34c60ef1a7f00f31b1a838
・第3次総合計画後期基本計画	https://kashihara.mylocal.jp/article?id=5c352484f1a7f00f31b1e8d4
・権原市公共施設等総合管理計画(平成28年)	https://kashihara.mylocal.jp/documents/5c34c610f1a7f00f31b1a843

第3章 モデルプラン

3.1. 地上7階建て案

【参考資料】 モデルプラン (地上7階建て案)

※このモデルプランは基本計画を検討するために作成した図であり、新本庁舎がこの図に基づき建設されることを示した図ではありません。



3.2. 地上6階建て案

【参考資料】 モデルプラン (地上6階建て案)

※このモデルプランは基本計画を検討するために作成した図であり、新本庁舎がこの図に基づき建設されることを示した図ではありません。

